

官報

號外

明治四十四年三月二十二日

水曜日

印刷局

○第二十七回 衆議院議事速記録第二十六號

明治四十四年三月二十一日(火曜日)午前十時十五分開議

議事日程 第二十五號 明治四十四年三月二十一日

午前十時開議

- 第一 決議案(衆第一三三號)(犬養毅君外二名提出)
明治四十一年度歳入歳出總決算及各特別會計歳入歳出決算
- 第二 決議案(衆第一三六號)(犬養毅君外二名提出)
國家公共ニ對スル篤志者ノ表彰ニ關スル建議案(早川龍介君提出)
- 第三 國家公共ニ對スル篤志者ノ表彰ニ關スル建議案(喜七君外二名提出)
- 第四 國設模範製絲所創設ニ關スル建議案(森國造君提出)
- 第五 常設美術展覽會設置ニ關スル建議案(竹内正志君外一名提出)
- 第六 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷲田土三郎君提出)
- 第七 史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案(井上敏二君外二名提出)
- 第八 郡域變更ニ關スル建議案(塚田啓太君提出)
- 第九 私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案(戸水寛人君外一名提出)
- 第十 官立精神病院設置ニ關スル建議案(山根正次君提出)
- 第十一 京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議案(阪本彌一郎君外六名提出)
- 第十二 鑛業試驗所設置ニ關スル建議案(宮古啓三郎君外三名提出)
- 第十三 (特別報告第二百二號)商法改正案ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第二百三號)稅務署回復存置ノ請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第二百四號)酒造稅法中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第二百五號)鹽賠償價格査定ニ關スル調查會設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第二百六號)煙草專賣法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第二百七號)煙草專賣法改正ノ請願 (委員長報告)

- 第二十 (特別報告第二百七號)第二辰丸不法扣留損害金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第二百八號)製油原料輸入稅免除ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第二百九號)郡界變更ノ請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第二百十號)分村ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第二百十一號)利息制限法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第二百十二號)區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第二百十三號)富士川橋梁架設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第二百十四號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第二百十五號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第二百十六號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第二百十七號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第二百十八號)定期船寄港ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第二百十九號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第二百二十號)郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第二百二十一號)留萌増毛間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第二百二十二號)砂糖政策ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第二百二十三號)內國粗糖生產費補助金下附ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第二百二十四號)糖業保護ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第二百二十五號)輸出清酒下戻稅ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第二百二十六號)寺院境內還付ニ關スル法律案制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第二百二十七號)地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第二百二十八號)郡界變更並村分離ノ請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第二百二十九號)郡衙移轉ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第二百三十號)遊廓廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第二百三十一號)藥劑師法制定ノ請願 (委員長報告)

第四十五

(特別報告第二百三十三號) 南北朝御講和舊跡保存ノ請願 (委員長報告)

第四十六

(特別報告第二百三十四號) 汽船「トロール」漁業ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十七

(特別報告第二百三十五號) 貴金屬工作品檢定法制定ノ請願 (委員長報告)

第四十八

(特別報告第二百三十六號) 中央金庫大連派出所修繕工事費請求ノ請願 (委員長報告)

第四十九

(特別報告第二百三十八號) 電信電話架設ノ請願 (委員長報告)

第五十

(特別報告第二百三十九號) 停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第五十一

(特別報告第二百四十號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十二

(特別報告第二百四十一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十三

(特別報告第二百四十二號) 鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第五十四

(特別報告第二百四十三號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十五

(特別報告第二百四十四號) 定期船寄港ノ請願 (委員長報告)

第五十六

(特別報告第二百四十五號) 直江津開港ノ請願 (委員長報告)

第五十七

(特別報告第二百四十六號) 定期船尻白寄港ノ請願 (委員長報告)

第五十八

(特別報告第二百四十七號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十九

(特別報告第二百四十八號) 試驗制度改正ニ關スル請願 (委員長報告)

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

一 貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

工場法案(政府提出)

明治三十三年法律第七十五號 同三十五年 法律第二十九號 準用ニ關スル法案(政府提出)

明治三十三年法律第七十六號 中改正法律案(政府提出)

軍人恩給法中改正法律案(政府提出)

(第一號) 明治四十四年度歲入歳出總豫算追加案

(第二號) 明治四十四年度歲入歳出總豫算追加案

(第三號) 明治四十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
(追第一號) 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
司法事務補助法案(政府提出)
執達吏手数料規則中改正法律案(政府提出)
大藏省預金部ノ利益金ヲ一般會計ニ繰入ルル件ニ關スル法律案(政府提出)

明治三十九年法律第三十一號 中改正法律案(政府提出)
砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律案(政府提出)
賣藥稅法中改正法律案(政府提出)
租稅外諸收入金整理ニ關スル法律案(政府提出)
關稅法中改正法律案(政府提出)

一 請願委員長ヨリ採擇スヘキモノトシテ報告シタル請願ノ中已ニ院議ニ於テ議決セラレタル法律案建議案又ハ請願ト同一主旨ノモノハ先例ニ依リ院議ニ付セザルコト、セリ其請願左ノ如シ

(特別報告第一三三號) 山陰縱貫鐵道聯絡速成ノ請願

(特別報告第一三〇號) 未成年者飲酒禁止法制定ノ請願外一件

(特別報告第一二九號) 未成年者飲酒禁止ニ關スル請願

(特別報告第一二八號) 利根川小貝川ヲ利根川改修工事中ヘ編入ノ請願外六件

(特別報告第一二三號) 大湊鐵道速成ノ請願

(特別報告第一三八號) 小學校教員俸給國庫支辨ノ請願

(特別報告第一四五號) 飛越鐵道速成ノ請願

(特別報告第一四六號) 飛越鐵道速成ノ請願

(特別報告第一四七號) 豐肥鐵道速成ノ請願外一件

(特別報告第一五一號) 益田下關間鐵道敷設ノ請願

(特別報告第一五二號) 青森港修築ノ請願

(特別報告第一五四號) 船川線羽越沿岸線及陸羽橫斷線鐵道速成ノ請願

(特別報告第一五五號) 山陰線貫通速成ノ請願

(特別報告第一五六號) 未成年者飲酒禁止法制定ノ請願外二件

(特別報告第一五七號) 膽振鐵道速成ノ請願

(特別報告第一五八號) 鐵道速成並ニ鐵道敷設法改正ノ請願外六件

(特別報告第一五九號) 大湊開港ノ請願

(特別報告第一六〇號) 小學校教員俸給國庫補助ニ關スル請願外一件

(特別報告第一六一號) 常設美術展覽會會場設立ノ請願

(特別報告第一六二號) 絹業試驗場設立事業實施ノ請願

(特別報告第一六三號) 煉乳事業獎勵ノ請願

(特別報告第一六四號) 大館盛岡間鐵道速成ノ請願外二件

(特別報告第一六五號) 小學校教員俸給國庫補助ニ關スル請願

(特別報告第一六六號) 日光山ヲ大日本帝國公園ト爲スノ請願

(特別報告第一六七號) 安倍川改修工事速成ノ請願

(特別報告第一六八號) 國有土地山林原野地方自治體ニ下附ノ請願

(特別報告第一六九號) 紀勢鐵道敷設速成ノ請願

(特別報告第一七〇號) 紀勢鐵道速成ノ請願外二件

(特別報告第一七一號) 國有土地山林野下附ノ請願

(特別報告第一七二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七三號) 國有土地山林野下附ノ請願

(特別報告第一七四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一七九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一八九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第一九九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二〇九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二一九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二二九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二三九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二四九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二五九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二六九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二七九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二八九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九一號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九二號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九三號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九四號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九五號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九六號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九七號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九八號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第二九九號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

(特別報告第三〇〇號) 鐵道敷設ノ請願外二十一件

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

民事訴訟勸解法案委員會

委員長 塚田 啓太郎君

理事 高木 益太郎君

委員長 小久保 喜七君

理事 川村 睦君

委員長 鷺田 十三郎君

理事 佐々木 安五郎君

委員長 森 國造君

理事 伊東 祐賢君

委員長 塚田 啓太郎君

理事 水間 此農夫君

委員長 戸水 寛人君

理事 守屋 此助君

委員長 青柳 信五郎君

理事 古森 泰君

委員長 京都市立陶磁器試驗場ヲ農商務省直轄ト爲スノ建議案外一件委員會

理事 米田 纈君

委員長 宮 古啓三郎君

理事 米田 纈君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

委員長 佐々木 安五郎君

理事 佐々木 君

難ノ趣意アリマス、更ニ附帶シテ當局者外務大臣ガ議會ニ對スルコロノ言動ニ付テ

甚ダ不感服ヲ舉動ノアルコトヲ非難スル趣意アリマス、決議案ノ本文ハ既ニ印刷セラ

レテ諸君ノ御手許ニ配付セラレテ居リマス、ソレ故ニ更ニ朗讀スル必要ハナイド思ヒマス

カラ、直ニ其說明ニ掛リマス、其大體ニ付テ如何ナルコトデアラカト言ヒマス、第一ニ

外務大臣ノ議會ニ對スル言動ヲ考ヘテ見マス、此條約改正ニ關シテ會テ一定ノ見

込ナク、常ニ大言壯語シテ外ニ意氣ノ盛ナルヲ示シ、其實行ニ臨ミマス、ト云フ、

何時モ其豫言シタルコロノ言實ニ適ハナシ、サウシテ其破綻ノ點ヲ議會ヨリ質問ヲ致

シマス、ト、牽強附會ノ遺辭ヲ設ケ、甚シキハ願ヒテ他ヲ言フ、ト云フ不親切ナル態度ハ、

極メテ國民ノ同情ヲ得テ外ニ對スル強硬ナル外交ノ政略ヲ取ルコロノ不利益ナル態

度デアルト本員ハ確信ヲ致シマス、此間ニ一點ノ誠意ヲ見出スコトガ出來ナイ、前ニ述

ベタルコトニ事實ノ上ニ阻礙ガ現ハレタラバ、誠實ニ其順序ヲ見出スコトガ出來ナイ、前ニ述

ニ成程左様ナル順序ニ依テ茲ニ至リシカト思ハシメル、此誠意ガアツタナラバ、議會ノ當

局ニ對スルコロノ態度モ亦寬大ノ考ヲ持ツノハ當然ナル反響デアルト思フ、所ガ當局

外務大臣ノ爲ストコロハ常ニ前ニ豪語シテ、後ニ萎縮退縮シテ其陋態ヲ蔽フニ虛偽ノ

言語ヲ以テスルニ至ッテハ、本員言フヲ憚ルコトデアリマス、市井ノ小人モ尙恥ル

トコロデアルト思フ、斯様ナ本員ガ急激ナルコロノ言動ヲ以テ當局ヲ非難スルカラニハ、

其實質ノ確ニ唯今申述ベシタルコロノ事柄ナルコトヲ明言シ、說明スルコロ

ノ責任ガアルト思ヒマス、昨年ヨリ今年ニ掛ケテ外務大臣ハ何ト申サレタカ、條約改正

ノ趣意ハ維新ノ宏謀ニ基キ對等ノ條約ヲ爲スニアリト云フコトハ、昨年此議會ニ明

言セラレタルコロデア、而シテ本年ニ至ッテ其爲ストコロ此豫言ニ背イテ居リマス、是

デモ對等ト云フヲ得ベキカト云フ此實問ニ逢ヒマス、右ニ避ケ左ニ避ケテ、常ニ其事

實ヲ曖昧ノ間ニ没スルコト云フ態度ヲ取ラレタラバ、如何ニモ奇怪ノ次第デアルト思ヒ

マス、本員等ハ米國ノ議會ニ現ハレタルコロノ彼ノ當局者ガ親切ニ我日本ニ對シテ爲シ

タルコロノ其有様ヲ議會ニ說明シ、不同意者ヲ鎮メテ、サウシテ其順序ヲ良ク運シテ居

ルコトハ、直接責任アルコロノ議員ガ此議會ニ於テ承ルヨリハ、却テ三千里ヲ隔タル

コロノ米國ノ通信ニ依ッテ其實狀ヲ知ルコト云フニ至ッテハ奇怪至極ト云ハナケレバナラ

ス、(拍手起ル)彼ノ議會ニ於ケルコロノ有様ハ其議論ノ何レニ拘ラス、極メテ當局者ガ議

院ニ對スルコロノ親切ヲ極メ、議會ニ對スルコロノ親切誠實ハ即チ國民ニ對スルコロ

ノ親切、誠實デア、丁度之ヲ此議會ニ於ケル外務大臣ノ言動ニ較ベテ見マス、

議會ニ對スル不親切、不誠實ハ即チ國民ニ對スルコロノ不誠實、誠ニ眞面目ヲ缺イ

テ居ルコト云フコトニ思至ラザルヲ得ヌデアリマス、抑、昨年外務大臣ガ此議會ニ於テ述

ベ、更ニ本年ノ議會ニ於テ繰返シタルコロノ維新ノ宏謀ニ基キ對等ノ條約ヲ結ブト、

斯様ニ申サレタルコトハ果シテ其心ニ自ラ信シテ左様ニ爲スト云フ胸中ニ成竹ガアツタ

カ否ヤ本員ハ疑フコトデアリマス、ソレトモ前ニハ誇大狂の妄言ヲ懷イテ、事實之ニ副ハザ

ルトコロノ窮境ニ陥ツタデア、果シテ何レカノ一人居ラナケレバナラズト本員ハ思フ

デアリマス、自ラ省ミテ此次第ノ變化ヲ考ヘラレマシタナラバ、唯今本員ガ強キ言

葉ヲ以テ非難スルコトニ決シテ御異存ナカルベキコトデアラウト思フ、是ヨリ其實事

說明致シマス、昨年國定稅率ヲ定メテ之ヲ關稅ノ標準ト爲スト云フ場合ニ於テ、本

員等ハ同志ノ人ト共ニ斯様ニ致シテ果シテ諸國ノ總テ同意ヲ得ルトコロノ見込ガアル

否ヤ、其中ニ就テ最モ難事ト云フ考ヘマシタハ即チ英國デアリマス、之ニ付テ注意ヲ

與ヘタルコトニ外務大臣ハ何ト申サレタカ、英國ハ自由貿易ノ國デアラカ、協商ノ餘地

ナシト斯様ニ申サレタ誠ニ意氣盛シナリト云フベシ、是デ英國ハ同意サセルト云フ自信ヲ

第一 決議案(衆第一三三號)(大義裁君外二名提出)

近時列國ノ條約改訂ニ際シ政府ハ展議會ニ對シ維新以來ノ宏謀ニ基キ全然彼
我對等ノ基礎ニ據リ新條約ヲ締結スヘシト誓言シタルニ拘ラス依然舊且彌縫ヲ事ト
シ表面對等ノ形ヲ裝ヒテ其實多クハ退讓ニ陷リ殊ニ日米新條約ニ關シ移民渡航
禁止ノ聲明ヲ彼ニ與ヘタルハ是レ帝國ノ國權國利ヲ毀損スルモノト認ム
右決議ス

○島田三郎君登壇
(拍手起ル)
○島田三郎君 唯今日程ニ上ッテ居リマス本決議案ハ政府ノ外交處置ニ對スル非

官報號外 明治四十四年三月二十二日 衆議院議事速記第二十六號

快議案 五九七

明言シテアリマスガ、其後ノ經過果シテ如何、英國ノ民ノ激シキ反對デアル、激シキ反對ニ達シテ、ソレハ當局者如何ニシテ國民ニ蔽ハントシテモ唯今ハ世界共通ノ時代デアリマスカラ、世界ニ流布セラルコトノ新聞紙ハ此有様ヲ傳ヘテ、吾ミヲシテ坐シテ英國ノ形勢ヲ知ラシムルガ便利ハアルデアリマスカラ、外務大臣ガ之ヲ蔽ハントスルト云フハ姑息アリ如何ニモ拙劣デアルト思フ、此失策ノタメニ一時神經過敏ナルトコロノ一部ノ人ヲシテ日英同盟ノ此連鎖ヲ緩メルトコロノ惡イ結果ハアルマイカト杞憂ヲ懷カシメル如キ有様デアッタデアリマスカラ、國ヲ愛スルトコロノ人ハ之ヲ憂ヘ、當局モ亦頗ル狼狽ノ態デアッタデアリマス、前ニ豪語シタルトコロノ當局ノ狼狽甚ダ見ルモ氣ノ毒デアル、併ナガラ氣ノ毒デアルヲ止メルコトハ出來ナイ、利害ハ彼政府者ノ利害ニアラズシテ、帝國ノ全體ノ利害デアリマスカラ、本員等ハ一方ニ於テハ當局ノ輕率ナル前後矛盾セラルコトヲ斯様ノ舉動ヲ咎ムルト同時ニ極メテ全帝國ノタメニ憂トシタルデアリマス、此憂ニ至ッテハ當局者ノ憂ニ決シテ其程度ヲ讓ラヌ積リデアリマス、併ナガラ本員ハ少クモ前ニ外務大臣ガ協商ノ餘地ナシトス様ニ申サレタキニ恐ラクハ、斯様ニ前ニ豪語シテモ、其後ニハ必ズ困難ニ遭遇スルデアラウ、此ノ如ク成立ノ協商ナクシテ外務大臣ハ其目的ヲ達スルコトヲ得ルヤ否ヤト云フコトヲ本員ハ疑ウテ居リマスカラ、念ノタメニ結果如何ヲ問フデアリマスガ、問ウタルトキヨリ此ノ如ク當局ノ狼狽ハ胸中ニ描カレテ居ッタデアリマスカラ、憂フルコトハ憂フルガ、更ニ本員ハ驚カナカッタデアリマス、サウシテ此場合ヲ怪マナイモノデアッタ、英人ノ反對ハ誠ニ已ムヲ得ヌ結果デアッタ、前ニ豪語シ明言シタル云フコトハ當局ノ輕率ナル言動デアッタ云フコトヲ本員ハ思ウテ居リマスカラ、一方當局ニ對シテハ冷評ヲ漏サ、ルヲ得ズ、一方我帝國ノ利權ニ關シテハ杞憂ヲ懷カザルヲ得ナカッタデアアル、其後ノ有様ハ如何デアルカ、外務大臣ハ未ダ之ヲ明言セズ、尙談判中ニ屬シマスカラ、之ヲ推測スルコトハ出來マスルケレドモ、之ヲ明言シテ非難スルコトハ出來ナイデアリマス、此場合ニ至ッテ定メシ外務大臣ハ又前ガ行掛リト同シヤナル態度ヲ取ッテ真相ヲ語ラズシテ其失策ヲ蔽ハル、モノデアラウト本員ハ是ニ豫言ヲ致シテ置クデアリマス、ソレ故ニ始終誠實ヲ缺キ、真相ヲ語ラズシテ我帝國ノ人民ニ對シテ外國ノ議會ニ現ハレタル報告ニ依ッテ此失策ヲ知ルヲ得ルノ悲境ニ立タシムルト云フコトハ、當局大臣如何ニ此議會ニ對シテ如何ニ帝國ノ全國民ニ對シテ不誠實デアアルカト云フコトヲ本員ハ高く此壇ニ叫ンデモ決シテ無實ナル誣告ニアラズト信ズルデアリマス、(拍手起ル)始終誠實ヲ缺クト云フ此一言外務大臣ヲ評シテ餘リアリ、此不誠實ト云フコトニ付テハ外務大臣其責ヲ辭スルコトハ出來ヌト思フデアリマス、併ナガラ英國ニ對スルトコロノコトハ尙談判中ニ屬シマスカラ、本員ハ此ニ餘地ヲ止メテ最早追窮テ他日ノ機會ニ求ムルヨリ外ハ致方ナイト思ヒマス、併ナガラ既ニ結了シタル米國ニ對スル條約改訂ノ結果、竝ニ結果ノ如何當テ豫言セシトコロノコトニ適フタル結果ヲ得タルヤ否ヤ、是ガ事實ノ問題デアリマス、是ハ既ニ定タル事實デアリマスカラ、此事實ヲ捉ヘテ大ニ當局ニ問ハナケレバナラス、當局者ハ斯様ニ申サレタ誇リ氣ニ先日此議會ニ報告ヲセシテ其要領ヲ申サレタガ、本員等ハ既ニ外國ノ新聞ニ依ッテ是等ノ審ナルコトヲ承ッテ居リマスガ、新聞紙必シモ誤謬ナキヲ保セズガレ故ニ外務大臣ノ申サレタルコトノ此速記録ニ載セラレタルコトヲ以テ最モ信據スベキ事實ナリト考ヘテ、爰ニ之ヲ批評スルノ機會ヲ捉ヘヤウト思フデアリマスガ、今回ノ此改正ノ概略ノ要點ハ何デアアルカト云フト、關稅ノコトモ別ニ定ムルト言ハレタ、沿岸貿易ノコトモ國內法ニ讓ルト云ハレタ、永代借地ノ權ノコトモ他日ノ協定ニ委セルト云フコトニナツタ、遭難船ニ關スル規定モ此領事職務條約ニ讓ルト申サレタ、總テテ日他ニ讓ルト

云フノデ、本元ヨリ取除カレデアリマスカラ、先ヅ未成品ノ改訂デアルト、斯様ニ申シテモ宜カラウト思フ、サウスルト結局改訂タルトコロノ問題ハ何デアアルカ、定タルトコロノモハ何デアアルカト云フト、條約期限ガ疑問デアアル、十二年ニシテ盡クト斯様ニ書イデアツテ、其以前ニ通告スレハ條約ヲ改メルト云フ約束デアアルガ、併ナガラ一方ニハ其後ト書イデアリマスノハ、十二年盡キタ後ト云フコト、盡キナイ前ニ何箇月以前ト云フコト、雙方ニ讀メルデアリマスカラ、是ハ米國ト我政府トノ間ノ雙方ノ意見ノ合ハザルトコロノ疑問トナツテ居ッタノガ、是ガ其條約期限ノ盡キザル前ニ通告スレバ定マルト云フ方ノ意見ニ明カニ米國ガ同意シタニアラザルヲ前ニ通告シテソレヲ改メテ條約トスルコトニ定マタデアリマスカラ、是ガ疑ハシキトコロノモノガ定タ一ノ點デアアル、モウ一ハ何デアアルカト云フト、世ノ中ノ人ガ屢ニ口ニスルトコロノ彼ノ一條ニ條——其二條ノ終リニ付テ居リマス但書デアリマス、此但書ト云フモノガ如何ニ書イデアアルカト云フト、是ガ即チ問題デアリマスシテ、此但書ヲ削リタル云フコトヲ外務大臣ハ大ナル成功ノ如ク誇リ氣ニ此議會ニ報告セラレタ、何ント外相ガ言ハレタカ、但書ノタメニ米國政府ハ自國ノ法律ヲ以テ日本ノ移民ヲ制限スルコトガ出來ル、此危險アルガ故ニ之ヲ除去リ得ルハ大ナル利益ガ如キ利益ヲ我帝國國民ニ與ヘ得タルヤ否ヤト云フコトハ、實際ノ問題デアリマスガ、形式ニ於テ條約ノ本文ヨリ此但書ヲ除去シタルハ體面ヲ得タルガ如ク、外務大臣ハ解釋サレテ居リマスガ、本員ノ見ルトコロヲ以テスレハ實質ニ於テハ何等利益スルトコロナクシテ、形式ニ於テハ却テ憂フルトコロアリトス様ニ本員ハ斷ズルデアリマス(拍手起ル)何故デアアルカ、外務大臣秘セリト雖モ世ノ中ハ普ク知ルトコロノモノデアアル、普通ニ米國ノ議會ニ現ハレタ討論說明ニ依ッテ事實ハ日本政府ガ移民ヲ送ラナイト云フ約束ヲ立テタルデアアルカラ、安心シテ之ヲ削リ得ルコトニナツタデアッタ、是マデ條約ノ本文ニアッタコロノモノヲ別ノ法式ニ依ッテ我ヨリ彼ニ誓約シタルガタメニ此本文ヲ削ルト云フコトノ結果ニナツタデアリマスカラ、實質ハナイトス様ニ申スノハ試ニ事實其通りデアッタ、此間ニ一點ノ虛偽ノナイコトデアリマス、併ナガラ形式ニ於テハ更ニ是ヨリ損害ヲ被ッタ外務大臣ハ屢ニ對等條約ヲ維持シ公平ニヤルト、斯様ニ申サレタガ、形式ニ於テハ唯今マデノ方ガ對等條約ノ形式ヲ持ッテ居ル、其但書ハドウ云フ譯デアアルカト云フト、前文ハ讀ミマセズ、必要ナトコロヲ讀ムテマサガ、但兩締盟國ノ各邦ニ於テ勞動者ノ移住ニ關シ現在ノ國法——行ハレテ居ルトコロノ國法ト是カラ立テントスル國法トカ、或ハ勅令トカ、規則トカ云フモノヲ此條約ノ一條ニ條ヲ以テ其法律ヲ命令ヲ無効ニスルモノデアリト云フコトヲ承ッテ居リマスガ、唯今讀ム上ゲマシタル通り兩締盟國ノ各邦ニ於テ勞動者云々ト書イデアアル、サウスルト文面ニ於テハ米國ヨリ我國ニ勞動者ヲ送ルコト、我國ヨリ勞動者ヲ米國ニ送ルコト、雙方共ニ勞動者ヲ送ル場合ニ於テ、日本ノ國法モ之ヲ制限スルコトガ出來レバ、米國ノ國法モ之ヲ制限スルコトガ出來ルデアリマスカラ、文面ニ於テハ誠ニ對等デアアル、併ナガラ事實ノ是ハ問題デアッタ文面形式ノ問題デハナイノデアアル、現在我國ノ形勢ニ於テ、彼ヨリ我ニ勞動者ヲ送ル事實ナクシテ我勞動者ガ彼ニ行クトコロノ事實ガアルデアリマスシテ、實際ニ於テハ我ノ勞動者ガ彼ニ入ルモノガ彼ガ國法ヲ以テ制限スルコトニナツタコトデアリマスカラ、此但書ハ實際ニ於テハ我ノ不利益デアルト云フコトハ、形式文字ノ問題ニアラズシテ、事實ノ問題デアアル、其事實ノ問題ハ如何ニナツタカト云フト、我政府ハ彼ニ約束シテ勞動者ヲ送ラナイト云フデアリマスカラ、其輕重サ危險サハ殆ド彼ノ資本家ガ要スルトコロノ勞動者モ彼ニ萎縮退讓シテ送ラヌト云フコトデ、勞動者輸送禁止ト云フコトニナルデアリマスカラ、事實ニ於テハ

今日ヨリ甚シク我道徳上情誼上ノ契約ニ一大義務ヲ負ウタト解釋シナケレバナラヌ、勞働者モ此ノ如キ契約ヲ爲シテ之ヲ割テ何ノ損害ガアルカ、何ノ變化モナイノデアッテ却テ我ハ重大ノ義務ヲ負フタト解釋シナケレバナラヌデアアル、(拍手起ル)今マデノ對等條約デアッテ、彼モ勞働者ヲ送ル我ガ國法ヲ以テ之ヲ制スルコトが出来ル、我レ勞働者ヲ送ル、彼レ、彼ノ國法ヲ以テ之ヲ制スルコトが出来ルト云フデアアルカ、形式上ニ於テハ對等ノ契約デアッタノガ、今度ハ之ヲ事實ノ上ニ根據ヲ据ヘテ、彼レ勞働者ヲ我ニ送ルトコロノ事實ナキガ故ニ、彼ヨリ我ニ何モ言ハナイノデアアル、我ヨリ勞働者ヲ送ルトコロノ形勢デアアルガ故ニ我ヨリ送ラナイト云フノ約束ヲナスニ至ッテハ何處ニ國利ヲ増進シタ事實ガアリマスカ、何處ニ對等ノ條約ヲ結ンダ事實ガアリマスカ、寧ロ今マデ形式ニ存シタ對等ノ條約ヲ破壞シアルトコロノ失策ガアルト本員ハ斯様ニ申シテ更ニ差支ナイト思フノデアリマス、是デモ尙維新ノ宏謀ニ則シテ對等ノ條約ヲナスト外務大臣ガ呼號スルノ權利アルヤ否ヤ(拍手起ル)本員ハ正面ヨリ之ヲ論ジマスルト斯様ナル非難ヲ外務ノ當局者ニ與ヘナケレバナラヌデアアル、併ナガラ更ニ進ンデ外務大臣ガ眞實國民ニ對スルトコロノ言動ニ於テ非難ヲシナケレバナラヌト云フコトハ本員ガ特ニ茲ニ明言スルトコロデアリマス、何故デアアルカ、ソレハ此ノ如クセザレバ他ノ點ニ於テ我ニ損スルトコロガアルカヲ總テノ形勢ヲ斟酌シテ斯クナシタト言ハレナラバ、是ハ誠ニ眞實ナル告白デアアル、其コトノヤリ損ハ別トシテ政治上ノ非難ヲ與ヘルト雖モ外務大臣ノ言動ニ非難ヲ與ヘルニ本員ハ忍ビヌト思フ、是ハ本員ハ極メテ寛大ナル心術ヲ茲ニ告白スルデアアル、併ナガラ外務大臣ハ耳ヲ掩ウテ鈴ヲ盗ムノ態度ニ出デ居ラル、ガ、外國カラノ報告ハ吾ハ事實ヲ語ルデアアル、其事實ハ知ルベキ權利アリ義務アルトコロノ議會ヲ外務大臣ガ瞞著セントスルニ至ッテハ本員ハ痛ク之ヲ咎メザルヲ得ヌデアリマス(拍手起ル)事實此ノ如キモノデアアル、形式上ニ於テ對等ノ體面ヲ破ツタデアアル、是ニ於テ本員ハ申スデアアル、維新ノ宏謀ニ基イテ對等ノ條約ヲナスト言ハレタ宣言ハ外務大臣ノ漫言濫語デアアルカ、抑斯様ナルコトハ誇大ノ妄想ヲ抱イテ述ベラレタコトデアッテ、後ニ打消シテ左様ナルコトハナカッタト言フナラバ左様ナル事實ヲ明白ニ述ベテ此議會ニ漸謝シテ取消スナラバ、本員ハ此誠實ナル謙讓ノ態度ニ對シテ大ニ外務大臣ニ向ッテ、寛容ノ言語ヲ放ツトコロノ心モ生ズルデアリマスガ、傲然トシテ對等ノ基礎ニ依ッテ條約ヲ改正シタト云フ報告ヲセラル、ニ至ッテハ本員極メテ不平デアリマス、外國ノ報告ニ依ッテ眞實ヲ知ッテ内國ノ而モ議會ニ於テ虛偽ノ報告ヲ承テ之ヲ知ラザルガ如ク打過ギルト云フナラバ、議會ニ於テ述ベラレタトコロヲ漫過シナケレバナラヌ、ソレハ本員此議會ニ於テナスニ忍ビザルトコロデアリマスカ、帝國ノ國民ノ知識ノ左様ニ低キモノニアラザルトコロヲ米國ニ示スタメニモ此ノ如ク眞相ヲ茲ニ明言スルノ必要ガアルト思フ(拍手起ル)外務大臣ガ誠實、謙讓ノ態度ヲ以テ我國民ニ眞實ヲ訴ヘラレマシタナラバ、其事柄ニ於テ非難ヲ加フベキモノアルモ、當局ノ微力ナルニ氣ノ毒ヲ感ジテ之ニ同情ヲ生ズルカモ知レマセヌ、所ガ之ヲナサズシテ、ドウモ其事實ヲ外務大臣ハ言フ左右ニ寄セテ、「理解セラレザルノハ諸君ノ不明デアッテ我ハ眞實ヲ語レリ我ハ眞相ヲ説明スルナリ」ト言ッテ傲然タル態度ヲ取ラル、ニ至ッテハ、本員ハ極メテ日本國民ノ憤懣ヲ此議場ニ洩ラササルヲ得ヌデアリマス(拍手起ル)是デモ果シテ維新ノ宏謀ニ基イテ對等ノ條約ヲ結バレタト云フ言語ヲ發スルダケノ不取締ナル散漫ナル考ヲ今日モ尙抱イテ居ラル、ナラバ、無責任モ是ニ至ッテ極マレリト本員ハ斷言スルデアアル、且又昨年ノ議場ニ於テ如何ニ外務大臣ハ申サレタカ、移民ノコトニ付テ其移民ハ我ヨリ好シテ他ニ移スベキトコロノ場所ガアルデアアル、ソレハ滿韓地方デアッテ、是ヘ移民ヲ集中スルト、斯様ニ申サレタ、實ハ是モ虛偽デアッテ、米國ニ對スル

移民ノ難問ヲ避ケンガタメニ看ス、斯様ナル偽言ヲ放タレタコトハ當時何人モ之ヲ知ッテ居タノデアリマスガ、今日ニ至ッテ果シテ其實實ハ如何デアリマスカ、如何ニ斯様ナル言葉ヲ弄セラレテモ、事實ハ決シテ妄言ヲ沒却スルコトハ出来ヌデアリマスカ、滿韓ノ地方ニ移シタル形跡ナシ、是ハ形跡ナキガ本當デアアル、滿韓地方ハ唯今コソ衰ヘテ居リマスケレドモ、米國大陸ノ如ク新ニ開ケタルトコロノ年代淺キ國ニアラズシテ、數千年ノ歴史ヲ持ッテ居テ、其土地ニ著イテ居ル人民ノアル形勢既定タル地方デアリマスルカラ、多數ノ人民ヲ多ク之ニ移スコトノ出来ナイノハ當然デアアル、此處ニ列坐スルトコロノ朝鮮ノ總督ガ之ヲ證明セラレテ居ル、イクツモノ法令ヲ出シテ成ダケ日本人ノ來ナイヤウニ現在ニシテ居ラレデハナイカ、ソコニ持ッテ來テ外務大臣ハ多クノ人ヲ移スト云フコトヲ前ニ申サレタト云フニ至ッテハ、殆ド内閣ノナストコロ支離滅裂、前後矛盾ト云ハナケレバナリマセヌ(拍手起ル)一方ハ來ラレテハ困ル、一方ハ送ルト言ッテ、同ジ内閣ニ居リナガラ一方ハ米國ニ移スベキモノヲ滿韓ニ集中スルト言ッテ置キナガラ、一年ヲ經過セザル中ニ此ノ如ク變化スルニ至ッテハ、本員如何ナル理由デアアルカ、之ヲ理解スルコトが出来ナイノデアアル(多辯ヲ弄スル勿レト呼フ者アリ)更ニ本院ノ——議會ノ質問ニ對シテ外務大臣ハ何ト申サレタカ、此兩者ハ關係ナシト申サレタ、昨年ハ米國ニ移スベキ人民ノヤリ場ハ何處カト言ッテラバ、好シク彼ニ移スベキモノ、多數ハ進シテ滿韓ニ集中スルト言ハレタカラ此關係ハ甚ダ密接デアアル、此密接ナル關係ノアルモノヲ今年ニ至リテハ關係ナシト申サレタノハ、通辭ハ以テ其窮スルトコロヲ知ルト云フ古人ノ言ハ誠ニ此場合ヲ能ク形容シ得タモノト本員ハ思フ、ソレデ更ニ滿韓移民ノ虛偽ガ、我國ニ如何ナル害ヲ與ヘテ居ルカト言ヘバ、米國ガ猜疑ノ念ヲ以テ米國ノ或種ノ人——特ニ新ナル地方ハ物貨ヲ出シ、新ナル地方ニ事業ヲ開カウト云フ資本家ハ、滿韓方面殊ニ滿洲方面ニ目ヲ囑シテ居ルノニ、北滿洲方面ニ多數ノ日本人ヲ移シテ是ニ集中スルト云フ言葉ヲ放チタニ付テ、米國ノ一部ノ人ハ日本ハ米國ノ國是トスルトコロ、主意トスルトコロノ門戸開放主義ヲ隱然妨ゲルデアアル、隱然此處ハ人民ヲ移シテ此處ニ集中シテ、米國ニ對シテ一種ノ野心ヲ持ッテ居ルト云フ猜疑心ノ想像ヲ以テ誣告ヲナストコロノ機會ヲ之ニ依ッテ與ヘタト云フニ至リマシテハ、虛偽モ亦大ナル害ヲナシタリト本員ハ思フデアリマス、更ニ支那國民ヲシテ日本ガ此方面ニ野心アリト云フ狐疑深キ支那人ハ、ニ斯様ナル感ヲ抱カシメタルニ至ッテハ、偶々議會ト國民ヲ欺カントシタル偽言ハ、此ノ如キ惡キ影響ヲ此方面ニ與ヘタト云フニ至ッテハ是ハ外務大臣ノ政略ノ失策ニ依ッテ與ヘタルコトヲ證スルニ足ルト思フデアアル、要スルニ前述ノ如キ損失ヲ與ヘ、德義ニ基キタル政策ヲ採ラズシテ、外國ニ對シテハ卑辭巧令ヲ以テシ、内地人民ニ向ッテハ傲然タル態度ヲ虛偽ノ言ヲ以テ一時ノ政略トナシ、自己ノ失策ヲ掩ハントスルニ至ッテハ、本員眞相ヲ此議會ニ明言シテ之ヲ咎メザルヲ得ヌデアリマス、一言ニシテ唯今マデ申述ベマシタトコロヲ括リマシレバ、人民ニ對シテ議會ニ對シテ虛偽ノ通辭ヲ事トシテ、眞相ヲ語ラズ、其虛偽ノ事情ヲ説明シテ國民ヲシテ外務ノナストコロハ斯様ナルモノデ、其結果茲ニ至ッタト云フトコロノ良心ニ訴ヘル、誠實ナル態度ヲ取ラズシテ、不信ノ態度、同情ナキ態度ヲ取ラレタコトヲ本員ハ茲ニ其非ヲ鳴ラサルヲ得ヌデアリマス、サウシテ此問題ニ付テ僅ニドウ云フコトガ解決セラレタカト云ヘバ、丁度一年ノ差デアアル、十二年ニシテ條約ノ年限ガ盡キルノデアアル、其前ニ豫告セラレバ良イト見ルトモ出来レバ、十二年盡キタトキニ是カラ通知スルコトが出来ルトモ見エルデアアル、日本政府ノ見解ト米國政府ノ見解ト是ニ於テ齟齬シタルデアアルカ、米國政府ハ多年ノ友情厚誼ニ顧ミテ此問題ヲ脇ヘ置イテ、免ニ角通知ヲセラレタ其通知ニ依ッテ期限ヲ定メテ改訂ノ端緒ヲ開クコトニシタト云フコ

トア、是ハ米國政府ノ日本帝國ニ對スルコロノ好意デア、此好意ニ依テ一部ノ僅カナ難關ヲ切抜ケタト云フハ、外務ノ成功ニアラズシテ、全ク米國ノ好意デアルト云フコトハ終リニ於テ此議會ニ明言シテ、國民ガ如何ニ米國ニ對シテ感想ヲ抱イテ居ルカト云フコトハ、此反響ニ依テ彼ニ知ラシムルト云フコトガ其外務ノ失策ヲ議會ガ之ニ依テ補ハントスルトコロノ帝國忠良ノ民心ヲ代表シテ、終リニ其一言ヲ申述ベルノデアリマス(拍手起ル)

○議長(長谷場純孝君) 小村外務大臣

○外務大臣(伯爵小村壽太郎君) 諸君、今回ノ條約改訂ニ關シ、政府既定ノ方針タル相互對等ノ主義ニ於テ何等變更アリタルコトナシ(事實ハ如何デス)ト呼フ者アリ

日米新條約ノ各條項モ亦(一)又虛偽ヲ言フカト呼フ者アリ(一)モ此趣意ニ戾リタルモノヲ見ナイノデアリマス、該條約ノ調印ニ際シ帝國政府ガ勞動者ノ米國移住ニ關スル制限ヲ從來ト均シク有效ニ維持スルノ覺悟ナルコトヲ宣言致シマス、畢竟政府自ラ本件ニ關スル方針ヲ變更スルノ意志毫モ是ナキヲ以テ其旨ヲ米國政府ニ聲明シマス、外ナラヌノデアリマス(一)之ヲ任意ノ屈辱ト云フト呼フ者アリ(政府ハ今回ノ新條約ガ日米間ノ通商關係ニ安固ヲ與ヘ、兩國傳來ノ好誼ヲ益々鞏固ナラシムルニ效アルコトヲ確信シテ疑ハヌノデアリマス(君バカリダ)ト呼フ者アリ)茲ニ重テ政府ノ意思ヲ言明シ、其所見ヲ開陳致シテ置キマス(是ハ虛偽ノ所見ナリ)正直ニヤルベシ(一)外務大臣ハ帝國ノ外交ヲ爲スノ資格ナシト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 服部綾雄君

(服部綾雄君登壇)

○服部綾雄君 我モ今ノ決議案ニ贊成ノ意ヲ此處ニ述べたい(「諸君」ト呼フ者アリ)私ノ言フトコロガ、今日ノモノト違フテ居ルノデアリマセウガ、言ハレタコロハ省キマス、ソレ故ニ外ノコトヲ言フカデス、御座下サル方ミハドウカ其御積リテ御聽取ヲ願ヒマス、移民ト云フコトヲ言フカデス、言フカデスニ外務大臣モ移民ト云フコトニ關シテノ御答ガアル、議院内ニ於テモ、議院外ニ於テモ、移民ト云フコトヲ強ク言ハレタガタニ外務大臣モ亦移民ニ對スル御答ダケアル、私ハ先般四箇條ノ點ヲ擧ゲテ外務大臣ニ御尋申シタトコロガ、一箇條ハ政府ニ於テハ見込ガナイ、ヤッテモイケナイト云フ見込ガナイト云フコトデアッテ、シナカッタト云フコトデアリマス、ソレハ沿岸貿易ニ關スルコロノコトデアリマス、外ノ三點ニ付テハ後ト御互ニ研究シヤウ、斯ウ云フ御答ガアッタ、私ハ謹シテ其御答ヲ受ケテ私ハ研究スル餘地ハナイノデアリマス、アレバケ何コトハ今度ノ但書ガ取ラレタガタニ必ズ得タルモノデアリマス、信ズルノデアリマス、得ラレヌ答ハナイノデアリマス、ダガ萬一ニモ得ラレヌ場合アリトセバ、政府ノ方針ト云フモノガ移民ニ關シテノミニアラズシテ、私ガ聞クタコロノ事柄ナドモ含シテ、外務大臣ガ過日言ハレタ米國政府ニ申述べタト云フ言葉ノ中ニ含マレテ居ル私ハ思フノデアリマス、日本ノ政府ガ任意的ニ移民ヲ出サヌト云フコトニ私ハ異論ハナイ、此點ニ於テハ異論ガナイ、政府モ人民モソレデ宜シトナラバ、出サヌト云フコトモ宜シノデアリマス、移民ヲ出ストカ、出サヌトカ、移民ヲ受クルトカ、受ケヌトカ云フ事柄ハ、一國ノ權内ニアルコトデアッテ、是ハ米國ノミガ主張スルコトデハナイ、我邦ニ於テモ之ヲ主張スル場合アルカモ知レヌノデアリマスガ、帝國ノ臣民ヲ他國ノ臣民ト異ニ取扱フ受ケルトコロノ待遇ニ甘シムルハ何事カ(拍手起ル)帝國ノ臣民等多クガ對等ナル帝國ノ臣民ト云フコトヲ自覺シナイノデアリマス、政府又人民ノ上ニ階級ガアッテ、對等ナルモノニアラズト思フテ居ルガ故ニ、外國ニ於テハ帝國臣

民ガ對等ナラザル待遇ヲ受クルノデアリマス、我帝國ノ臣民ハ如何ニ上流ノ人ト雖モ、如何ニ下流ノ人ト雖モ、帝國ノ臣民ニシテ其臣民ノ權利ハ上ニ立ツ者ノ權利デアラウト、下ニ居ルトコロノ者ノ權利デアラウト、之ヲ同等ニ見テ重シキレバナラズ、之ヲ特ニシテ政府ニ賴テ居ルノデアリマス(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)政府ハ之ヲ保護スルノ責ガアルノデアリ、米國ノ沿岸ナドニ働クコロノ下等勞動者共ガ、斯ウ云フ考ガ政府ニモアリ、人民ニモアルト私ハ思フノデアリ、故ニ米國ニ於ケル同胞ノ權利ト云フコトヲ重ク見ナイノデアリ、私ハ第二條ノ但書ヲ取除カレンガタメニハ米國ノ政府ニモ向テ宣言ガシ、外務省ニモ相當ナル手續ヲ了ヘテ求メタル者デアリマス、二年以上地方ヲ巡回シ、此但書ヲ取除カレンコトヲ求メタルコトニ於テハ、私ハ確ニ努メテ、又外務大臣ガ先日御答ニナツタ通り此但書ヲ取除カレタト云フコトニ於テハ、私ハ誠ニ免角感謝ノ意ヲ表スル者デアリマス、ダガ(一)ダガ之ヲ求メタル譯ハ其實際ナル不名譽ノ點ヲ取除カレンコトヲ冀ウテ求メタルデアリ、サウシテ此但書ハ移民ニ關シテノミデハゴザイマセウ、公安警察ニ關シ、商業ニ關スルコトデアッテ、彼ノ地ニ行ツテ居ル者ドモノ權利ニ大關係ノアル但書デアリマス、ソレヲ單ニ移民ノコトノミト思フヤウナ頭デアラカラ私ハ困ルト思フノデアリ、外務大臣ノ答ガ若シ問フトコロノモノガ、ソコニ至ラザルガ故ニ、御答ガナイト云フナラバ、先般私ノ問ヒマシタ三點ハ皆日本人ノ米國ニ於ケル他國人ト立立テ同等ナル權利ヲ此但書ヲ取除カレタルタメニ得タルモノナルカト云フノ問デアリマス、所ガ是ガ得ラレテ居ラヌ、私ハ之ヲ日本人ト云フト外務當局者ノ方ミハ必ズ言ハル、デアラウ、ソレハ日本人デハナイ、米國ノ法律總テハ日本人ト言フテ居ナイ、是ハ外國ノ者共モ含シテ居ルカラ致方ガナイ、條約ノ改正ガアッタト云フテ喜シテ居ル御方ミノ前ニ新聞ハ何ト報シテ居リマス、昨日ノ新聞ヲ見ルナラバ「排日案統一、不動產所有禁止案十八日香港特派員發外人及外人ノ組織セル株式會社ノ土地所有ニ關スル四箇ノ排日案」對シテ加州上院司法委員會ハ之ヲ修正シ「議案トナシテ十七日上院本會議ニ報告セリ」是ニ依レバ移民タルコトヲ得サル外人及其種ノ外人ガ多數ヲ占メ居ル株式會社ハ今後加州ニ於テ不動產ヲ所有スルヲ得ヌ此法律ハ現在既ニ土地ヲ所有シ居ル個人又ハ株式會社ニ對シテ適用セサレテ讓與其他ノ方法ニ依リ得タル場合ハ其權利ヲ五箇年以上所有スルコトヲ得ヌ此法律ヲ避ケンカメニ或方法ヲ講シ土地ヲ所有シタルトキハ州ニ沒收シ教育費ニ充ツヘシ沒收ノ場合ハ司法檢察事務長ニ起訴ス(斯ウ云フ法律ヲ提出シテ居ル、故ニ此間私ガ伺フタ通り此但書ハ何處デモ州ニ於ケル日本人排斥ノ法律案ハ依然トシテ殘ツテ居ル、殘ツテ居ルハ將來又如何ナル法律ヲモ作ルモノデアルト云フコトヲ私ハ恐レタノデアリ、然ルニ二十八日ノ特派員ノ通知スルトコロノ此電報ニ依ツテモ明カニ斯ルコトハ今行ハレテ、アルノデアリ、ソレバカリデナイ、同電報欄ノ中ニ「日本商店破壊案」(「コロラド」ニ於ケル日本人排斥ガ新ニ起ツテ居ルコトガ茲ニ明カニ傳ヘラレテ居ル、今回ノ條約改正ニ於テ最モ意ヲ留メラレベキモノハ確ニ米國ニアル、日本人ノ權利デハナイノデアリ、何レノ日ニデモ米國ニ行カンツレバ行キ得ル、行カネバナラヌ場合アレバ出テ行ク、吾ミノ權利ヲ米國ニ於テ保護スルコト云フコトガ必要デアリマイカト思フ、此點ニ於テ如何ニ進ミラレタカト云フニ、若モ加奈陀「レミ」ガ來ッタトキ「レミ」協約ト云フ世間ニ知ラレテ居ルガ如キ形式ヲ以テ條約以外ノ或事ヲ米國政府ニ約束セラレタ、其事ガ移住ノミニアラズ、差向キ彼地ニ在ルトコロノ同胞又吾ミ現在日本ニ居ルトコロノ者ニシテ米國ニ行イテ入國スルニ付ケテモ、或ハ行イテ仕事スルニ付キマシテモ、吾ミ日本人タルノ權利ヲ米國政府ガ如何ニ見テ居ルカト云フコトニ付テハ遺憾ナガラ今度ノ條約改正ニ於テ吾ミ對等ノ地位ニ立ツタト云

同トヤウニ歸化條約ヲ日米間ニ新ニ御締結ニナル趣意アルカ、其點ヲ伺ヒタイ、(拍手起ル)更ニモウ一ツ伺ヒタイ、日本人ガ著シク米國ニ於テ人權ヲ蹂躪サレテ居ルノデア
ル、一例ヲ舉ゲマス日本ノ上流婦人一等船客ガ「ベスト」検査ノタメニ亞米利加ノ醫
官ニ裸體ニサレテ検査サレタト云フコトガアル、又某代議士ハ「ベスト」ヲ注射ヲ受ケタト
云フコトモゴザイマス、是等ノ如キハ實ニ人權ヲ蹂躪スルノ甚シキモノナル(拍手起ル)
新條約ニ於テ帝國政府ハ此人權擁護ニ對シテ如何ナル保障ヲ得タノアルカ此點ヲ
御説明アラント願ヒタイノデアリマス

○服部綾雄君 外務大臣ニ讓ルベキデアリマスガ、忘レルトイケマセヌカラ私カラ先ニ御
答致シマス(「簡單ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ)極ク短キヤリマス、今但書ヲ取ラレタノハ後
ト移民ノ約束デケラ 移民ノコトニ關スルデケラ向フニ申込シタト云フコトヲ日向君
ハ言ハレマスルカ、其點ガサウアルカナイカラ此點ガ外務大臣ニ御尋ラシタ、即チニ
點特別ニアチラニ居ルモノ、權利ニ付テ御尋ラシタイノデス、スルト後トテ御互ニ研究シ
ヤウト云フコトデゴザイマスカラ、マダ研究ガ積ンデ居ラヌモノト私ハ思フ、ソレ故ニアナ
ノ如ク安心スルコトハ私ハ出來ナイノデアル、移民ト加ヘテヤハリ總テ彼ノ但書ニアルコト
ガ申込マレテアルモノト斯ウ私ハ見テ居ルノデアル、其故ニアナト私ノ立場ガ違フ、ソ
レカラ移民ノコトニ付テ私ハ強ク言ハヌ譯ハ、アナタノヤウニ移民ニ熱心ナ御方ガアデ、
サウシテ又外ニモ澤山アデ、此コトハ移民デケラト思召ス方ガアルカラ、ソレハ其點ニ讓
ル、ソレニ反對スル譯デハナイ、ソレニ同意ラ表シテ尙加ヘテ私ハ在米同胞ノ權利ト云フ
コトヲ御尋申シテ居ル、唯心配スルノハ此點モヤハリ覺書ナルモノノ中ニ示サレテアレハコ
ソ、彼ノ騷立テ、居タトコロノ米國ノ各州ガ靜テ、彼ノ但書ヲ取テモ異論ナク、彼ノ
條約ガ通過シタモノナルト私ハ解シテ居ル、(「ヒヤ」ト呼フ者アリ)ソレ故ニアナ
ト同ジ立場デケレドモ、解釋ノ仕方ガ違フ

○日向輝武君 サウ致シマスルト此點ハ外務大臣ニ伺ヒタイ、日本政府ガ亞米利加
政府ニ差入レタル證文ハ單ニ移住民ニ關スルミナルヤ否ヤ、若ハ第二條但書全部ニ
關スルヤ、即チ在米日本人ノ營業警察等ニ關スル取締其他ノ條件ヲ、悉ク含シテ居ル
ヤ否ヤ明白ニ承リタイ

○外務大臣(伯爵小村壽太郎君) 日向君ニ御答致シマス(「登壇スベシ」「登壇登
壇」ト呼フ者アリ)日米條約ニ於テ土地所有權(「聽エマセヌ」ト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 靜ニシテ居レバ聽ヘマス

○議長(長谷場純孝君) 靜ニシテ居レバ聽ヘマス

○議長(長谷場純孝君) 靜ニシテ居レバ聽ヘマス

第二 明治四十一年度歳入歳出總決算及各特別會計歳入歳出決算
○議長(長谷場純孝君) 此場合ニ御諮ラ致シマスガ、日程ノ第三ニ此決算ニ對スル
決議案ガ出テ居リマス、是ハ此決算案ト關聯シタ事柄ト思ヒマスカラ、一括シテ議題ニ
致シテハドウデゴザイマセウカ

第三 決議案(衆第一三六號)(犬養毅君外二名提出)
明治四十一年度歳入歳出總決算ヲ按スルニ豫算及法律勅令ニ違背シタルモノ
一般及特別歳入ニ於テ六十六件其ノ金額參百拾七萬九千六百九拾圓九拾五
錢
歳出ニ於テ四十四件其ノ金額貳百參拾五萬參百參拾貳圓六拾貳錢四厘
其ノ他法令違背ノ事項四件
總計百六十七件ノ多キニ達セリ

就中歳入ニ於テハ不當ノ標準ニ由リテ租稅ヲ徵收シ及租稅ノ過徵ニ屬スルモノ四
十三件ヲ算セリ是レ苛斂誅求ヲ事實ニ立證スルモノニ非スシテ何ツヤ其ノ他高價ヲ
排シテ土地其ノ他ノ低價ヲ爲シ或ハ情ヲ知リナカラ虛偽ノ擔保ヲ納レ事實ニ伴ハサ
ル量減歩合ニ依リ物件ヲ受授スル等一ニシテ足ラス

又歳出ニ於テハ競爭入札ニ付スヘキ工事若ハ物件ノ購買ヲ隨意契約シ或ハ虛構
ノ事實ニ對シ或ハ設計ニ副ハサル工事ニ對シ不當ノ支出ヲ爲スモノ累見層出シ陸軍
省ハ最其ノ多キニ居レリ其ノ他豫算ノ殘餘アルニ乘シ濫ニ經費ヲ支出シタルモノ亦
尠カラズ臺灣總督府ヲ以テ殊ニ甚シト爲ス之ヲ外ニシテ違法背令ノ收入支出ハ上ニ
概舉シタル所ノ如シ

之ヲ要スルニ政府ハ一方ニハ租稅ノ苛斂誅求ヲ敢テシ他方ニハ國帑ヲ濫費スル所ノ
如シ依リテ政府ハ當然其ノ責任ニ任スヘキモノトス

右決議ス
○福岡精一君 決算委員會ノ報告ヲ致シマス、第一ニ御報告ヲ致シマスノハ、會計
検査院ノ報告、之ニ對シマスル政府ノ辯明ヲ參照致シマス、委員會ハ精密ニ審査ヲ
致シマス末ニ、右決算ノ中歳入ノ賦課徵收、歳出ノ使用ニ於キマシテ豫算及法律
勅令ニ違背シタ、不法又ハ不當ト致シマス委員會ノ問題トナリマス事項ハ、總數百
六十七件ノ多キデゴザイマス、其中不當ニアラズ決定ヲ致シマスモノ、數ガ三十七
件デゴザイマス、此三十七件ヲ除ク外ハ、總テ滿場一致ヲ以テ不當又ハ不法ナリト
決定ヲ致シマスデゴザイマス、其決定ヲ致シマスモノハ、御手許ニ差上ゲテゴザイマスル
コトノ報告書ノ上ニ精シクゴザイマスルカラシテ、之ニ依リテ其決定ニ係リマスルコト
理由ノ要點及其金額等ハ、宜シク御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス、之ヲ不當ト致シマシ
タ中、之ヲ各省別ニ致シマスル、歳出ニ於キマシテ外務省ガ一件デ、三千二百圓、内
務省ガ十四件デ、二十九萬八千八百六十二圓二十八錢五厘、大藏省ガ十六件デ、
三十四萬七百八十圓六十錢九厘、陸軍省ガ二十三件デ、七十五萬二千八百八十三圓

二十六萬八千八百、海軍省が四件、九萬九千二百三十五圓八十三錢五厘、農商務省が三件、一千六百五十五圓三十三錢、逓信省が四件、三百二十九圓一錢、司法省が三件、一万二千二百九圓六十六錢九厘、文部省無シ、斯ウ云フコトニナリマス、ソレカラ其中不當ニアラズト決定致シマスモ、對シマシテハ、是ハ贊否兩論ニ分レマシテ、結局採決ノ上多數ヲ以チマシテ不當ニアラズト決定致シマスモ、對シマシテハ、右ノ外四十一年度ノ歳入歳出總決算及同特別會計歳入歳出決算ノ全部ハ、會計検査院ノ報告通全部ノヲ認定致シマス、第二御報告致シマスノガ、右ノ如ク不當又ハ不法ト決定致シマス結果ニ付キマシテ、上奏其他ノ重要動議ニ致シマシテ、其經過ト結果トヲ少々申シマス、成立致シマスモ、上奏動議其他ノ動議、之ヲ區別ヲ致シマシテ、先ツ上奏ノ動議ヨリ簡單ニ申上ゲマス、是ハ唯要點ヲ申上ゲマスカラシテ左様御承知ヲ願ヒタイ思ヒマス、上奏動議ノ提案ノ要領ハ、今ヤ當該年度ノ決算ニ於ケル歳入歳出ニ致シマシテ、豫算及法律勅令ニ違背シタルコトノ事項ノ件數、此ノ如ク多キ上リマシタルコトハ、未ダ曾テ見ヌトコロアル、ノミナラズ之ヲ既往數年度ノ決算成績ニ徴シマスモ、政府ハ本院ノ決議ニ鑑ミ反省スルノ誠意ナキモノト認ムルガ故ニ、財政ノ信用、國家ノ安全ヲ保持セント欲セバ、已ムナク上奏ノ法式ニ依テ議シテ、陛下ニ上奏シ、聖斷ヲ仰ギ奉ルヨリ外他ニ適當ノ途ガナイ、斯ウ云フノ趣旨アル、是ニハ反對ガアリマシテ、其論旨ノ要點ハ當該年度ノ歳入歳出ニ致シマシテ、豫算及法律勅令ニ違背シタル事項ノ多キト云フ事柄ガ、國家ノ誠ニ悲ムベキコトアルト云フコトハ、提案者ノ所論ノ如シタルケレドモ、今ヤ、陛下ニ上奏シテ聖明ヲ煩ハシ奉ルガ如キハ、事態極メテ重大ナルカラ、深ク之ニ戒慎ヲ加ヘナケレバナラス、而シテ政府ヲシテ反省セシムルノ方法ガ、未ダ絶ヘテ其途ガナイト認メナカラシテ、其他ニ方法ガアルナレバ、其方法ニ依ルベキヲ相當ト認ムルカラシテ、之ニハ反對スル、斯ウ云フノ趣旨アル、是ニ於キマシテ、先ツ上奏ノ方式ニ據ルカドウカト云フ大體ノ點ニ付テ採決ヲ致シマス、上奏ニ據ルベシトノ案ハ少數ヲ以テ消滅ヲ致シマス、其他ノ動議ハ當該年度決算中歳入ノ第一款租稅ノ第三項營業稅デゴザイマシテ、彼ノ廣島稅務署及尾道稅務署ノ徵收ニ係ルコトノ四百名及二百八名ニ對シマスル稅法違反ノ徵收デゴザイマス、是ハ實際ニ於テモ又適當ノ金額アルカラシテ、政府ハ宜シク之ニ對シテ救済ノ方法ヲ講ズベシト、決議ヲシヤウ、斯ウ云フ要旨デゴザイマシタガ、是モ贊否兩論ニ岐レマシテ採決ノ結果少數ヲ以テ消滅致シマス、其他繰越剩餘金デゴザイマス、是ニ關シマシテモ、一決議案ガ出マシテゴザイマス、又預金利子ニ對シマシテモ不當アルト云フ決議ヲ要スルト云フ提案ガゴザイマシタガ、是モ採決ノ結果、何レモ少數ヲ以テ消滅致シマス、最後ニ成立致シマス、決議ヲ御報告致シマス、是ハ報告書ニ掲ゲテゴザイマス、未尾ニ記載致シマス、件アリマス、以上述べマシタ如ク極メテ當年度ノ決算ニ關シマシテハ不法不當ト認ムルモノガ多ク、デゴザイマス、上奏動議ノ第一、乃至五ノ警告決議ヲ致シマス、第一ハ砂糖消費稅ノ徵收猶豫ニ對スル擔保ノ選定、ソレカラ鹽專賣延納賣渡ニ對スル擔保ノ調查ハ何レモ極メテ宜シキヲ得ナカッタモノト認ムルカラシテ、政府ハ是ニ鑑ミ深ク將來ヲ戒ムベシ、斯ウ云フ決議ガ第一、ソレカラ第二ハ陸軍省所管ニ關シマシテハ、報告書ヲ御覽下サイマス、能ク分リマスガ、此陸軍省ノ營繕及初度調辦費、ソレカラ建築費、戰後整理費、倉庫建築費、臨時軍費等ニ係ル支出デゴザイマス、或ハ當初ノ設計宜シキヲ得ザルガタメ改築ヲ要スルノ已ムナキニ至リ、八千圓ノ損失ヲシタルト云フヤウナ結果ヲ見タ次第アリマス、或ハ又設計ニ違反シ、或ハ粗造不良ノ工事ニ對シ、其工費ヲ拂ッ

タリ、或ハ過度ノ工事ヲ起シ、豫算ノ目的ヲ遂ニ達スルコトガ出來ナイヤウニシタルト云フヤウナコト、其他陸軍省ニ於テハ競争入札ヲ殊更ニ避ケマシテ、隨意契約トナスト云フ弊ガ確ニアルコトヲ認メマシタ、是ハ何レモ常ニ政府ガ監督ノ怠慢ニ起因シタル結果ト認メタノデゴザイマス、次ニ第二ガ是ハ臺灣鐵道ノ開通式ニ關係致シマス、トコロノ全通式ニ關係致シマスル費用及全通式ニ關係致シマス賞與金ヲ與ヘタルト云フ多大ノ金額ガゴザイマス、是ハ畢竟豫算ニ殘餘ガアルニ乘ジマシテ、サウシテ國費ヲ濫費シタル斯ウ云フ決定ヲ致シマス、此ノ如キ事柄ハ政府ハ將來深ク慎ムベキモノアル、斯ウ云フ決定デゴザイマス、ソレカラ大藏省所管ニ於キマシテ專賣局作業收入、是ハ關東州鹽及臺灣鹽ノ移入ニ關シマスル件デゴザイマス、從來此豫定減量歩合ト云フモノヲ以テ、サウシテ鹽ノ受渡ヲ致シタルト云フコトハ、頗ル國家ニ對シテ多大ノ損害ヲ來シテ居ルノデアリマス、是ハ報告書ニ依テ能ク御覽下サイマス、其損失ト云フモノハ田整理ノ曉ニ至リマシテ輸入鹽額ノ增加ニ一度想ヒ到リマス、其損失ト云フモノハ實ニ驚クベキ多額ニ達スル譯デゴザイマス、故ニ政府ハ速ニ實量計算ノ授受ニ改メテ、ソウシテ官業ノ健全、收入ノ増益ヲ期スベシ、此決議ガ一ツ、其次ハヤハリ專賣局ノ作業收入デゴザイマス、松山池田ノ二製造所ノ煙草デアリマス、是ハ虛偽ノ擔保ヲ取ツテ、多額ノ損失ヲ爲シタルト云フコトアリマス、ソレカラ尙專賣局ノ收納賠償及購買費、既往四十年度歳出第十五款鹽專賣第八項鹽賠償及交付金デアリマス、之ヲ合計致シマスルト金額ハ三十九萬三千五百二十三圓四十七錢九厘ト云フモノガ全ク國庫ノ損失ニ歸シマシタルモノデゴザイマス、是等ハ何レモ常ニ政府ガ監督ノ怠慢ニ起因シタル結果デアルト認メタノデゴザイマス、終リニ官有物、臺灣ノ官有物、即チ此竹林經營ノ一萬二千六百九十九甲餘ト云フモノヲ三菱製紙所ニ貸下ケタル件デアリマス、是ハ大體不當ニアラズト認メマシタルケレドモ、此契約中ニハ貸下年限ノ明定ガナイト云フハ、不備デアラ、又モウ一ツ開墾ガ出來タナラバ相當ノ貸下料ヲ必ズ徵收スル手續ヲセンケレバナラス、此二點ヲ此處ニ決議致シタルデアリマス、即チ期限ヲ明定セヨト云フコト、開墾ガ出來タナラ相當ノ貸下料ヲ必ズ取レト云フ、此二點ヲ決議致シタルデアリマス、以上ノ如ク決議ヲ致シマシテ政府ニ警告スルト云フ方法ヲ執ツタ次第アリマス、以上ハ決算委員會ニ於ケルコトノ經過、結果ノ大體デゴザイマス、詳シキ事柄ハ御質問等ガゴザイマス、各分科會ノ主査ヨリ致シマシテ御答ヘヲスルコトニ致シテゴザイマス、相當ノ御審議ヲ願ヒマス

○早速整肅君 議長委員長ニ質問ガアリマス

○議長(長谷場純孝君) 石橋君カラ委員長及政府ニ對スル質疑ノ通告ガアリマス

○石橋爲之助君 議員(登壇)

○石橋爲之助君 本員ハ唯今議題ニナツテ居リマス、明治四十一年度決算ヲ閱覽致シマシテ唯今御報告ニナリマシタル根據トナツテ居リマス、トコロノ會計検査院ノ報告以外ニ政府自身ガ説明致シテ居リマスル事柄ノ中ニ於テ、ドウシテモ見通スベカラザルトコロノ大切ナ事實アルコトヲ發見致シマス、其事實ハ委員會ニ於テ政府ニ對シテ御質問ガアリマシタルデアリマス、ナカッタノデアリマス、セウカト云フコトヲ第一ニ委員長ニ向シテ御尋テ致シタイ、ソレカラ若シアリマセヌヤウデアリマシタルナラバ、今更ニ政府ニ向シテ其事柄ヲ御尋テ致シタイノデアリマス、是ヨリ少シク其事柄ヲ述ベタルノ時間ヲ御與ヘ下サルコトヲ御願ヒ致シマス、(簡單々々)「謹聽」ト呼フ者アリ、決算ヲ慎重ニ審查シナケレバナラス必要ハ言フマデモアリマセヌガ、今年ノ決算ハ四十一年度デアリマシテ、豫算ハ

方デハ解釋ヲ改メタノデ、解釋ヲ改メタ後ニ於テハ會計検査院ノ見ルトコロト、政府ノ見ルトコロト一致シテ居リマス。此度ノ検査院ノ報告ニ對シテハ政府ハ検査院ノ報告通りト云フテ検査院ノ解釋ニ同意シタノデアリマス、併ナガラ元來法律ノ解釋ニ係ルモノデアリマス。當時ハ斯ウ云フ解釋ヲ取テ居テ、ソレガ全然道理ノナイコトデハナイ、相當ノ道理ノアルコトニ依テ解釋ヲシテ居タ、然ルニ検査院カラ段々言ハレテ見レバ、寧ろ解釋ヲ改メタ方ガ宜カラウ云フノ改メタノデスカラ、解釋ヲ改メタ毎ニ租税ノ追徴ヲスルト云フコトデハ、是ハ納税者ハ實ニ其苦ミニ堪ヘナイコトデアリマス。解釋ヲ改メタ以後ハ其取扱ニスルト云フコトニ致シタノデアリマス。

○大橋親模君 尙チヨット御尋ネシタイ、此脱税問題ニ付キマシテハ唯今大藏次官カラ御答ガゴザイマシタガ、此脱税ノコトハ會計検査院ハ是ハ徵收スベキモノデアルト云フ決定ヲ與ヘタ、ソレニ對シテ政府モ亦同意ナリシタ以上ハ其稅務署ガ解釋ヲ誤ッタニ致シ、政府ガ同意致シタ以上ハ是ハ追徴スベキモノデアル、故ニ所得稅法ノ上カラ見ルモ三箇年間ハイツ何時デモ發見スレバ徵收ヲスルト云フコトハ既ニ規定ニナッテ居ルノデアル、故ニ検査院ハ當然是ハ徵收スベキモノナリシテ、而モ本院ガ之ヲ決議シタノデアアル、之ヲ決議シタル以上ハ本院ノ決議ヲ重シテ政府ハ當然徵收スルノガ當然デアラウト思フ、而モ此法律ガ更ニ改正ニナッタナラ格別ノコト、同一ノ法律ノ下ニアッテ同一ノ取扱ヲナシテ唯稅務署ノ落度ノタメニ斯ル數方圓ノ金ヲ徵收シ得ラヌト云フコトハナイ、況ヤ其相手方ハ日本郵船株式會社、曰ク一宮紡績會社、曰ク鐘ヶ淵紡績會社デアル、是等ノモノガ當然取ルベキ理由ガアッテ又既ニ三箇年間ハ取ルノガ當然デアルノニ、何ガ故ニ政府ハ此院議ヲ重シテ取ラナイノデアルカ、此點ヲ明カニ私ハ承リタイ

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今申シマシタ通り解釋ニ付テハ大藏省ハ検査院ト意見ヲ同一ニ致シマス、同時ニ本院ハ検査院ノ見ラレルトコロト解釋ヲ同一ニシテ居ラレマス、故ニソレヲ重シテ其決議ニナリマシタ以後ト云フモノハ必ズ此稅金ヲ徵收スルコトニシテ居ルノデアリマス、唯既往ニ迦ラナイノハ法律ノ解釋ニ基イタモノヲ常ニ迦ルト云フコトハ、甚ダ穩ナラヌト云フ考ヲ懷イテ居ルデデアリマス

○高木正年君 議長——議長

○議長(長谷場純孝君) 高木君ハ何カ質問デアリマスカ

○高木正年君 唯今ノ石橋君ノ質問ニ答辯ヲ致シマセヌト、委員會ガ職權ノ議ヲ免レマセヌカラ、此際答辯ヲ致シタイと思ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 質問デスカ

○高木正年君 質問デアリマセヌ、答辯ヲシタイノデス、此問題ハ大問題デアリマス

○議長(長谷場純孝君) 意見ヲ吐クノデアリマスカ

○高木正年君 意見デアナイデス、答辯ヲスルノデス、石橋君ハ委員會ノ内容ニ付テ御尋デアリマシタガ、委員長ガ何故カ答辯ヲシナイ、ソレ故ニ委員會ハ之ヲ如何ニシタカト云フコトヲ御答致サウト思フ、決算委員會ノ私ハ擔當ノ件デアル、委員長ガシナケレバ私が答辯シタイと思フノデス

○議長(長谷場純孝君) 能ク分リマセヌガ、要スルニ石橋君ノ質問ニ對シテ福岡委員長ガ答辯ガナイカラアナタガ決算委員デアルカラ代ッテ答辯シヤウト云フノデスカ

○高木正年君 其通り

(無用々々ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 高木君暫ク御待チナサイ、早速君ガ發言ヲ求メテ居ラレマス。早速君ハ何デアリマスカ

○早速整肅君 質問デアリマス

○議長(長谷場純孝君) 極ク簡單ニ明瞭ニ御質問ヲ願ヒマス——早速君

○早速整肅君 先刻報告ガゴザイマシタガ、委員會ノ速記ヲ見テモ能ク分ラナイトコロガアリマス。委員長ニ簡單ニ御尋致スノデアリマス、廣島、尾道兩稅務署營業稅ニ關スル不當徵收、是ハ固ヨリ重大ナル問題デゴザイマス。委員會ニ於テ此不當徵收ニ對シテ救済ノ方法ヲ取ルベシト云フ説ガ出タ、斯ウ云フ御報告デアッタ、此救済ノ方法ヲ取ルベシト云フ説ガ委員會ニ容ラレナクシテ、救済ノ方法ヲ取ル必要ガナイト云フ風ニ委員會御決定ニナッタカノ如ク報告ニナッタノデアリマス、其救済ノ方法ヲ取ルベシト云フコトヲ否認セラレタカ、其理由ヲ承ッテ置キタイノデアリマス、ソレカラ政府ニ向ッテ御尋ヲシタイノデアル、此廣島ナリ尾道ナリ兩稅務署ノ當時ノ不當徵收ト云フモノハ其時ノ事實ヲ政府ハ能ク之ヲ認メテ居ルカドウカ、委員會ノ速記ニ依リマス。政府委員ハ嘘ヲ言ッテ居ル、胡麻化シテ居ルノデアリマス、所ガ此事ニ付テ私ハ爭ハナイガ救済ノ途ヲ取ルト云フコトニ付テ政府ハ如何ニ之ヲ考ヘルカ、此點ヲ伺ヒタイ、ソレカラ明治四十一年度ニ於キマシテハ廣島ノ稅務監督局ノ管内ニ於テ唯今ノ營業稅ノ不當徵收ノミナラズ、隨分此徵收ノコトニ付テハヤカマシイ問題ガ他ニモアッテ、稅務官ノ惡事ヲ行ッタ者、殆ド泥棒ヲシタ者モアルト云フ有様デ、其當時ノ稅務局内ハ實ニ亂脈ヲ極メタノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ果シテ如何様ナル處置ヲ爲シタカ、稅務官吏ノ非行ニ對シテ如何様ナル處置ヲ爲シタカ、此點ヲ合セテ伺ッテ見タイノデアリマス

○福岡精一君 早速君ノ御問ニ對シテ御答ヲ致シマス、委員會デ否決ニナリマシタノハ決議ヲスベキ必要ガナイト云フノ意味デアル、救済ヲセヌモ宜イトカドウト云フ事柄マデ決議シタノデアナイ、唯決議ヲ要スル必要ガナイト云フマデノ意味デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

(政府委員若槻禮次郎君登壇)

○政府委員(若槻禮次郎君) 營業稅法ニ依ッテ課稅標準ニ對スル異議ノアリマス。場合ニハ、審査ヲ求メ、又ハ訴訟願訴ヲスルト云フ救済ノ途ハアルノデアリマス、現ニ唯今早速君ノ御尋ネニナッタ尾道等ニ於テハ其途ニ依ッテ救済ヲ求メタ者モアルノデアリマス、其途ニ依ラザル者ハ即チ此決定ヲ以テ相當ナリト認メタモノデアリマス、救済ト云フ問題ハ起ラヌト見テ居ルノデアリマス、ソレカラ廣島稅務署ノ管内ニ一稅務官吏ガ不正ナコトヲナシタト云フコトガ決算報告ニ上ッテ居リマス、ソレハ其通りデアリマス、本人ハ刑事ノ訴訟ニ於テ處罰ヲ受ケマシタ、尙行政廳トシテハ本人ヲ免官ノ懲戒處分ニ處シマシタノデアリマス、之ヲ御答致シマス

○議長(長谷場純孝君) 議事ノ進行上一括ニ附シテアルトコロノ即チ決議案ノ説明ヲ此場合ニスルノガ相當デラウト思ヒマス——武富時敏君

(武富時敏君登壇)

(拍手起ル)

○武富時敏君 吾々ハ四十一年度ノ決算ニ對シテハ決議案ヲ提出シテ、既ニ諸君ノ御手許ニ其案ハ配付シテゴザイマス、是マデ年々ノ決算ニ於テ不法又ハ不當ノ收支ト云フモノハ年々澤山ゴザイマス、多キ年ハ二百餘件ノ多キニ達シタコトモアル、誠ニ政府

ノ財政が紊亂シテ居ルト云フコトヲ證據立テ、居ル、幸三十八年、三十九年ノ兩年ハ此不法等ノ收支カ餘程減少ヲ致シマシテ、四五十件ノ少キニマテ減少ヲ致シマシタガ、四十年ニ至テ又増加シタ、唯今議院ノ議ニ上テ居リマスル四十年ノ決算ニ至テ既二百六十餘件ノ多キニ達シテ居ル、其中ノ多數ハ既ニ決算委員ニ於テモ不法ナリ、不當ナリト決定ニナッテ居ルハ御承知ノ通りデアリマス、其決算委員ノ決定セラレタトコロニ付テハ吾々モ同意ヲ表スル、唯併シ決算委員ニ於テハ不法不當ナリト決議ヲ致シテ、單ニ將來ヲ警メテ既往ノ責任ヲ問ハヌト云フニ至ッテハ、吾々ハ反對セザルヲ得ナイ(拍手起ル)元來憲法ヲ決算ノ提出ヲ政府ニ命ズル所以ノモノハ之ニ依ッテ政府ノ責任ノ解除ヲ求メルノデアル、又議會ハ之ニ依ッテ財政監督ノ責ヲ完ウスルノデア

(議長長谷場純孝君議長席ヲ退キ、副議長肥塚龍君議長席ニ著ク)

○武富時敏君 然ル二百幾十餘件ノ不法不當ノ收支ヲ爲シテ居ルコトヲ認メナガラ、唯將來ヲ警メテ既往ノ責任ヲ之ニ依ッテ解除スルコト云フニ至ッテハ政府ノ責任ハ何處ニアル、財政ノ監督ヲ議會ガ任シテ居ル、其責任ヲ盡サナイモノ、即チ憲法ニ於テ議會ニ委ネラレル財政監督ノ責任ヲ盡サナイモノト言ハナケレバナラス(拍手起ル)殊ニ又此四十年ノ不法不當ノ收支ヲ見ルニ、歲出ニ於テ明カニ法律規則ニ依ッテ公ノ入札ニ附スベシト規定シテアルモノヲ隨意ノ契約ニ付シタリ、或ハ全ク豫算ナキモノヲ他ノ費目ノ剩餘アルニ乘ジテ之ヲ濫出シテ豫算ノ目的以外ニ支出シタルガ如キハ、唯是ハ下級ノ官吏ガ出先キノ失策ニアラスシテ、相當ノ要路ノ長官ノ決裁ヲ俟テ初メテ施行セラレベキモノデアル、即チ政府ガ是ニ對シテハ責任ヲ負フベキモノデアルト本員ハ信ズル(拍手起ル)又況ハ過當ノ租稅ヲ徵收シタルガ如キニ至リテハ、是ハ即チ前年來議會ノ問題トナッテ、或ハ質問ノ形式ニ依リ、或ハ其他ノ形式ニ依ッテ屢々政府當局者ニ向ッテハ苛歛誅求ノコトヲ戒メ、或ハ注意ヲナシタルニモ拘ラズ、一モ政府ハ苛歛誅求ノ事實ナシト稱シテ、議會ノ警告又ハ注意ヲ顧ミナカッタノデゴザイマスガ、此決算ニ於テ苛歛誅求ノ實ガ歴々ト證據立テラレテ居ル、既ニ議會ノ注意ヲ受ケ、警告ヲ受ケテモ戒メズシテ、此決算ニ此ノ如キ事實ヲ證據立テルト云フ如キニ至ッテハ、政府ノ責任最モ重大ナリト云ハナケレバナラス(拍手起ル)此ノ如キコトヲ責メシテ果シテ議會ノ財政監督ノ責任ヲ盡シタルモノト云フヲ得ルカ、ウレ故ニ吾々ハ唯諸君ガ云フガ如キ

(副議長肥塚龍君退席、議長長谷場純孝君議長席ニ著ク)

○武富時敏君 將來ヲ戒メテ既往ノ責任ヲ解除スルコト云フコトニ至リテハ、何分御同意ガ出來マセム、更ニ此決議案ヲ提出シテ、此ノ如キ不法不當ノ收支ヲ爲シタル政府ニ向ッテ、明カニ議會ノ意見ヲアルコトヲ表白シテ宜シク其責任ニ任スベキコトヲ決議シタリト信ズル所以デゴザイマス(拍手起ル)是ガ即チ議會ガ財政監督ヲ終始ヲ爲ス所以ノ途ト本員ハ信ズルノデゴザイマス、既ニ諸君モ四十年ノ度ノ決算ニ於テ容易ナラザル不法不當ノ收支ガアルト云フコトハ之ヲ御認メニナッテ居ルノデゴザイマスカラ、此議會ノ財政監督權ノ終始ヲ爲ス所以ノ途ヲ御考ヘニナリマシタナラバ、吾々ノ決議案ハ滿場ノ御賛成アルコトヲ私ハ信ジテ疑ヒマセム(拍手起ル)

○法學博士花井卓藏君 委員長ノ報告ニ對シテ反對ノ意見ヲ述ベマス、若ハ決議案ニ賛成ノ意見ヲ述ブルト云フコトニ致シテモ宜シウゴザイマス(「謹聽々々」ト呼フ者アリ)一括シテ議題ニ供セラレテ居リマスカラ委員長ノ報告ニ反對スル意見ヲ述ブルモ、議院法ニ差支ハナイト思ヒマス、極メテ簡單デゴザイマスカラ此席カラデモ宜シウゴザイマス

(「登壇々々」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 花井君——花井君ニ發言ヲ許シマス、委員長ノ報告ニ反對ト云フコトデ……

(法學博士花井卓藏君登壇)

○法學博士花井卓藏君 諸君、本員ハ委員長ノ報告セラレタル結論ニ於テ頗ル感フ點ガアルデアリマス「明治四十一年度歲入歳出總決算及明治四十一年度各特別會計歳入歳出決算ニ對シテ政府ニ警告スベキ事項左ノ如シ」トアリマス「警告スベキ事項」ト云ヘル文字ニ多大ナル感ヲ生ジテ居ルデアリマス、決算ノ審查ハ會計ノ監督デアリマス、監督ハ效力無キニ於キマシテハ何ノ用ヲモ爲サヌデアリマス、警告ナル文字ハ果シテ會計監督ノ意義トシテ何ノ力ガアルデアリマセウカ、憲法ハ會計監督ト云ヘル大切ナル文字ノ中ニ警告ト云ヘルガ如キ力ノ無キ輕キ意味ノ含マレテ居ルモノトシテ、満足致シテ居ルモノデアリマス、謹テ憲法ノ條章ヲ閱シマスルニ、議會ガ監督權ヲ行フ上ニ於テ警告ナル文字ニ満足スルガ如キ規定ハ一モ無イデアリマス、警告ノ文字ハ近頃流行ノ言葉デゴザイマスガ、憲法上ニ於テハ何等ノ意義ヲモ效力ヲモ保ツモノデハナイデアリマス(拍手起ル)帝國議會ハ會計監督ナル重大ナル權利ヲ有シテ居リナガラ力無キ效力無キ文字ヲ報告シテ、而シテ憲法ノ要求ヲ充タシタルモノト致シマスレバ、至極簡單ナルコトデゴザイマスガ、其簡單ナル同時ニ監督ノ力ト云フモノハ頗ル薄弱ト相成ルノデゴザイマス、力ノ無キ監督何ノ用ヲ爲サン、力ノ無キ裁判、何ノ痛苦ヲ感ゼンヤデアリマス、政府ハ唯ダ空吹ク風ト聞流スノミデアル、風ノ如キ警告ハ空ノ效力デアル故ニ委員長ノ報告ニ對シテハ其效力ヲ重ンゼザルベカラザル憲法上監督ノ精神ヲ貫ク上ニ於テ反對セザルヲ得ナイデアリマス(拍手起ル)況ンヤ政府ハ是ニ鑑ミ深ク將來ヲ戒ムベシナドト云フ文字ヲ附セラレテ、警告ノ意義ヲ更ニ更ニ輕クセラレントスルニ於テハ、本員ハ立法部ノ面目トシテ大反對ヲ爲サルヲ得ナイデアリマス、問題ハ明治四十一年度ノ決算デアル、警告スベキ問題ハ明治四十一年度ノ決算デアル、警告スベキ將來ハ無イデアアル、警告スベキ既往、即チ明治四十一年度ノ決算ハゴザイマスケレドモ、警告スベキ將來ハ無イデアアル(拍手起ル)然ルニ依ッテ政府ハ是ニ鑑ミ深ク將來ヲ戒ムベシト云フニ至ッテハ殆ンド意義ヲ爲サヌデアリマス明治四十一年度ハ將來デハ無イデアアル、是ガ完ク事理ノ轉倒ト申スモノデアリマス、委員長ノ報告ハ效力ノ上ニ於テ全ク何等ノ意味モナキコトナリト私ハ解スルモノデアアル、次ニ又「將來スル不謹慎ナル濫費ナカランコトヲ望ム」トアル、是モ同様デアアル、明治四十一年度ノ濫費ヲ戒ムル決算問題デアアル(拍手起ル)明治四十一年以後ニ來ルベキ決算ヲ議シテハ居ラスデアアル(此時「三百論」ト呼フ者アリ)三百論ナリト云フ人コソ物ヲモ知ラヌ眞ノ三百デアアル、私ハ決シテ曲論ヲ致サヌデアリマス、嘗テ事後承諾案ノ問題ニ於テ私ハ元田君ト爭ッタコトガアル、而シテ將來警告ナル文字ハ直ニ元田君ノ取消サレタル事例ガアルデアアル、事後承諾案ニ致シマシテモ決算問題ニ致シマシテモ警告スベキ既往ハ確ニアルノデゴザイマスケレドモ、警告スベキ將來ト云フコトハ斷シテ無イデアアル、諸君會計ノ監督ハ事前ニ於テハ豫算ノ審查ニ於テ事後ニ於テハ決算ノ審查ニ於テ終始セザルベカラザルモノタルコトハ武富君ノ御演說セラレタルコトヲ如シデアリマス、決算ノ審查ハ會計ニ對スル議會ノ最後ノ監督權デゴザイマス會計検査院ノ検査ハ行政上ノ検査ヲナスニ止マルノデゴザイマシテ議會ノ立法上ノ検査ノ準備ヲナストコロニ過ギナイノデゴザイマス、而シテ議會ハ獨立ノ權能ニ依リマシテ、検査院ノ報告並ニ政府ノ決算書ヲ審查ヲ致シマシテ、最後ノ處分トシテ其當否ヲ監査スベキコトデゴザイマシテ、其收支ノ正當ナル場合ニ於キマシテハ、承諾ヲ與ヘ其收支ノ不正當ナル場合ニ於キマシテハ承諾ヲ與ヘズシテ最後ノ

斷定ヲナサバナラヌ權利ヲ有スルノデゴザイマス、而シテ此最後ノ斷定ノ如何ナル方法形式ニ據ルベキモノナルヲ云フコトハ、我が憲法ノ條章ノ上ニ於キマシテ甚ダ不明確ナル、決算問題ニ關スル最後ノ決定權ニ關シマシテハ憲法ノ條規ノ上ニ於キマシテモ、本院ノ先例ノ上ニ於キマシテモ、甚ダ不明確デゴザイマス、不明確デハゴザイマスルガ力アル効力アル斷案ヲ與フルニアラザレバ役ニ立タナイト云フ點ニ於キマシテ相當ナル途ヲ取ラナケレバナラヌコト勿論アル、而シテ其相當ナル途果シテ所謂將來ノ警告論ヲ足リルノデアリマシヨウカ、若クハ之ニ反對シテ大ニカアル効力アルベキモノニ據ルベキガ相當アルカト云フコトヲ諸君ノ前ニ訴ヘタイト云フノガ本員論旨ノ眼目デアリマス、憲法ハ國家ノ歲入歳出ノ整理ヲナスヲ以テ會計ノ要道ト致シテ居ルノデゴザイマス、議會ニ授クルニ協贊ノ權利監督ノ權利ヲ以テシタル所以ハ、要スルニ收支ノ整理ヲ嚴格ニ保チ國民ヲシテ會計ノ上ニ安心ノ念ヲ懷カシメルト云フコトニ外ナラヌデアリマス、租稅ハ國民ノ負擔スルコトコロデゴザイマシテ、其苛斂誅求ハ之ヲ戒メザルベカラザルト同時ニ濫費冗出ノ情弊モ亦之ヲ矯メナケレバナラヌデアリマス、不當收支違法ノ收支ト云ヘルコトハ言葉ハ簡單デゴザイマス、豫算ニ於テ事後承諾問題ニ於テ政府ニ向ッテ攻撃セラル、明セラレテ居ルノデアリマス、豫算ニ於テ事後承諾問題ニ於テ政府ニ向ッテ攻撃セラル、トコロノ諸君ハ最後ニ於テ最モ大切ナルコトヲ締括リタル總勘定ニ於テ言葉ノ上ノ警告ニ満足セラル、ト云フコトハ如何ニ致シマスモ私ハ穩當ヲ缺クモノナリト信シテ居ル、(拍手起ル)法律勅令ニ違反ヲナシテ收支ヲ私ハ穩當ヲ缺クモノナリト信シテ居ル、字ニテ足ル、故ニ何等ノ力ナシ効力ナシ、斯ノ如キモノヲ以テ財政ヲ終始スル所以ノ上ニ於テ最後ノ處分トシテ至當ナルモノト御認メニナツテ之ヲ以テ曲論ナリト認メラル、ガ如キ人ガゴザイマシタラバ誠ニ政府者ノ位置ト云フモノハ安キモノデアル、實ニ樂ナモノデアル、最後ノ締括タル決算ノ最終處分ニ於テ幾多ノ不法行為ハ一片ノ警告ニテ責任ヲ免カル警戒ノ言葉ヲ風ノ如ク聞キ流シ政府ハ何ノ責ヲ負ハヌデアアル、況ヤ問題アル明治四十一年ニ向ッテノ警告ノ受ケズシテ將來ノ警告ヲ受ケルノデアアルカラ更ニ更ニ安心デアアルト云フガ如キコトノ例ヲ開キマシタラバ(拍手起ル)如何ニシテ立法部ハ財政ノ監督ヲ終始スル美シキ立憲ノ途ヲ盡ザル、デアラウカ、私ハ此點ニ於キマシテ武富君ノ決議案ノ趣旨ニ賛成ヲ致ス次第デアリマス、若シ將來警告ノ文字ニ御満足ニ相ナルト云フコトデゴザイマシタラバ唯ソレ政府ハ責任ヲ嫁セラレザルノ決議ヲ受ケタリト満足スルデアラウ、政府責任ヲ受ケズトノ決議ヲセラレテ、而シテ何ノ監督權ガ行レマスカ委員長報告ノ理窟ニ合ハヌト云フコトハ論ヲ俟タヌ次第デゴザイマスカラシテ、此點ニ付テハ深く御留意ヲ願ヒタイト思フデアリマス、憲法ノ問題ノ上ニ於テ最モ重要ナル議院ガ最後ノ會計ニ關スル裁判權ヲ行フ上ニ於テ、斯ノ如キ弱キ力ナキ報告ニ満足ヲシテ委員長報告告通リ異議ナシ異議ナシニシテ最後ノ議會ヲ終ルト云フコトハ本員ハ甚ダ議會ノタメニ惜ムデアリマス、是デケラ一言致シマシテ、諸君ノ御參考ニ供シマス(拍手起ル)

○菅原傳君 討論終結ノ動議ヲ起シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 討論終結ノ動議ニ贊成ガアリマスカラ、採決ヲ致シマス

○内閣總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 議長

○議長(長谷場純孝君) 桂内閣總理大臣

(内閣總理大臣兼大藏大臣侯爵桂太郎君登壇)

○内閣總理大臣兼大藏大臣(侯爵桂太郎君) 諸君、唯今議場ニ上ッテ居リマスルトコロノ此決議ノ問題ニ付キマシテ討論終結ノ際ニ於キマシテ、一言政府ノ所見ヲ述ベテ、諸君ノ御清聴ヲ煩ハサウト考ヘルデアリマス、諸君、政府ニ於キマシテハ常ニ豫算ノ執行ニ關シマシテハ、慎重ナル注意ヲ加ヘテ居ルニモ拘ラズ、唯今決算委員長ノ報告ノ如キ、此ノ如キ問題ヲ起スニ至リマシタコトハ、甚ダ遺憾ニ堪ヘナイトコロデゴザイマス、租稅ノ徵收ハ人民ノ財產ニ重大ナル關係ヲ有スルモノデアリマスルガ故ニ、政府ハ其徵收ニ關シテ公平ト親切トヲ期シテ居ルデアリマス(ノウノ「ト呼フ者アリ」)本官就職ノ當初ニ於キマシテモ、特ニ此點ニ付キマシテハ注意ヲ致シマシテ、稅務ノ官吏ニ對シマシテ深く戒飭ヲ加ヘタノデゴザイマス、其後ニ於キマシテモ絶ヘズ此精神ヲ以チマシテ監督ヲ怠ラズ居ラヌデアリマス、故ニ今日租稅徵收ノ上ニ於キマシテ一般ニ苛斂誅求ニ互ルガ如キコトハナインデアリマス、(「アリマス」)澤山アリマス「ト呼フ者アリ」默ッテ御聽キナサイ(「謹聽」ト呼フ者アリ)尤モ多數ノ中ニ於キマシテハ時々其取扱ヲ誤リマスルガ如キコトハアリマセヌデアリマセヌカラシテ、此ノ如キ場合ニ於キマシテハ必ず相當ナル處置ヲ取リマシテ、之ヲ矯正スルコトヲ怠ラナイノデゴザイマス、而シテ將來ニ對シマシテ、過ヲ再ビ致サヌヤウ、注意ニ注意ヲ重ネテ居ル次第デゴザイマス、又歳出ニ於キマシテハ支出ノ最モ嚴正ニ行ハレマスルコトヲ期シマシテ居リマスルガ故ニ、殊ニ濫費ニ互リマスルガ如キコトハ、全ク之ヲキヤウ十分ニ力メテ居リマスルノデゴザイマス、尤モ多數ノ官吏ノ中ニハ時々其取扱方法ヲ誤リマシテ、其當ヲ得ナイヤウナモノガアリマスルガ故ニ、此ノ如キ場合ニ於キマシテハ其責任ヲ明カニシ、其事件ノ矯正ヲ圖リマシテ、又將來ニ對シマシテ十分ナル注意ヲ加フルコトヲ怠ラナイノデゴザイマス、諸君要スルニ豫算ノ執行ガ最モ嚴正ニ行ハレマスルコトハ政府ニ於キマシテ極メテ重要ナルコト、認メマシテ居マスルガ故ニ、常ニ其實績ヲ舉グルコトヲ怠ラナイ次第デアリマス、此場合ニ於キマシテ政府ガ豫算ノ執行ニ關シマシテ執來リマシタコトコロノ次第ヲ諸君ニ一言申上ゲテ置キマスデゴザイマス

○議長(長谷場純孝君) 討論終結ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ兩案トモニ討論ハ終結致シマシタ——採決ニ付テ御諸君致シマス、日程ノ順序ハ決算案第二ガ決議案トナッテ居リマスガ、此

決算ニ對スル決議案ハ一種ノ不信任ノ意味ヲ含シテ居ル決議案ト認メマス、ウレデ此決議案ヲ可ラ採決シテシマッタラバ、從ッテ此決算ノ採決ハ明ニナラウト思ヒマスガ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ、其通り採決シマス、即チ決議ニ贊成ノ諸君ハ起立

(「満場」多數「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 起立者 少數

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 少數、決議案ハ少數ニテ消滅致シマス、決算ハ委員長ノ報告通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナイト認メマスカラ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 決算ハ總テ委員長ノ報告通りニ決定致シマス(拍手起ル)
暫ク休憩致シマス

午後零時三十五分休憩

午後一時五十一分開議

○議長(長谷場純孝君) 午前ノ會議ニ引續イテ開議ヲ開キマス、日程第四ハ提出者ヨリ撤回ヲシタイト云フ請求ガアリマス、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ日程第四ハ撤回致シマス、日程第五、南極探検事業國庫補助ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——特別委員長小久保喜七君

第五 南極探検事業國庫補助ニ關スル建議案(小久保喜七君登壇)

(「小久保喜七君登壇」)

○小久保喜七君 委員會ノ經過及結果ヲ報告致シマス(「謹聽」ト呼フ者アリ) 本會ハ丁度昨日午前十時ニ委員會ヲ開キマシテ、委員長理事ノ選舉ガ終リマシテ開會ヲ致シマス、菊池君カラ宛ニ角木問題ハ政府ノ意見ヲ聽イテ見ヤウト云フノ大藏大臣、文部大臣ノ出席ヲ求メマシタコトガ、御差支ダト云フノ、ソレナラ午後三時マデ待タウト云フノ延期ヲ致シマシタ、二時ニナリマシテ兩大臣ニ向シテ出席ヲ要求シマシタコトガ、又御差支ダト云フノ御出席ハナカッタノ、ソコデ委員會ハ段々評議ヲ致シマシタガ、苟モ此政府ガ反對アルナラバコチカラ求メナイデモ必ズ反對ヲ聲明スルダラウ、二度マデ請求シテ御出ニナラヌ位アレバ、是ハ無論御贊成ノコトデモアラウシ、且會期モ切迫致シテ居ル問題モ簡單ニシテ明瞭ナルモノデアラカラ、直ニ討議ニ移ラウト云フコトニナリマシテ、佐々木安五郎君ガ贊成演說ヲ致シマスルト、直ニ滿場一致デ可決ヲ致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

(「委員長報告通り異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ滿場一致ヲ以テ本建議案ハ決シマス

(「拍手起ル」)

(「有難ウ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 日程第六、國設模範製絲所創設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——委員長森國造君

第六 國設模範製絲所創設ニ關スル建議案(森國造君提出)

○森國造君 簡單デゴザイマスカラ茲デ説明ヲ致シマス、本案ハ此我邦ノ殖產上テ最モ肝要ナ問題デゴザイマス、昨日取敢ヘズ此委員會ヲ午前九時ニ開キマシテ、サウシテ其政府委員ノ出席ヲ求メマシテイロ、本問題ニ付テ研究ヲ致シマシタノデゴザイマス、委員ノ方ノ意見ト致シマシテハ是非共國設模範製絲所ハ最モ必要ナル獎勵策デアラカラ是非之ヲ實行致シタイト云フノ件デゴザイマス、政府當局者ノ意見デハ何分此模範製絲所デハ最モ必要カハ知ラヌガ、容易ニ之ヲ造ルコトハ困難デアル、第一此

模範製絲所ノ設立ニ付キマシテ、財政ハ假ニ許スト致シマシテモ、當時政府ニ於テハ之ヲ經營擔當スルコトコノ人物ガナイ、ソレ故ニ一躍此模範製絲所ヲ造ルト云フコトハ非常ニ政府ニ於テハ困難ト致ストコロデアラカラ、是非製絲試驗部ト云フモノヲ設ケテ、其製絲試驗部ニ於キマシテ此製絲ノ技術ヲ研究シテ、他日此國設模範製絲所ノソレヲ其基礎ト致シタイ、斯ウ云フノガ政府ノ意見デゴザイマス、ソレ故ニ委員會ハ全會一致ヲ以テ豫テ皆サントコロヘ差回ハシテ置キマスル修正案ノ通りヲ以テ全會一致ソレニ可決シマシタ、右修正案ニハ政府ニ於テモ全然同意デアリマス、此段御報告致シマス

(「異議ナシ」贊成「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ本建議案ハ委員長ノ報告通り即チ修正通り決定致シマス、日程第七乃至第九ハ同一委員ニ付託セラレタ議案ナルニ依リ、併セテ委員長ヨリ報告致シマス——委員長鷺田土三郎君

第七 常設美術展覽會設置ニ關スル建議案(竹内正志君外一名提出)

第八 高等工業學校設置ニ關スル建議案(鷺田土三郎君提出)

第九 史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案(井上敏夫君外二名提出)

(「鷺田土三郎君登壇」)

○鷺田土三郎君 常設美術展覽會設置ニ關スル建議案、此委員會ノ經過ヲ御報告申上ゲマス、此建議案ニ付テ政府委員ノ意向ヲ尋ネマシタコトガ、政府ニ於キマシテ最モ贊成デアリマス、サリナガラ之ヲ極メテ小規模ニ致シマシテモ、創設費ニ五十萬圓餘ヲ要スルト云フ譯デゴザイマス、直ニ同意ヲ表スルコトハ出來ナイト云フ答デゴザイマシタ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシテゴザイマス、高等工業學校設置ニ關スル建議案、此本案ニ付キマシテ政府委員ノ意向ヲ尋ネマシタコトガ、政府ニ於キマシテモ高等工業學校創設ノ必要ヲ認メテ居リマス、サリナガラ之モ亦財政ニ關スルコトデゴザイマス、其時期及場合ニ付テハ調査中デアルト云フ答辯デゴザイマシタ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシテゴザイマス、史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案、此案ニ付キマシテ政府委員ノ意見ヲ尋ネマシタコトガ、政府ニ於キマシテモ固ヨリ同意ヲ表シテ居ラル、ノデゴザイマシタ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段報告致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 日程第七、常設美術展覽會設置ニ關スル建議案委員長ノ報告ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ委員長報告通り決シマス、日程第八、高等工業學校設置ニ關スル建議案御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ委員長報告通り決定致シマス、日程第九、史蹟及天然記念物保存ニ關スル建議案、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ委員長報告通り決シマス、日

程第十、郡域變更ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——委員長塚田啓太郎君

第十 郡域變更ニ關スル建議案(塚田啓太郎君提 (委員長報告))

(塚田啓太郎君登壇)

○塚田啓太郎君 郡域變更ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ報告致シマス、昨日半數以上ノ委員が出席致シマスカラ政府委員ノ出席ヲ求メシテ、質問討論ヲ致シマス、本案ノ要旨ハ現在ノ郡域ヲ變更シテ地理上行政上ノ便利ノ處ハ之ヲ變更スル、又地形上ニ郡ヲ合併シテ便宜ニナルモノハ之ヲ合併スル、今日此ノ如キ處ハ處々ニアル、毎年議會ニ請願ガ幾ラモ出テ居リマスガ、請願ノ出テ居ルモノハ政府ニ於テモ十分ニ調査致シテ居ル、其他必要ナル處ガアリマスナラバ、進ンデ政府ニ於テ調査致シテ相當ノ法案ヲ具ヘテ帝國議會ヘ提出スルコトヲ希望スルノデアリマス、ソレデ此案ニ付テハ政府ニ於テモ大體ニ於テ同意ヲ表シマス、委員會ニ於テハ一人ノ反對モナク滿場一致ヲ以テ可決致シマス、滿場ノ諸君ノ御賛成ヲ希望致シマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナシト認メマスカラ、本建議案モ委員長ノ報告通り可決致シマス、日程第十一、私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案、委員長戸水寛人君

第十一 私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル (委員長報告)

(法學博士戸水寛人君登壇)

○法學博士戸水寛人君 私設交通機關ニ對スル政府ノ方針ニ關スル建議案、此建議案ハ二ツノ事柄ヲ目的トシテ居リマス、一ハ官營鐵道ガ私設交通機關ニ對シテ競争ヲ試ミル壓迫ヲ加ヘルコトガアルガ、是ハ甚ダ不都合デアラル止メテ貴ヒタイト云フコト、今一ツハ私設交通機關ニ對スル行政監督ガ複雜ニ出來テ居ルカラ之ヲ改メテ欲シト云フコト、此二ツデアリマス、是等ノ事柄ニ付テ委員會ト政府委員トノ間ニハ數回ノ質問應答ガゴザイマス、政府ノ方デハイロ／＼辯解セラレテ居タコトモゴザイマスガ、大體ニ於テ此建議ニ對シテ異議ハナイノデス、而シテ結局ハ此建議ハ滿場一致ヲ以テ可決致シマス、此段御報告致シマス

(賛成「委員長報告通り異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 本建議案ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナシト認メマス、委員長ノ報告ノ通り本建議案モ可決致シマス、日程第十二、官立精神病院設置ニ關スル建議案、委員長青柳信五郎君

第十二 官立精神病院設置ニ關スル建議案(山根 (委員長報告))

(正次君提出)

○青柳信五郎君 此案ハ極メテ簡單ナル案デアリマスカラ、委員會ノ説明モ簡單ニ此席カラ御報告ヲ申上ゲマス、此案ハ提出ノ場合ニ提出者タル山根君ガ詳細ノ説明セラレマス、即チ其主旨ハ主ナル精神病患者ニ社會ニ危險ノ虞アル精神病患者ヲ收容スル病院ノ設立デアル、ソレデ政府ハ此病院ノ設置ニ相當ノ途ヲ執レト云フ意見デゴザイマス、ソレデ政府ノ意見ヲ聽キマス、政府モ病院ノ必要ハ認メテ居ル、

併ナガラ之ヲ地方ノ府縣ノ團體ニ或ハ縣立病院ノアル所ニハ縣立病院ニ附屬セシメ、又無イ所ハ新ニ拵ヘルヤウニ精々勸ムルヤウニシテ、今日地方衛生ニ對シテ勸メテ居ル場合デアル、ソレ故ニ地方並ニ中央互ニ連絡ヲ取ツテ此方法ヲ立テナケレバナラス、是ハ今日ノ急務デアル、併ナガラ是ハ府縣ノ經濟ニ關係スルガ故ニ、今直ニ之ヲ實行スルコトハ出來ナイガ、免ニ角是ハ十分研究ヲ費シテ成ベク早ク此方法ヲ立ツルコトニスルト云フ政府ノ意見デゴザイマス、委員會ハ滿場一致ヲ以テ此政府ノ意見ニ依ッテ成ベク速ニ此方法ヲ執レト云フコトヲ可決ヲ致シマス、此段御報告ヲ致シマス

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 鈴木力君

(鈴木力君登壇)

○鈴木力君 (君カラ先キ精神病院ヘ入レルツト呼フ者アリ)

委員長ノ報告ヲ一讀會ニ回サナイヤウニ(二讀會ニハ回サヌ、建議案デカラ)ト呼フ者アリ、回シマセヌカ、ソレデハ否決、理由ハ何ツヤ、曰ク、本案ノ如キハアルコト必シモ妨グズ、是ナキモ亦妨グズ、之ヲ俗語デ申セバ、アラズモガナノ案デバデアリマス、斯ル種類ノ案ハ之ニ限タコトデナカラウカト思ヒマスガ、最終ノ日デアリマスシ、且議場頗ルダレタル氣味デアリマスカラ、私ハ一ツ以テ十ヲ律スルコトガ莫クシ、幸ナリト思フデ本案ニ反對ヲ致シマス、抑、議案、就中建議案ノ如キハ頗ル慎重且餘程必要ニ迫ツタモノヲ提出スルガ順當デアツ、當然政府ノ常識上ノ責任ニ屬スベキコトヲ議會ガ建議スルコト云フコトハ、議會ガ政府ノ能力ヲ非認スルカ、或ハ議會自ラガ政府ノ責任ヲ噴シクスルコトヲ責メザル結果ト常ニ私ハ考ヘテ居ルデス、假令本案提出者ガ十分ノ誠意ヲ以テ出サレタニモモロ、凡ソ社會ニ危險ナル精神病者ヲ取締ルコト云フヤウナコトハ、教ハラズトモ政府ナルモノハヤルベキコトデ彼自ラ宜シク平生政費ヲ節減シ、行政ヲ振肅シテ居タナラバ、敢テ己ガ黨派ノ配下ノ議員ヲシテ之ヲ提出セシムル必要ハナイノデス、提出者山根君ノ平生醫學上ニ於ケル、乃至衛生上ニ於ケル熱心ハ十分私ハ諒シテ居リマスガ故ニ、其人ニ對シテ斯ル反對ノ論ヲ弄フコト云フコトハ、甚ダ不本意デアリマスケレドモ、凡ソ物ニハ緩急前後ノ別ヲ立テ、政治ナルモノハ最モ急ナルモノヨリ行ハナケレバナラヌ、然ルニ現ニ本員ノ知ルトコロヲ以テスルニ、精神病者ドコロカ、是ヨリ甚シキ大惡病ガ日本國ニハ充滿シテ居ル——充滿ト云フト語弊ガアルカモ知レマセヌカ、ナカ／＼澤山アル、何ザヤ山根君ノ當テ御心配ニナツテ居ルトコロノ癲病是ナリ——癲病ト云フノハ癲病ノ漢語デアリマス、現ニ東京府下某村ニ多摩川上流ニ設置サレタル癲病院、此現狀ハ山根君御承知デアラウト思フ、是ハ經費ノ十分ナラザラメ、監督不行居タメ、患者ニ慰安ノ途ヲ與ヘズ、而シテ宜シク火葬ニ附スベキ癲病死者ヲ土葬ニシテ居ル現狀デス、是等ハ衛生上ニ著眼シテ居ル人ハ、最モ憂フベキコトデアリマス、其源ヲ尋ヌレバ、曰ク、經費不足ナレバナリ、苟モ中央俱樂部ノ諸君ガ乃至至意投合ノ情意ナケアヒノ政友會諸君ガ(笑聲起ル)政府委員ヲ信ズルノ氣力アルナラバ、斯ル點ニ向ツテ十分監督ヲ嚴シスベキコトデアツ、諸君忍ルベキコトハ多摩川上流デス、癲病院ノ在ルトコロノ多摩川上流タルコトヲ記憶シ給ヘ、多摩川ノ上水ニハ一年平均十五人ノ身投者ガアルデス、然ルニ癲病患者ヲ待遇スル慰安スルノ途ガナイカラ、此患者ガ不平或ハ失望ノ餘リニ逃出シテシマツテ其逃出シタヤツヲ夜陰ニ取捉ヘタ實例ガアルデス、新聞ニハ出テ居リマセヌカ——倍是ガ一步間違ヘバ多摩川上流下百萬ノ人間ノ飲料水トスルトコロノ源ニ身ヲ投ゲルデス、是等ハ有リ得ベキ危險デス想像シ得ラル、危險

○議長（長谷川純孝君） 御希望ノ趣ハ承知致シマシタ。議長ハ國務大臣ヨリ輕
 重ヲ受ケテハ居ラヌト信ジマス——日程第十五ヨリ五十九マデハ請願ナルニ依リ、一括

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 〔福井三郎君登壇〕

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

六二

會ハ採擇ヲ致シテ置クベキ理由アルモノト認メテ、政府ノ意志ニモ矛盾致シマセヌカラ是モ同ク採擇ト決定シタノデアリマス、ツレカラ次ハ第二十二號、第二辰九不法抑留損害金下附ノ請願、兵庫縣武庫郡鳴屋村平民株式會社辰馬商會社長辰馬半左衛門外一名ノ呈出ニシテ、安藤新太郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ有名ナル第二辰九事件デアリマス、少シク理由ヲ述ベテ置ク必要ガアラウト存ジマス、茲ニ詳シク御報告ヲ致シマス、此要旨ハ御承知ノ如ク、去ル明治四十一年二月清國政府ガ黃海ニ於テ帝國汽船第二辰九ヲ不法ニ抑留シ其國旗ヲ撤去セシメタルニ依ッテ我國政府ハ是ニ對シテ談判ヲシテ四箇ノ條件ヲ承認セシメテ其解決ヲ告ゲタルデアリマス、其四箇ノ條件中損害賠償ノ一條件ハ未ダ實行ヲシナイノデアル、故ニ其被害者タルコロノ船ノ持主ヨリ差出シタルノ此請願デアリマス、本請願ハ紹介議員ヨリ詳シク説明ヲ聽キ、政府當局者ノ出席ヲ求メテ丁寧ナル審査ヲ致シマシタ、而モ政府當局者ハ、外務當局者ハ出席シテ秘密會ヲ要求サレマシタ、委員會ハ秘密會ヲ以テ政府ト問答ヲ致シタノデアリマス、其末勿論秘密會ノコトデアリマス、茲ニ其結果ハ御報告申上テラレマセヌガ、兩々得ルところ最モ穩當ナル請願ト認メテ、之ヲ採擇ト決定致シタノデアリマス、次ハ第二十八號、是ハ製油原料輸入税免除ノ請願、四日市商業會議所會頭九鬼紋七ノ呈出ニシテ、井上敏夫君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、同ク請願文書表ノ第十二百二十七號ヲ併セテ茲ニ御報告致シテ置キマス、製油原料輸入關稅免除ノ請願、大阪市北區安井町製油株式會社取締役社長志方勢七外六名ノ呈出ニシテ、秋岡義一君外十三名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、我國製油事業ハ逐年萎靡不振ニ陥ルニ依リ、本邦製油業者ノ不幸ヲ救フタメニ、其救済方法ノ一トシテ蒸子其他ノ製油原料ニ對シ輸入税ヲ免除セラレント希望スルト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル理由ト認メテ、是モ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十九號、郡界變更ノ請願、福井縣丹生郡國見村長谷川眞ノ呈出ニシテ、名村忠治君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、本件ハ越前國丹生郡國見村ハ丹生郡ノ北端ニ在リ、村民ノ人情風俗其他商取引等總テ鄰郡ノ阪井郡ト密接ノ關係ヲ持テ居ル故ニ、之ヲ丹生郡中ヨリ劃イテ阪井郡ニ編入セラレタムニ云フ趣意デアリマス、委員會ハ至極尤ナル理由ト認メテ之ヲ採擇スルト決シマシタ、之ニ付テ附言致シテ置キマス、本日午前十一時院內ニ於テ本員ガ接受致シマシタ福井縣丹生郡國見村發ノ書留郵便デアリマス、ツレニハ此請願ノ取消ヲ申出デ、居ルノデアリマス、均シク請願書トナシテ居リマスガ、宛ハ本員宛デ、即チ請願委員長福井三郎宛デアリマス、而シテ記名ハ福井縣丹生郡國見村濱田喜藏外二十七名デアリマス、公式ノモノデアリマス、スカラシテ、是ハ請願書トナシテ正式ニ出マシテモ受理セラル、限リノモノデナイ、ツレト共ニ既ニ事後ニ於テ接受シタノデアリマス、審査上ノ參考ニ供スルコトガ出來ナカッタノデアリマス、此場合ニ於テ諸君ノ御參考マデニ申述ベテ置キマス、而シテ請願書ハ一村ノ決議ヲ以テ村長ガ其決議ヲ代表シテ請願シタモノデアリマス、最モ是ニ信ヲ置イテ、審査致シタ譯デアリマス、而シテ右御報告通り決定ヲ致シマシタ、此段御報告ニ及ンデ置キマス、次ハ第二十二號、分村ニ關スル請願、岡山縣淺口郡玉島町大字上成中原清忠外十四名呈出、清忠太郎君外一名ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ岡山縣淺口郡玉島町ハ舊玉島阿賀崎等ト全ク人情風俗生活狀態ガ異シテ居ルニ、經費節約等ノ名ノ下ニ此部落ヲ強制的ニ併合シテ組織シタルニ依ッテ町治舉カラズ、葛藤止ムトキナク、常ニ軋轢紛爭絶ニルトキナク、此儘ニ拾遺カレンイ所トナシ居ル、故ニ分村ヲシタイト云フ趣意デアリマス、詳シキコトハ報告書ニ明記シテゴザイマス、御覽ヲ願ヒタイノデアリマス、委員會ハ相當ノ理由アルモノト認メテ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十一號、利息制限法改正ノ請願、山梨縣南都留郡中野村平野長田金作呈出、松本君

平君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ金貸ガ人ニ金ヲ貸ス利息ガ高イカラ是ニ制限ヲ附ケラレタイト云フ請願デアリマス、吾々貧乏人ニ取テハ最モ同情ヲ表セキ請願デアリマス、至極尤ナル請願トシテ同情者ガ多クテ、同ク採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十二號、區裁判所出張所設置ノ請願、福岡縣八女郡矢部村長宮内萬吉外一名呈出、熊本壽人君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ福岡縣八女郡矢部村大淵村ノ二村ハ、之ヲ管轄スル現在ノ區裁判所出張所ト距離遠隔ニシテ、交通不便ナルガ故ニ、矢部村大淵村二村ヲ專管スル區裁判所出張所ヲ設置セラレタイト云フ趣意ノ請願デアリマス、至極尤ナル理由ト認メマシタ、委員會ハ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十三號、富士川橋梁架設ノ請願、靜岡縣富士郡岩松村長島崎仁作外五名呈出、大橋順廣君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ名ニシテ負フ東海道一ノ大井川ニ架ケラレタル橋ハ國費ニアラザルガタメニ碌ナモノハ架カラナイ、現在賃橋ト云フ橋ガ架ッテ居ルサウデアリマス、以テ交通ノ機關トスルニ足ラヌト云フヤウナ始末デアアル、故ニ當然國費ヲ以テ此處ニ橋梁ヲ架設セラレタイト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル理由アル請願ト認メテ、採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十四號、郵便局設置ノ請願、岡山縣後月郡木之子村佐藤勝四郎外五十七名呈出、守屋此助君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ岡山縣後月郡木之子村縣主村在厚村大字江原村字青木西江原村字今市、小田郡稻倉村大字岩倉現在ノ郵便局ニ遠クシテ其便ヲ得ズ、殊ニ木之子村ノ中央部字郷ノ如キハ商業軒ヲ列ネ、公署學校會社等ガ立シテ居テ、小市街ヲ形成シ、交通頻繁ナルニ拘ラス此處ニ郵便局ノ設置ナキハ市街發展ニ伴フコロノ助ケヲ缺イテ居ルカラシテ、是非新ニ一郵便局ヲ設置セラレタイト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル理由ト認メマシタ、採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十五號、郵便局設置ノ請願、大坂府三島郡島飼村大字島飼中谷芳太郎外四名呈出、植場平君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ大坂府三島郡島飼村、宮島村、味生村ノ三村ハ三村ハ高槻ニ富田、茨木、吹田ノ各郵便局ニ分屬スルモ、何レモ交通不便甚シク其土地ノ商工業ノ進歩發展ニ伴ハナイ、因テ現今役場ノ所在地タル島飼村ニ郵便局ヲ新設セラレタイト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル理由アルモノト認メテ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十六號、郵便局設置ノ請願、福岡縣田村郡大越村大字上大越字山口鹿又猪治外八名呈出、佐々木鐵太郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ福岡縣田村郡大越村ハ貨物集散四通八達ノ地ニシテ、產馬組合馬市場ノ設ケモアル位デアアル、然ルニ此地ニ郵便局ノ設ケナキハ其發展進步ノ途ヲ缺イテ居ル、故ニ新ニ一郵便局ヲ新設セラレタイト云フ趣意デアリマス、是亦尤ナル理由ト認メテ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十七號、郵便局設置ノ請願、福岡縣西白河郡信夫村長圓谷彌太郎呈出、佐々木鐵太郎君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ西白河郡信夫村ハ所管郵便局所在地ト遠隔ナル距離ニ在ルヲ以テ交通ノ不便甚シク、隨テ通信ノ便ヲ缺クコト大ナリ、故ニ此處ニ一郵便局ヲ新設セラレタイト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル理由アルモノト認メテ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十八號、郵便局設置ノ請願、愛知縣南設樂郡鳳來寺村大字門谷上島德平外十名呈出、福岡精一君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ南設樂郡鳳來寺村ハ所管郵便局遠ク、是亦尤ナル理由アルモノト認メテ採擇ト決定致シマシタ、次ハ第二十九號、定期船寄港ノ請願、北海道枝幸郡枝幸村大字頓別村相澤龜吉外二十四名呈出、淺羽靖君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ枝幸郡枝幸村ハ木材其他農產物ノ產出多キニ拘ラス、海上運送ノ機關ト云フモノガ備ハナテ居ラヌハ遺憾デアアル、因テ此沿岸ヲ航海スルトコロノ官廳補助ヲ得テ居ル汽船ノ寄港ヲスルヤウニシテ貰ヒタイト云フ趣意デアリマス、是モ至極尤ナル理由アルモノト認メテ採

言宗高野派管長高野山金剛峯寺座主密門宥範外八名ノ呈出ニシテ、小川平吉君ノ紹介ニ係ル件デアリマス、是ハ最も重要事件トシテ委員會ハ國務大臣ノ出席ヲ求メ

シマスルガ、又紹介議員タル人——議員ノ言葉ニ輕キヲ措クト云フコトハ無論出來ナイ
ノデゴザイマス故ニ、此紹介議員ニ對シテ十一名トカ十二名トカノ取消ノ請求ノ通知ノ

ナイ間ハ依然トシテ請願書ニ明記シテアル通り、二十二名ノ請願ト認メテ審査ヲ致シマシタ次第アリマス、其結果ハ遂ニ地理上ノ不便、其他郡中多數ノ請願ト云ヒ、旁スルノカ相當デアラウト認メシテ、請願委員會ハ之ヲ採擇ト決定致シマシタアリマス、之ニ付テ何カ御意見ガアルヤウデアリマスカラ暫ク……

○議長(長谷場純孝君) 今最終ニ報告ニタツタ二百三十號ニ付テ反對ト賛成ノ通告ガアリマス

○武藤金吉君 議長

○議長(長谷場純孝君) チョット御待チナサイ、其先ノコトヲマダ報告スルコトガアリマス、ソレカラ今報告中ノ第十五カラ四十一マダヲ採決シマス、其中ノ日程ノ第三十九、特別報告第二百二十六號、寺院境内還附ニ關スル法律案制定ノ請願ニ關シテ、高木君カラ意見ガ出マシタカラ是ハ除イテ採決シヤウト思ヒマス——武藤君

○武藤金吉君 日程第十五、特別報告第二百一號商法改正案ノ請願ハ商法改正ノ結果、此請願ノ目的ハ本院ニ於テ決議セラレタルモノデアリマスカラ、是ハ本議員ノ紹介ニ係ルモノデアリマスガ、院議ヲ要セザルモノト致シマシテ、唯今一括シテ決議致ス中カラ省カレンコトヲ望ミマス

(賛成「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 今ノ武藤君ノ御發議ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナケレバ其通り決シマス、ソレデハ日程ノ第十六ヨリ第四十一マダ、其中ノ日程ノ第三十九ヲ一ツ除キ、悉ク委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナケレバ委員長ノ報告通り決定致シマス、日程ノ第三十九ノ特別報告第二百二十六號寺院境内還付ニ關スル法律案制定ノ請願ニ對シテ高木君ノ請求ニ應ジテ山林局長 上山滿之進政府委員ガ見エマシタカラ此場合ニ御發議ヲ……

○高木正年君 此問題ハ頗ル重要ナ問題デアリマス、其内容ヲ申シマシレバ社寺ノ境内ヲ政府ガ官有地トシテ還付シロト云フデアリマス、凡ソ我國ノ維新以來政府ノ爲シタ仕事ノ中デ如何ナルコトガ其處分ノ上ニ付テ當ラザルカト申シマスルト云フト、此社寺ノ境内ヲ上地シタ位凡ソ亂暴ナ仕事ハ無イデアリマス、其初メニ於テハ所謂大小名ノ喜捨シタモノガアリマス、又信者ノ寄進ニ依リテ境内ナルモノ、生シタモノガアルデアリマス、既ニ憲法ニハ信教ノ自由ヲ保障セラレタルデアリマス、然ルニ政府ガ亂暴ニモ是等ノ信徒ノ喜捨若クハ大名等ノ寄附等ニ依リテ成立ツタ此境内地ヲシテ官有地ニ編入シ、今日尙其儘存續シテ居ルコトハ、今日ノ狀態ニ於テ決シテ是ハ見通スコトノ出來ナイモノデアルト私ハ信ジテ居ル、既ニ此事ハ帝國議會ニ議案トシテハ度々社寺土地林ナルモノ、法案ノ名ノ下ニ提出セラレテ居リマスガ、何時モ政府ガ之ニ反對シテ遂ニ今日マデ成立ラ見ナカッタ、尤モ此法案ハ暫ク中絶シテ居ルコトヲ提出セラレタ、確カ愛知縣ノ代議士デアッタ思ヒマスガ、暫ク其人ノ居ラザルタメニ此問題ハ關却サレタデアリマスガ、本年初メテ此請願ニ接シテ茲ニ既往ノ記憶ヲ繰返シテ、私ハ一言政府ニ向テ此事ヲ言ハネナラヌデアリマス、唯今申上テタ如ク政府ハ別ニ議論ノ餘地ハ無イ、既ニ此請願モ提出ニタツテ本議會ガ之ヲ認メタル以上ハ、來ルベキ議會ニ於テ必ス政府ハ之ニ對シテ相當ナ法律案ヲ提出スルヤウニ希望シタデアリマス、此法案ニハ寺院境内トアリマスガ、從來ノ此問題ニ對シテ上地ノ善後策ヲ講ジヤウト云フ意居ラヌデアリマス、所謂神社ノ境内モ共ニ之ニ對シテ上地ノ善後策ヲ講ジヤウト云フ意

味ニナツテ居ッタデアリマス、請願委員長ノ懇切ナル御報告ガアリマシタケレドモ、唯今ノ御報告ノミデハ我々ハ満足スルコトガ出來マセヌカガタメニ、一言此場合附加ヘテ序ナガラ政府ノ意思ヲ聽キタク私ハ思フデアリマス

○議長(長谷場純孝君) 上山政府委員

(政府委員上山滿之進君登壇)

○政府委員(上山滿之進君) 此問題ハ農商務省デケノ關係デハゴザイマセヌカ、内務省ノ關係モアリマスガ、主タル關係ハ農商務省デアリマスカラ、私カラ一言述べマス、先達本院ノ請願委員會デ、此問題ニ對シマシテハ農商務大臣カラ政府ノ意見ヲ明言ヲ致シマシテ、政府ハ遺憾ナガラ此請願ノ趣意ニ同意スルコトガ出來ナイデアリマス、詳シイコトハ申シマセヌカ、簡單ニ其理由ヲ高木君ニ申上ケヤウト思フ、本來政府ノ見ルトコロデゴザイマス、社寺ノ境内内外ハ大體ニ於テ領地權ヲ與ヘラレタモノデアル、斯ル解釋致シテ居ルデアリマス、丁度大名ノ版圖ト同ジモノデアル、大體デ云ヘバ同ジモノデアルト斯ウ云フ考ヲ持ツテ居リマス、尤モ高木君モ唯今御述ベニナリマシタヤウニ、信者ガ寄附ヲシタカニ云フヤウナ土地モゴザイマス、ソレカラ又社寺ガ自分ノ費用ヲ以テ買入ルタ土地モゴザイマス、サウ云フモノハ上地ヲサセナイト云フコトノ方針ニ明治三年ノ上地處分デナツテ居リマス、ソレカラ尙其後ニ間違ツタモノハ誤認訂正モ致シ、尙下戻法ニ依ッテ下戻ノ手段モ取リマシテ、高木君ノ仰シヤルヤウナ性質ノモノハ總テ下戻スコトニナツテ居リマス、又其運ビニ段々行ツテ居リマス、剩ストコロハ朱印ナリ黒印ナリヲ以テ領地權ヲ與ヘラレタモノヲ下ゲルカ、下ゲナイカ、斯ウ云フ問題ニ止ツテ來ル、ソレデケノ問題デゴザイマス、請願委員會デ農商務大臣ノ明言致シマシタ通り、是ハ領地權ノ關係デアルカラシテ下戻スベキ筋ノモノデナイ、斯ウ云フコトニ政府ハ考ヘテ居リマス

○議長(長谷場純孝君) 採決致シマス、委員長ノ報告ニ御異議ガアリマセヌカ

(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議ナシト認メマスカラ、日程ノ第三十九、特別報告第二百二十六號寺院境内還付ニ關スル法律案制定ノ請願ハ委員長報告通り採擇ニ決シマス、ソレカラ日程ノ第四十二、特別報告第二百三十號郡衙移轉ノ請願ヲ議題ニ致シマス

(神保東作君登壇)

○神保東作君 本請願ニ付テ簡單ニ私が反對ノ趣意ヲ述べヤウト思ヒマス、此日程第四十二、特別報告第二百三十號ノ請願ノ趣意ニ付キマシテハ先刻請願委員長ヨリ報告ニタツテ通リデアリマス、ソレデ此富山縣中新川郡ノ地勢ト云フモノハ西北ハ海岸ニ接シテ居リマシテ東南ニハ山嶽ヲ横ヘテ居ル一郡デアリマス、其間ニ町村ノ存在スル郡デアリマス、サウシテ其滑川町ガ海岸ニ接シテ在ル故ニ、此上市ノ方デ云ヒマス、一隅ニアルト、斯ウ云フノデゴザイマス、其上市町ハドウカト申シマス、ト山岳ニ接シテ居ル故ニ、之ヲ滑川ノ方カラ云ヘバ山嶽ニ接シテ郡ノ一隅デアルト云フデアリマス、サウシテ其郡ノ人口ト云フモノハ何レノ地方モ同一デアリマス、海岸ノ方ニハ人口ガ稠密デアル、山嶽ノ方ニハ人口ハ至ッテ稀薄デアル、故ニ滑川町ヲ郡ノ一隅トスレバ、上市モ亦一隅ト稱セシケレバナラヌ、是ハ事實問題デアリマス、元來官廳ノ所在地ト云フモノハ相當ノ設備ヲ要スルコト云フコトハ申スマデモナイコトデアル、滑川町ハ此請願者モ言フ如ク郡内デ最も人口ノ多い處デアル、サウシテ港灣ヲ有シテ居リマス、又北陸鐵道ノ停車場ガアル處デアリマス、デ一郡ノ輸出入ノ物貨ヲ集散スル咽喉デアリマス、隨テ道路モ亦四通八達致シテ居リマス、物貨ヲ集散スル咽喉デアルカラ交通運輸ノ便利ト云フモノハ此滑川町ニ有シテ居ルデアリマス、又從來電話モ架設ヲ致シテ居リマ

スルシ、其他教育ナリ衛生ナリ産業等ニ於テ郡ノ模範タルノ機關ヲ備ヘテ居ル處デアリ
マス、故ニ從來郡役所ヲ設ケ警察署ヲ設ケ、縣立水産講習所等モ置イテアル地方デア
リマス、之ニ反シマシテ上市町ハ山岳ニ接スル一小邑デアリマス、停車場カラ離レテ居ル
コトハ二里餘アリマス、交通ノ便ニハ甚ダ乏シトコロデアアル、又人口モ僅少デアリマスカ
ラ諸般ノ設備モ整ウテ居リマセヌ、苟モ此郡行政ノ發源地トスルニハ資格ヲ備ヘザル處
ト云テ宜イデアリマス、茲ニ今之ヲ證スルタメニ本請願書ノ全文ヲ私が取寫シマシタ
ガ、其請願書ノ結文ニ於キマシテ、主眼トモスベキモノヲ茲ニ書取ツテ置キマシタ故ニ、之
ヲ讀ミマシテ諸君ノ明斷ヲ仰ギマス、斯ウ書イテアル「若夫昨今計畫シツ、アル輕便
鐵道愈々敷設サレ、中新川郡ノ交通機關完全ナルニ至ラハ上市町ハ益々便利ナナルト
同時ニ郡衙移轉ノ聲ハ益々上市ニ傾クハ今日ヨリ豫言スルヲ憚ラス」結文ニ「斯様ニ書
イテアル、是ハ輕便鐵道ガ出來上レバ郡衙移轉ノ聲ハ上市町ニ傾クヲ豫言スルト云フ
コトデアリマス、サウシテ其輕便鐵道ノコトデアリマスルガ、此輕便鐵道ノ計畫ト云フモノ
ハ如何ナル計畫デアアルカト申シマスルト、私が先般來此處ニ御列席ノ才賀代議士ニ申
込シタ、才賀代議士ガ私ノ申込ヲ快諾セラレテ、近頃才賀代議士ノ社員ヲ派出セラレ
テ、サウシテ調査セラレテアルモノデアルケレドモ、未ダ測量モ出來マセズ出願モ致シマセ
ヌモノデ、今後幾多ノ歲月ヲ要シテ此輕便鐵道ガ出來ルカ未ダ分ラス、此ノ如キ鐵道
ヲ理由トシテ此郡衙ノ移轉ヲ請願スルト云フハ、即チ現在ノ不便利ヲ請願者自ラガ告
白スル證據トシテ明カデアリマス（拍手スル者アリ）ソレデ先刻委員長ヨリモ言ハレマシタ
ガ、私ハ此請願ニ對シテ二十一名ノ請願者中十名ノ者が取消シタト私ノ許ニ電報ガ來
テ居リマス、云フコトヲ委員會ニ於テ申シマシテ、其電報ハ私が此處ニ所有シテ居ル、ヤ
リ十名取消、此請願ハ衆議院ヘ出スト同時ニ内務大臣ニ宛テ、モ出シテアルサウデス、
ソコデ此町村長ガ町村會ノ意見ヲ問ハズシテ僭越ニ調印ヲシタト云フコトカラシテ或町
村ニ於テハ其僭越ヲ町村會カラ問責セラレテ居ル、ソレガタメニ町村長モ大ニ苦シクナ
テ來テ、内務大臣ヘ向テ十名ノ町村長ガ既ニ取消ヲ出シタト云フコトハ事實デアリマ
ス、ソレハ茲ニ二通ノ電報ガアル（内務大臣ト議會トハ違ヒマス）ト呼フ者アリ、違ヒ
モハ先刻委員長カラ御話アッタカラ御話スルデス、ソレデ斯ウ云フ次第デアリマシテ、
斯ク薄弱ナル理由ヲ以テ請願セラレテ（紹介議員ニハマダ何ノ通知モアリマセヌ）ト呼フ
者アリ、紹介議員ニハアリマス、ソレハ反對デアアルカラ（ヤリ給ヘ）「謹聽々々」ト呼フ
者アリ、斯ク其薄弱ナル理由ノ請願デアリマシテ、大ニ郡ノ行政ヲ阻礙致シマシテ郡民ノ
不幸ヲ促スモノト私ハ斷定スルデス、ソレデ免ニ角其事平穩ナル郡治ニ此ノ如キ問題
ヲ提ゲテ風波ヲ起シ、郡内ヲ騷擾セシムルニ至ッテハ是ハ宜シク政事家ノ慎ムベキ事柄デ
アラウト思ヒマス、故ニ委員會ニ於テモ私が此理由ヲ述ベマシタノデ、幸ニ國民黨中央
俱樂部、其所屬ノ委員諸君ハ私ニ同感デアッテ、採擇ニ反對デアリマシタガ、政友會ノ
委員諸君ハ僅カノ多數ニテ採擇ニ決セラレマシタ譯デアリマス、以上述べルトコロノ反對
意見ヲ諒セラレテ、神聖ナル議決アラント希望致シマス

○議長（長谷場純孝君） 伊東祐賢君

（伊東祐賢君登壇）

○伊東祐賢君 此請願ハ議會ニ於テハ小問題デゴザイマスケレドモ地方ニ於テハ頗ル
大問題デゴザイマシテ、唯今反對演說ガアリマシタカラ、簡單ニ一言本請願ニ賛成ノ意
ヲ申述ベマス、中新川郡役所ハ從來滑川町ニアリマシタガ、郡ノ北端ニ偏シマスカラ郡
ノ中央ニアルトコロノ上市町ニ移轉シテ欲シト云フデアリマシテ、即チ上市町ハ中新
川郡内ノ中央ニ位シテ、郡内二十四箇町村ノ中二十餘箇ノ町村ハ其周圍ヲ擁シ
テ居ルデアリマス、故ニ郡政事務上最モ便利ナルバカリデナクシテ多數人民ノ郡衙ニ

從事スル者モ亦頗ル便利ナノデアリマス、而シテ此請願ハ郡内二十四箇町村ノ中二十
二箇町村長ガ連印シテ請願シツ、アルモノデアリマシテ、殆ド郡内ノ三分ノ二ノ町村長
ノ出願デアリマス、即チ郡内多數人民ノ輿論デアリマス、又鐵道ハ郡ノ北端ヲ通リツ、
アルモノデアリマスケレドモ、郡内四五ノ町村ガソレヲ利用スルノミデアッテ、多數ノ町村
ノ人民ハ其交通機關ヲ利用スルコトガ出來ナイデアリマス、尙郡内一ノ稅務署ノ如キ
モ上市町ニアルデアリマス、又神保君ガ此請願ニ町村長ノ中テ取消シタ者ガアルヤウ
ニ言ハレマシタケレドモ未ダ當院ニ向ッテモ、亦吾々紹介議員ニ向ッテモ何ノ通知モナイ
デアリマス、右ノ次第デアリマスカラ本請願ハドウカ請願委員會ニ於テ採擇ニナツタ通リ
ニ本會ニ於テ御可決アラント希望致シマス

（討論終結ト呼フ者アリ）

○議長（長谷場純孝君） 採決致シマス、請願委員會長ノ報告ニ賛成ノ諸君ハ起立
起立者 多數

○議長（長谷場純孝君） 多數、本請願モ採擇ニ決シマス、引續イテ日程第四十三
號ヨリ報告ヲ致シマス

- 第四十三 (特別報告第二百三十一號) 遊廓廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第二百三十二號) 藥劑師法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第二百三十三號) 南北朝御講和舊跡保存ノ請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第二百三十四號) 汽船「トロール」漁業ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第二百三十五號) 貴金屬工作品檢定法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第二百三十六號) 中央金庫大連派出所修繕工事費請求ノ請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第二百三十八號) 電信電話架設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第二百三十九號) 停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第二百四十號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第二百四十一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第二百四十二號) 鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第二百四十三號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第二百四十四號) 定期船寄港ノ請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第二百四十五號) 直江津開港ノ請願 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第二百四十六號) 定期船尻白寄港ノ請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第二百四十七號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第二百四十八號) 試驗制度 (委員長報告)

(福井三郎君登壇)

○福井三郎君 續イテ報告ヲ致シマス、特別報告第二百三十一號、遊廊廢止ノ請願、北海道石狩國上川郡旭川町二條通四丁目平民農田中喜代松外四十九名ノ呈出ニシテ、東武君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ歴史ノ付テ居ル請願アリマシテ、別段ニ理由ヲ申上ケズモ諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、故ニ委員會ハ相當ノ事由アルモノト認メマシテ採擇ヲ致シタルデアリマス、第二百三十二號、藥劑師法制定ノ請願、東京市本郷區向ヶ岡彌生町平民中野準三郎ノ呈出ニシテ、該部總兵衛君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ齒科醫師辯護士ノ如ク、藥劑師ヲ法律ニモ一ツノ法律ヲ設ケテ貫ヒタイ、即チ藥劑師法ナルモノヲ制定シテ貫ヒタイト云フ請願デアリマス、穩當ナル請願ト認メテ採擇ヲ決シマシタ、次ハ第二百三十三號、南北朝御廟和舊蹟保存ノ請願、京都府葛野郡嵯峨村平民僧侶葛西惠俊外一名ノ呈出ニシテ、奧繁三郎君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ御承知ノ如ク京都ノ嵯峨大覺寺門跡ハ嵯峨天皇仙洞ノ御遺址デアッテ龜山後嵯峨後宇多後龜山ノ御歷代ノ法皇ガ御在居遊バサレタル靈跡デアル、而モ亦後建長ノ九年ニ至リ南北朝御廟和ノ大典ヲ舉ゲサセ給ヒタル處デアル、實ニ國民ノ一日モ忘ルベカラザル處デアラカシテ、之ヲ紀念スルノ必要上是非此舊蹟ノ幾久シク朽チザルヤウニ保存ノ方法ヲ立テタイト云フ趣意デアリマス、尤ナル請願ト認メテ請願委員會ハ滿場一致、議シテ之ヲ採擇致シタ、次ハ第二百三十四號、汽船トローリ漁業ニ關スル請願、博多商業會議所會頭奧村七郎ノ呈出ニシテ、熊本壽人君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是モ歴史ノ附テ居ル請願デアリマス、別段ニ要旨ハ申シマセ、請願委員會ハ相當ノ事由アルモノト認メテ採擇ニ決シマシタ、第二百三十五號、貴金屬工作品檢定法制定ノ請願、東京市日本橋區馬喰町四丁目平民山崎龜吉外五十四名ノ呈出ニシテ、永江純一君外一名ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ貴金屬工作品ハ實用ト裝飾トヲ兼ネテ工藝品中最モ優位ヲ占メテ居ルモノデアル、其世間ニ尊重セラル、所以ノモノハ又主トシテ金屬自體ガ貨幣ト其實ヲ同クシテ居ルカラデアル、然ルニ是ガ檢定ノ方法ガナイト海外ニ至テ往々偽物ガ眞物トシテ傳ハル場合ガアル、一度左様ナコトガアッテ買フ人ガ懲リルト、遂ニ日本ノ貴金屬工作品ト云フモノガ、海外ニ向テ勢力ヲ失フコトニナルカラシテ、此檢定ノ方法ヲ設ケルノハ最モ之ヲ保護スル所以ノ一大必要方法デアルト云フコトデアリマス、至極尤ナル請願ト認メテ是モ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百三十六號、中央金庫大連派出所修繕工事費請求ノ請願、東京市京橋區銀座一丁目十九番地平民英修作ノ呈出ニシテ、早川龍介君ノ紹介ニ係ル件アリマス、其要旨ハ載セテ報告書ニ詳デゴザイマス、是モ相當ナル理由アルモノト認メテ採擇ヲ決定シマシタ、次ハ第二百三十八號、電信電話架設ノ請願、岡山縣英田郡吉野村江國鐵次郎外二百十五名ノ呈出ニシテ、福井三郎君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ同郡吉野郵便局ト同郡江見郵便局ト間ニ電信及電話ノ架設ヲ欲シタイノ請願デアリマス、至極尤ナル理由ト認メテ委員會ハ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百三十九號、停車場設置ノ請願、埼玉縣北足立郡與野町福島鐵太郎外三百十二名ノ呈出ニシテ、阪泰碩君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ埼玉縣下ノ浦和太宮間ニアル大原信號所ハ同縣ノ北足立郡與野町木崎三室片柳土合大久保植木三橋馬宮等ノ各村ニ接續シテ貨物集散ノ中央地點ナ

ルヲ以テ、運輸交通ノ便ヲ開キ地方産業ノ發達ニ資スルガためニ停車場ヲ此處ニ置イテ欲シトノ趣意デアリマス、至極尤ナル請願ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十號、郵便局設置ノ請願、靜岡縣田方郡多賀村平民相磯義作外十四名ノ呈出ニシテ、大野久次君外一名ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ田方郡多賀村ニ一郵便局ヲ新設セラレタイトノ趣意デアリマス、相當ノ理由ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十一號、郵便局設置ノ請願、山梨縣南巨摩郡富河村平民内田信一郎外五十名ノ呈出ニシテ、清澤太郎君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ同縣南巨摩郡富河村ニ無集配ノ郵便局アリマシテ、宜シカラシテ一ツ是非置イテ欲シトノ請願デアリマス、至極尤ナル請願ト認メテ委員會ハ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十二號、鐵道敷設ノ請願、京都市下京區東洞院通六角下平民平松武兵衛外三十三名ノ呈出ニシテ、濱岡光哲君外二名ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ京北鐵道即チ京都敦賀間ニ適當ナル線路ヲ選シテ其鐵道ヲ一日モ早く敷設セラレタイト云フ趣意デアリマス、至極尤ナル請願ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十三號、郵便局設置ノ請願、高知縣吾川郡西分村長小田玉城外五名ノ呈出ニシテ、細川義昌君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ吾川郡西分村字増井ニ一郵便局ヲ欲シト云フコトデゴザイマス、至極尤ナル請願ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十四號、定期船寄港ノ請願、北海道北見國宗谷郡宗谷村平民立原修一外五十七名ノ呈出ニシテ、淺羽靖君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是モ郵便定期汽船ヲ宗谷村大字猿拂ト云フ處ニ寄港サセテ貫ヒタイ、同地モ近來ハ大ニ開ケ、物産モ追々出來テ來テ決シテサウ馬鹿ニシタモノデアリカシテ、此所ニ寄港サセテ欲シト云フ、斯ウ云フ趣意デアリマス、至極尤ナル請願ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十五號、直江津開港ノ請願、新潟縣中頸城郡直江津町平民石塚六三郎外一名ノ呈出ニシテ、水品平右衛門君外一名ノ紹介ニ係ル件アリマス、是モ年來カラ歴史ガ付イテ居ル問題デゴザイマシテ、委員會ニ於テハ最モ丁寧ニ審查ヲ致シマシタ、メニ特別委員ノ選定ヲ致シマシテ、政府トノ折衝モ致シマシテゴザイマス、政府モ全然反對デハゴザイマセ、マダ近來マデ左程ニ同地ノ狀態ガ變ルトモ認メナイガ、追々調査ヲ致シテ面シテ其願意ノ到達スルヤウニ致シタイト思ウテ居ルトノ答辯ヲ得マシタノデゴザイマス故ニ、委員會ハ理由ガアルモノト認メテ本請願ハ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十六號、定期船尻白寄港ノ請願、北海道北見國宗谷郡宗谷村平民山田一郎外三十五名ノ呈出ニシテ、淺羽靖君ノ紹介ニ係ル件アリマス、是モ北海道北見國宗谷郡宗谷村大字宗谷字尻白ト云フ部落ハ本道有數ノ水産地デアッテ、輸出入ノ貨物モ夥多ナルニ拘ラズ定期船寄港ノ航海ノナイガためニ、此地ノ發展ガ出來ナイタメニ、稚内網走間ヲ郵便定期寄港ニ加ヘラレタイトノ趣意デアリマス、北海道ノ如キハ到處ニ此ノ如キコトガ出來ナケレバ相成ヌト存シマシテ、請願委員會ハ全會一致ヲ以テ採擇ヲ決定致シマシタ、次ハ第二百四十七號、郵便局設置ノ請願、香川縣三豐郡大見村長島田健三郎ノ呈出ニシテ、西山彰君外一名ノ紹介ニ係ル件アリマス、是ハ香川縣三豐郡大見村ニ郡ノ最端北部ニ僻ニシテ居テ、所轄郵便局トノ距離ガ甚ダ遠クテ、不便シ上モナキ土地デアラカシ、此所ニ無集配デモ宜シカラシテ二等郵便局ヲ一ツ設置シテ欲シトノ趣意デアリマス、尤ナル請願ト認メテ採擇ヲ決定致シマシタ、最後ニモウ一ツ殘リマシタ、試驗制度改正ニ關スル請願デアリマス、之ニ付テハ少シク丁寧ニ報告シテ吳レヨト申出ガゴザイマシタカラシテ、少シ丁寧ニ報告ヲ致シマス、是ハ近日學生間ニヤカマシク唱道セラレテ居ル試驗問題デゴザイマシテ、度々議院ニ請願モ出タルデアリマス、本年モ亦請願ガ出マシタノデアリマス、其請願ノ標題ハ試驗制度改正ニ關スル請願ト云フノデア

リマス、請願者ハ東京市本所區龜澤町磯部四郎外百八名ノ呈出デゴザイマシテ、紹介議員ハ松田源治君、小久保喜七君、齋藤二郎君、武藤金吉君デゴザイマス、其要旨ハ現社會ノ組織上已チ得ザル制度ニテ存置セラレテ居ルコロノ試験制度ハ須ク煩雜ヲ避ケテ、大綱ヲ約シ、形式ヲ棄テ、實質ヲ求メ、而シテ後初メテ人オ登用ノ一方法タル試験制度ノ精神ニ適合スルモノト云ハナケレバナラヌ、然レニ現行文官高等試験規則、判事檢事登用試験規則及辯護士試験規則ヲ見ルニ、徒ラ煩瑣形式ニ流レテ、其通弊ハ實ニ甚シク畢ニ試験制度ノ目的ヲ没却シテ居ルノデアル、試ニ其一二ヲ舉ゲテ申シマスレバ、第一判事檢事登用試験及辯護士試験ニ豫備試験トシテ科セラレ、トコロノ論文試験ノ趣旨ノ如キハ、聞クコロニ依レバ、登用後司法官ノ判決文作成ニ要スル文章力ヲ試ミルニアリトコトデアルガ、果シテ然ラバ本試験ヲ筆記ニ於テ之ヲナスヲ以テ、却テ得策トスルノデアルガ、若シテ豫備試験ニ外國語ヲ科スルニ至リテハ更ニ其理由ナキノミナラズ、裁判所構成法及訴訟法ノ精神ニ背戾スルニ至ルノデアル、即チ同法ニ曰ク、裁判所ノ用語ハ日本語ヲ用ユベシ、又外國人ガ訴訟關係人タル場合ニハ通辯ヲ用ユベシトアル、既ニサウ書イタルノデハナイカ、何ゾ外國語ヲ受驗資格ト爲スノ必要ガアラウゾ、第二ハ高等文官判事檢事試験規則ニハ中學校卒業ヲ以テ受驗資格ノ……(真面目ニヤルベシ)呼フ者アリ)是ヨリ真面目ニ出來マスカ、吾輩ハ真面目デアル、真面目ニ御聽キナサイ、君ノ目カラ見ルノ真面目ニ聽ケナイカモ知レナイ、第二ハ高等文官判事檢事試験規則ニハ中學校卒業ヲ以テ受驗資格ノ一トセラレテ居ルケレドモ、人オハ學校教育ヲ俟テテノ輩出スルモノデハナイ、縱シ又何レノ地ニ於テ何レノ方法ヲ以テヤルトモ其學ビ得レタル學問ノ力ヲ有スル者ガアル、或場合ニハ學校ニ於テ正式ニ型ノ如キ人問フ造ラレタル學問ノモノ、人物ハ意外ナル所ニ意外ナル者ガ出來ル位デアル、サルニモ拘ラズ、中學校卒業シテモノニアラズバ試験ヲ受クル資格無シト規定セル如キハ、誤デハ居ラヌカ、因テ前記三試験規則中一豫備試験ヲ廢止スルコトニ受驗資格ノ制限ヲ廢止スルコト、三試験施行ノ時期ヲ改正シテ、各其時期ヲ別々ニスルコト、若ハ一年少クモ二回施行スルコト、四、判事檢事登用試験ヲ資格認定試験トセラレシメシムルコト云フニアルノデアル、以上ノ事實アリマス故ニ、委員會ハ最モ大事ナル案件ノ一トシテ特別委員ヲ舉ゲテ、先ヅ分科會ニ於テ審査ヲ一通リ致シマシテ、其審査中分科會ニ特別委員ヲ舉ゲテ、政府ヲ折衝セシメタノデアリマス、其特別委員長ノ任ニ當タラレタルハ小久保喜七君デアリマス、此分科會ノ主査トシテ佐々木君ノ如キ、最モ熱心ニ此問題ニ盡力セラレマシタ、是ニ向ッテハ本委員會長大ニ兩君ニ向ッテ其功ヲ感謝スル次第デアリマス、而シテ政府ヲ折衝ノ結果ハ終ニ請願ニアルトコロノ趣意ヲ皆政府ハ容レルト云フコトニハ同意デアル、唯其中ノ一ト二——即チ別ニ重ネテ申シマセウカラ、速記デ御承知ヲ願ヒマス、此一ト二ノ二點ハ其趣意ヲ相當ト認メテ是ニ同意ヲシヤウ、四ト二ノ二點ハ御同意ガ申シニキト、斯ウ云フコトデアルノデアリマス、委員會ニ於テモ餘程審議ヲ盡シマシタガ、如何ニシテモ政府ニ同意ナキ限リハ採擇シテトコロガ效果ノ舉ラヌ次第デアリマス、故ニ唯政府ト交渉ヲ破ツテ、而シテ名ばかり採擇ニ致シマスヨリモ、多少讓歩致シマシテモ、幾許カ其實ヲ收メテ方ガ請願ノ意ヲ到達スルニ近カラウト信シマシテ、二點ハ政府他日ノ參考トシテ送付スルコトニ致シマシテ、政府ノ同意セラレタル二點ダケヲ採擇スルコトニ致シタ次第デアリマス、以上申述ベシタル次第、是デ大抵今日ノ議事日程ダケハ報告ヲ終リマシタノデゴザイマス

○荒川五郎君 委員長ニ質問ガゴザイマス、一ト二ト云ハレマシタガ、一ハ外國語ヲ廢スルコト云フヤウニ覺エテ居リマシタガ、ソレハ永久ニ廢スルコト云フノデアリマスカ、年限ガ付テ居ルノデアリマスカ

○福井三郎君 御答ヲ致シマス、此外國語ト云フコトニ付テハ進シテ御答ヲシテ置キ

マスガ、イロノ議論ガアリマシタ、外國語ハ永久ニ入レル必要ガナイト云フ議論ヲスルハモアリマシタ、日本人ハ日本ノ言葉ヲ知テ居レバ宜シイデハナイカ、外國語ヲ知ラナケレバ日本ノ役人ニナレナイト云フコトデハ殆ド日本ノ獨立ガ疑ハレルデヤナイカト云フ議論アリマシタ、併ナガラ日本ノ人ガ博識トシテ居ルコト云フノハ、何ニモ差支ガナイデヤナイカト云フ議論モアリマシタ、詰リ委員會ニ於テハ永久外國語ヲ廢スルト云フコトハ認メナイノデアリマス、政府ハ無論外國語ヲ入レナケレバナラヌト云フコトデ、冀クハ日本語ヨリモ外國語ニ移ッテシマヒタイト云フ位デアリマシタガ、ソレハ兩樣折衷シテ僅ニ兩年バカリ延期スルコト云フコトニ過ギナイト云フコトニ決定致シマシタ、尙詳シイコトハ此特別委員長トシテ此衝ニ當ラレマシタル方ヲシテ私ノ答ヲ補足セシムルコトニ致シマス、又續イテ當該主査タリシ佐々木君ヲシテ此答辯ヲ致サシムルガ宜カラウト思ヒマス、私ノ御答ハ是マデニシテ置キマス

○佐々木安五郎君 議會ノ體面ニ關スルコトニ付イテ一言致シタイ

○議長(長谷場純孝君) 議會ノ體面ニ關スルコトアレバ、之ヲ採決シテカラ其コトヲ承ハリマス

○佐々木安五郎君 ソレデハ待ッテ居リマス

○議長(長谷場純孝君) 日程ノ第四十二ヨリ五十九マデハ委員長ノ報告ニ御異議アリマセウカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガアリマセウカラ悉ク委員長ノ報告通り決定致シマス

○佐々木安五郎君 議會モ最終ニナリマシテ最近ニ閉院式ヲ舉ゲラル、コトデアラウト思ヒマスガ、閉院式ノ場合ニハ是マデ總理大臣ガ勅語ヲ捧讀スルニ臨ンデ、本大臣ハ勅語ヲ捧讀スルノ光榮ヲ有スト云フヤウナ前提ヲ置イテ勅語ヲ捧讀サル、コトガ例ニナッテ居リマス、然レニ昨年ノ閉院式ニハ桂總理大臣ハ一言是ニ及バズ、行キナリ直ニ朕ト云フ言葉ヲ使ハレタ、サウシテ貴族院議長ニ向ッテ、其勅語ヲ授ケタト云フ態度ハ頗ル倨傲鮮腆ノ舉動デアルト云フコトハ、一同皆認メテ居ルノデアリマス、此ノ如キコトヲ屢々サレテ、サウシテ默止スルコト云フ譯ニハ行カナクナルカ知レマセウカラ、本年ノ閉院式ニハ此ノ如キ失態ノナイコトヲ御懸念ノ間柄デアルト思ヒマスカラ、議長カラ好意ノ忠告ヲサレンコトヲ希望シテ置キマス

○議長(長谷場純孝君) 御注意ヲ致シテ置キマスガ、本日ノ議事日程ハ是デ終リマシタカラ、暫ク休憩ヲシヤウト思ヒマスケレドモ、御承知ノ如ク行政裁判法中改正法律案ト、商法中改正法律案ガ、貴族院ト衆議院ト今兩院協議會開會中デ、未ダ決定ノ報告ガゴザイマセウカラ、此報告ノアルマデ休憩ヲシヤウト思ヒマス、因デ申上グルマデモナイデゴザイマスケレドモ、諸君ハ本日ノ議事總テノ結了ヲ告グルマデ、御退院ナキヤウ御注意申シテ置キマス、暫ク休憩致シマス

午後三時四十一分休憩

午後八時四十分開議

○議長(長谷場純孝君) 前會ニ引續イテ會議ヲ開キマス、報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

政府ハ左ノ議案ヲ撤回セリ

鐵道又ハ船舶外國ノ鐵道又ハ船舶ト貨物ノ聯絡運輸ヲ爲ス場合ニ關スル法律案

○議長(長谷場純孝君) 先以テ此行政裁判法中改正法律案兩院協議會ノ結果

ヲ兩院ノ協議會長ヨリ報告サレマス、元田肇君

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君 行政裁判法中改正法律案ニ付キマシテ兩院協議會ノ經過ト及結果ヲ御報告致シマス、總テ手續ヲ盡シマシテ、昨日開ク積リテゴザイマシタガ、貴族院ノ方ニ支ガザイマシテ、今日午後二時過ギニ至リマシテ開會スルコトナリマシタ、衆議院側ヨリ貴族院ニ衆議院ノ意見ヲ述ベマシテ、成ベク圓滑ナル解決ヲ得タイト考ヘマシテ、第七十七條乃チ再審ノ場合ヲ規定シテアルトコロノ一番大切ナル項目ニナッテ居リマス、第一、第二、第三、第四ト云フ場合ヲ貴族院デ全ク骨抜きニ修正致サレマシタカラ、願クハ此中ノ全部ヲ復活シテ戴キタイノデアルケレドモ、ソレデハ協議會ノ性質ニ背クコトデアルカラシテ、幾分ヲ讓デ戴キタイト云フ懇談ニ及ビマシタガ、ドウモ總會ニ於キマシテハ容レラレマセヌ、更ニ衆議院側ヨリ御懇談ヲ盡サガタメニ特別委員ヲ選舉シタイト云フコトデ、是ハ快ク貴族院側ニ於テ容レラレマシテ、各院三名宛ノ委員ヲ指名致シマシテ、議長是ニ參加致シマシテ、種々懇篤ナル御相談ニ及ビマシタガ、甚ダ意外ナルコトニハ貴族院ノ修正シタル第七十七條第一ヨリ第四ニ至ル間一項モ讓ルコトガ出來ナイ、既ニ一項モ讓ルコトガ出來ナイト云フコトデアレバ、協議會ヲ開イタト云フノハ何ニモナラヌコトデアルカラシテ、切ニ此中幾分ナリトモ容レラレンコトヲ切望致シマシタガ、遂ニ其結果ヲ得マセヌ、是ニ於テ衆議院ノ委員ニ於キマシテハ本會ニ復シマシテ協議ト云フ法令ニ違背シタル時「第三」裁判ニ理由ヲ備ヘサル時「此」二點デ衆議院ノ原案通りニ容レテ戴キタイト云フコトヲ懇望致シマシタ、ソレニ附帶致シマシテ八十條ノ前裁判ニ參與シタル裁判官即チ評定官「第二」裁判ニハ加ハルコトヲ得ズト云フコトハ當然デアリマスカラハ復活スルコトニナリマシタガ、斯様ニ種々懇談ヲ盡シマシタガ、少シモ容レルトコトナリマセヌ、甚ダ吾々委員ノ不肖ナルガタメニ協議會ハ開キマシタケレドモ、一點タリトモ貴族院ノ修正以外ニ於テハ本院ノ希望ヲ容レルト云フコトニナラナカッタト云フコトハ、誠ニ遺憾ヲ感シタ茲ニ諸君ニ御報告致シマス、此ノ如キ次第デアリマスカラシテ、衆議院側ノ動議ニ付キマシテ決ヲ採リマシタトコロガ、少數即チ議長ニハ本日ハ衆議院ノ方ノ不肖ガナルコトニナリマシテ、少數ニシテ遂ニ原案モ少數、貴族院ノ修正、即チ衆議院ニ於キマシテ全然否決シタルトコロノ修正案ガ成立スルコトニナッテ、茲ニ成案トシテ御報告スルコトニナリマシタ、ソレデハ本案ハ此ノ如ク多數ノ條項ハゴザイマスケレドモ、本提出案ノ要項ト致シタ目的ノ骨子トスルコトハ總テ削ラシテシマッタト云フ以上ハ之ヲ存シ置クノ必要ガナイト考ヘマス（拍手起ル）併セテ直ニ否決サレンコトヲ請求致シマス（拍手起ル）

○菅原傳君 唯今元田委員長ヨリノ報告ニ依リマスルモ盡シ、盡シテ成ラヌノデアリマスカラ、實ニ遺憾ノ次第デアリマスルケレドモ、事茲ニ至ッテハ反對ヲ表シ、直ニ否決アラントコトヲ望ムヨリ外ナイ次第デアリマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 今詳シク兩院協議會議長ヨリ報告ニ出マシタガ、菅原君ノ動議ハ貴族院ノ議決案ノ通りトス、即チ當協議會ノ成案ニ反對即チ否決ト云フコトデアリマス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト聲起ル〕

○議長（長谷場純孝君） 御異議ガナイト認メマスカラ、兩院協議會ノ成案ニ對シテハ否決致シマス（滿場一致ト呼フ者アリ）滿場一致デ否決シマス（拍手起ル）次ハ商法中改正法律案、非訟事件手續法中改正法律案、此二案ノ協議會ノ結果ヲ協議委員會ノ議長ヨリ報告致サレマス、鳩山和夫君——修正ニナッタ廉ガ澤山アリマス

ヲ、一旦成案ヲ朗讀致サセマス

〔書記朗讀〕

非訟事件手續法中改正法律案兩院協議會成案

第二百六條中「第五百三十六條」及「第九十五條第三項」ヲ削ル
第二百六條中「第二百六十一條」第五百三十六條「及」第九十五條第三項「ヲ削リ」第二百六十二條「下」第二百六十二條「二」ヲ加フ
其他ハ衆議院議決案ノ通トス

商法中改正法律案兩院協議會成案

第二百六十一條中「第二百六十六條第二項」及「第二百三十八條第二項」規定ニ反シ株式申込證ヲ作ラス「ヲ」第二百二十六條第二項、第二百三十三條第二項、第二百三十八條第二項、第二百三十八條第二項ノ規定ニ反シ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス「二」「第二百三十七條第二項」ヲ「第二百三十七條第三項」ニ改メ「營業報告書」「ノ下」ニ事務報告書「ヲ」加フ

第二百六十一條 發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役、検査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲シ若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ株式總數ノ引受又ハ資本ニ對スル拂込額ニ付キ裁判所又ハ總會ヲ欺罔シタルトキ
二 何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス會社ノ計算ニ於テ不正ニ其株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ
三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利益又ハ利息ノ配當ヲ爲シタルトキ
四 會社ノ營業ノ範圍外ニ於テ投機取引ノ爲メニ會社財産ヲ處分シタルトキ

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セス
第二百六十二條中「社債ヲ募集シタルトキ」ヲ「社債ヲ募集シ又ハ第二百五條第一項ノ規定ニ違反シテ債券ヲ發行シタルトキ」ニ改ム
第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但チ其行為ニ付キ刑罰ノ科スヘキトキハ此限ニ在ラス
一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
二 第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ違反シテ合併會社財産ノ處分、資本ノ減少又ハ組織ノ變更ヲ爲シタルトキ
三 検査役ノ調査ヲ妨ケタルトキ
四 第五百五十一條第二項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ消却シタルトキ
五 第五百五十五條第一項ノ規定ニ違反シテ株式ヲ無記名式ト爲シタルトキ
六 第七百七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

七 第九百九十四條ノ規定ニ違反シ準備金ヲ積立テサルトキ
八 第二百六條ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シ又ハ第二百五條第一項ノ規定ニ違反シテ債券ヲ發行シタルトキ
九 第二百六十條ノ規定ニ依リ裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

十 會社カ裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ニ於テ清算人ニ事務ノ引渡ヲ爲ササルトキ

十一 清算ノ了了ヲ遲延セシムル目的ヲ以テ民法第七十九條ノ期間ノ不當ニ定メタルトキ

十二 民法第七十九條ノ期間内ニ或債權者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ第九十五條ノ規定ニ違反シテ會社財産ヲ分配シタルトキ

第二百六十二條ノ二 發起人會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス但シ其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

一 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 本編ニ定メタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ

三 本編ノ規定ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ

四 本編ノ規定ニ依リ検査又ハ調査ヲ妨ケタルトキ

五 第四百六十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ

六 第二百二十六條第二項、第二百三十三條第二項、第二百三十二條ノ三第一項及第二百三十八條第二項ノ規定ニ違反シ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

七 第四百四十七條第一項又ハ第二百七十七條第三項ノ規定ニ違反シ株式ヲ發行シタルトキ

八 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

九 定款、株主名簿、社債原簿、總會ノ決議録、財産目録、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書及ヒ準備金並ニ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ヲ本店若クハ支店ニ備ヘ置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十 第四百七十四條第一項又ハ第九十八條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ召集セサルトキ

第二百六十二條ノ三 第四百四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル者ハ本章ノ適用ニ付テハ之ヲ發起人ト看做ス

第三百六十七條ノ三 質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲スニ當タリ裏書人カ他人ヲ以テ支拂擔當者トシテ預證券及ヒ質入證券ニ記載セサリシトキハ倉庫營業者ヲ支拂擔當者ト看做ス

第三百六十七條ノ三 質入證券所持有人ノ債權ノ辨濟ハ倉庫營業者ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四百五十二條ノ二 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第五百二十六條ノ二 振出地ハ之ヲ振出人ノ營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス

第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條ノ二、第四百五十二條、第四百五十三條、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

附則 第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ券面額五十圓未滿ノ株式ヲ併合スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十六條 本法施行前ニ會社ニ關スル從前ノ罰則ヲ適用スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス

其ノ他ハ衆議院議決案ノ通トス

(法學博士鳩山和夫君登壇)

○法學博士(鳩山和夫君) 諸君貴衆兩院ノ協議會ノ成案ハ唯今朗讀セラレタ通りデアリマス、私ハ茲ニ今ノ條文ニ拘ラス、成案ノ成立致シマシテ趣意ヲ御報告致サウト考ヘマス、貴族院ノ協議委員ハ勿論當院ノ協議委員モ商法ノ成立ヲ望ムト云フ點ニ於テハ熱心ハ同様デアッタ、併ナガラ條文ニ付テ意見ノ差ハ大分隔リガ多イデアリマス、是ハ以前ニ諸君ガ當院ノ商法ニ對スル修正案ヲ議決セラレタキニ既ニ御承知ノ通り次第デアル、其中テ主ナル問題ヲ掲ゲテ見マスルト、第二百六十一條、第二百六十一條ノ二、三、四、五、六、七、八ト云フ所謂罰則ニ關スル規定、ツレカラ財産目錄調製方法ニ關スル規定、又六百六十五條デアッタ思ヒマスガ、株主以外ノ人ヲ會社ノ重役ニ任用スルコトヲ得ルト云フコトニ付テノ規定、又支拂擔當者ニ關スル規定、又債券及株券額ノ二十圓ト云フモノヲ認ムルヤ否ヤト云フウチ點ニ付テ、大分意見ノ差ガアッタデアル、此中テ最モ意見ノ差アリマス、ハ二百六十一條ノ罰則ニ關スル規定デアリマス、而シテ衆議院ニ於キマシテハ曩ニ二百六十一條又二百六十一條ノ二乃至八ト云フ罰則ハ悉ク削ジマシマシタニ拘ラス、貴族院ニ於テハ其罰則ノ箇條ニ餘程重キヲ置カレタ次第デアル、成案ノ結果ハ二百六十一條中二百六十一條ノ第一號、即チ會社重役ノ背任務行爲ニ任務ニ背キタル行爲ニ對シテ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處スルト云フ條文ガアリマス、此條文ハ背任務ト云フ二字ニ依テ會社重役ノ不都合ナル所爲ガ言表ハサレテアルデアリマスガ、唯任務ニ背クト云フデケテハ如何ニモ茫漠トシテ、捉フルトコロガアリマセウカラシテ、此背任務ト云フ三字ヲ四ツニ書別ケテ第一ニハ所謂俗ニ云フ幽靈株ヲ造ル場合、第二ニハ例ノ預合ヲナス場合、第三ニハ普通通ニ謂フ端配當ノ場合、第四ニハ會社ノ重役ガ會社ノ金ヲ以テ相場ニ手ヲ出シタル場合、斯ウ云フヤウニ明カニ列記ノ方法ニ依リマシテ、會社ノ重役トシテ爲スベカラザル行爲ヲ此所ニ掲ゲタルデアル、而シテ之ニ對スル制裁ハ原案ニハ五年以下ノ懲役トアルノヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處スルト云フコトニ致シマシタノガ、協議會ノ成案デアリマス、而シテ政府ノ原案ニアリマシタコトノ二百六十一條ノ二、是ガ制裁ハ五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金トナツテ居ル、二百六十一條ノ一、是モ制裁ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金トナツテ居ル、二百六十一條ノ五、是モ制裁ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金トナツテ居ル、二百六十一條ノ六、是モ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金トナツテ居ル、二百六十一條ノ七、是ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ト云フ制裁ガ加ヘテアル、二百六十一條ノ八モ此制裁ニ關スル規定デアッタデアリマスガ、是等ハ總テ衆議院ノ意見ノ通り削除スルコトニ貴族院ノ協議員ハ同意セラレタ次第デアリマス、其他ノ重要問題ト申セバ、財産目錄ノ調製方法デアリマスガ、是亦曩ニ衆議院ガ議決シタル通り成案ガ出來マシテ、株主以外ノ人ヲ重役ニ選任スルコトヲ得ルト云フコトノ問題ニ付キマシテモ、選任スルコトヲ得ズト云フ衆

條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス

附則 第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ券面額五十圓未滿ノ株式ヲ併合スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十六條 本法施行前ニ會社ニ關スル從前ノ罰則ヲ適用スヘキ行爲アリタルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其罰則ヲ適用ス

其ノ他ハ衆議院議決案ノ通トス

議院ノ議決ノ通りニ是亦貴族院ニ於テ讓步セラレシタ、ツレカラハ是ハ比較的小サイ問題アリマスガ、手形ノ時効六箇月ヲ一年トナスコト云フコト、又債券若ハ株券ノ額二十圓ノ現行法ヲ其儘採用スルコト云フコト、此等モ衆議院ノ意見通りニ決定致シマシタ、支拂擔當者ノ規定、即チ倉庫營業者ノ倉庫營業者ヲ以テ支拂擔當者トナスト云フ三百六十七條ト思ヒマスガ、此規定ハ唯今期議決ヲ以テ報告セラレタル通りニ衆議院ノ意見ハ譲リマシテ、貴族院ノ意見通りニナリマシタノデアリマス、尙先刻申落シマシタガ、罰則ノ所デ第二百六十二條ニ於キマシテ十號、十一號ト云フ二ツノ過料ノ規定ノ中ニ加ハタモノガアル、是ハ「會社裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合ニ於テ清算人ニ事務ノ引渡ヲ爲ササルトキ」十一「清算ノ了了ヲ遲延セシムル」目ノヲ以テ民法第七十九條ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ」此二ツガ加ハリマシタノデアリマス、其他過料ノ各條項ト云フモノハ現行法ノ通りデアリマス、即チ是亦衆議院ノ意見ノ通りデアリマス、此ノ如クニ修正シタル結果、他ノ條文ニ異動ヲ生ズルノガアル、ツレハ今期議決セラレタルコトニ譲リマス、詰リ唯今私が報告致シマシタルコトノ條文ノ改正セラレタル整理ノ結果デアリマス、而シテ商法中改正法律案ノ修正ノ結果ハ非訟手續法ニモ第二百六條ニ於テ「箇條整理シナケレバ」ナラヌコトトガアリマス、是亦先刻期議決ヲ以テ報告セラレタル通りデアリマス、私ヨリ報告致シマスルハ是ガケアルノデアリマス、此ノ如キ結果ヲ得マスルデアリハ、兩院ノ協議委員ハ誠意ヲ以テ互ニ譲リ得ルガケノ讓步ヲナシマシテ、此結果ヲ得ルニ至リマシタノデアリマス、個人々々ト致シマシテハ多少ノ御不満足ノ點ガアルカモ知レマセヌケレドモ、此際ハ一ツ全會一致ヲ以テ既ニ貴族院ニ於テハ此成案ヲ可決セラレタル上云フコトデアリマス、當院ニ於キマシテモ同様成案ヲ全會一致ヲ以テ御可決アラシコトヲ希望シ、且咄嗟ノ間ニ唯今期議決ヲ以テ報告シタ如キノ箇條ニ手ヲ著ケタルデアリマス、多少整理ノ結果過リガナイコトモナイト考ヘマスルカラ、是ハ議長ニ一任セラレンコトヲ希望致シマス

○宮古啓三郎君 チョット質問ヲ致シタイ、後デ疑義ガ起リマスツイケマセヌカラ今確メテ置キタイノデアリマスガ、二百六十一條ノ第二デゴザイマス、是ハ「何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス會社ノ計算ニ於テ不正ニ其ノ株式ヲ取得シ、又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ」云フ條文ニ出來マシタノデアリマス、今議長ノ報告ニ依リマスル、是ハ預合ヲ指スノデアリト云フコトデアリマスガ、併ナガラ預合トハ茲ニ書イテアリマセヌノデアリマス、此條文ノ文字ニ當テマレバ裁判所デハ之ヲ犯罪者ナリトシテ一年以下ノ懲役ニ處スルコトニナルデアリト思ヒマスガ、サウシマスルト茲ニ書イテアリマス「不正ニ其ノ株式ヲ取得シ、又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ」云フ此「不正ニ」ト云フノハ下ノ質權ノ目的ト云フ方ニモ當テ居ルカ否ヤ、是ハ斯ウ云フ場合ガ澤山アルノデアリマス、田舎ノ方ニ參リマスルト田舎ノ銀行ノ如キハ金ヲ貸シマス、ニ質物トスル品物ガ乏シイ行ハ其銀行ノ株ダケガアツテ、其株ノ對シテ金ヲ貸スト云フヤウナコトヲ能クヤツテ居ル銀行ハ或ハ人ニ金ヲ貸ス、其借リ人ハ株券ヲ銀行ニ預ケテ置ク、斯ウ云フコトヲシテ金ヲ貸シテ居ルト云フヤウナ實例ガ幾ラモアルノデアリマス、丁度ツレガ自分ノ株ヲ質權ノ目的トスル上云フコトハ能ク嵌テ居リマス、デサウ云フ場合モヤリ犯罪トスルコトニナルノデアラウカ、サウ云フコトハ全ク除外シタルノデアラウカ、此文字ノ意味デ左様ナコトヲ除外シタルト認メラレコトデアラウカ、ドウ云フ意味デ此事ハ出來マシタカ、是ハ局ニ當テ議長其他ノ御方ニハ御分リデアリマセウカラ、後トテ疑義ノ生ジナイデメニ承ッテ置キタイト思ヒマス

○高柳覺太郎君 同ク質問デスガ、唯今ノ二百六十一條ノ協議會ノ成案ニハ但書ニアルヤウデアリマスガ、其但書ガアリマスナラバ、モウ一度御朗讀ヲ願ヒマシテ、其趣意ヲ簡單ニ御説明ヲ願ヒマス

○法學博士鳩山和夫君 先ツ宮古君ノ御尋ニ對シテ御答シマス、私ハ預合ト云フ言葉ヲ第二號ニ於テ用井マシタケレドモ、預合ト云フノハ法律語デハアリマセヌ、第二ニ於テ噛配當ト云フ字ヲ用井マシタガ、是亦法律語デハナイノデアリ、ツレデアリマスカラシテ此條文ヲ將來適用スベキ任ニ當ルトコロノ人ハ此條文ノ示ス通りニ之ヲ解釋シテ適用スルノデアリマス、私ガ今此處ニ一己ノ意見ヲ言フタトコロガ、ツレハ法律デモ何デモナイノデアリマス、何等ノ效用モナイモノト存ジマスルカラ、私ノ一己ノ意見ハ此處デ陳述致シマセヌ、ツレカラ高柳君ノ但書ト云フノハドコトコロデアリマス、御示ヲ願ヒマス

○高柳覺太郎君 「刑法ニ明文ノアル場合云々」ト云フコトデアリマス

○法學博士鳩山和夫君 「前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ハ是ヲ適用セス」……

○高柳覺太郎君 ツレハ二百六十一條デス

○法學博士鳩山和夫君 二百六十一條ノ一二三四ト書イテ、其次ニ直グ「前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セス」

○高柳覺太郎君 尙續イテ質問致シマス、其二百六十一條ノ一カラ四ニ至ルトコロノ其四項ノ事實ハ刑法ノ正條ニ罰スベキモノデアルト御認メニナツタノデアリマス、又罰シテ居ラスト御認メニナツタノデアリマス、其明文ノ文句カラ申シマスル、刑法ニアルヤウアル、刑法ノ規定ヲ以テ罰セラレヤウデモアルシ、又罰セラレヌヤウデモアルノデアリ、甚ダ曖昧ノ文句ト思フノデアリマス、協議會ニ於キマシテハ此四項ノ犯罪事項ハ刑法ノ正交ヲ以テ罰シ得ベキモノト認メタアルカ、或ハ罰シテ居ラスト認メタノデアリマスカ、其點ヲ御説明ヲ願ヒタイ

○宮古啓三郎君 チョット今ノコトニ付テ質問ヲ致シタイ、唯今鳩山君ハ自分ノ一己ノ意見ハ言ハヌト云フ御答デアリマスガ、本員ノ聞カント欲スルトコロモ決シテ一己ノ意見ヲ聞キタイト云フノハナイノデス、鳩山君等ガ此規定ヲ作リタルモ決シテ一己ノ意見ヲデアリマス、如何ナル趣意ニ於テ是ガ出來タルデアリカト云フコトヲ御尋ヲ致シマス、是ハ實際今日實業社會ニ於テヤツテ居ルコトデアリ、此法律案ガ實際ノ法律ニナリマス、實業社會デハ大ニ畏怖ノ念ヲ生ズルデアラウト思ヒマス、ソコノ點ガ畏怖スルニ及バヌヤウナ規定デアリカ、如何ナルコトデアリカト云フコトヲハッキリサシテ置ク必要ガアルノデアリマス、是カラ先キニ裁判官ガ此法律ヲ適用スルニ當テ大ニ今日ノ議事ガ參考ニナルノデアリマス、是カラ故ニ此處デ明白ニ致シテ置キタイト思ヒマス、即チ鳩山君等ガ兩院協議會ニ於テ此規定ヲセラレマシタ趣意如何ト云フコトヲ御尋シタイノデアリマス

○法學博士鳩山和夫君 高柳君ノ御尋ニ對シテ先グ御答致シマス、今ノ但書ト云フノデアリマセヌガ、一番末ニ書イタル「前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ適用セス」ト云フノハ刑法ニ「一、二、三、四ト云フヤウナ事柄ヲ罰スベキ規定ガアルヤ否ヤト云フ御尋ノヤウニ承リマシタ

○高柳覺太郎君 サウデス

○法學博士鳩山和夫君 刑法ヲ御覽ナサルト分リマスガ、アリマセヌ

○高柳覺太郎君 サウ認メタカドウデスカ、私ノ意見ハアリマスガ……

○法學博士鳩山和夫君 刑法ハ公ニナツテ居リマシテ、皆知ツテ居ルモノデゴザイマス、刑法ニハ斯様ノ規定ハアリマセヌ、ツレカラ宮古君ノ御尋デゴザイマスガ、宮古君ハ何カ例ヲ舉ゲテ御尋ニナリマシタガ、宮古君ノ御舉ゲニナリマシタヤウナ例ハ協議會ニ於テハ問題ニナリマセヌ「不正ニ」ト云フノハヤハリ常識ヲ以テ不正ニト讀ムノデゴザイマセウ、ツレ以上ハ裁判官ノ認定範圍ニ屬スルノデ、此處デ討論シテモ何等ノ益ガナイト思ヒマス

○菅原傳君 本協議案ニ對シマシテハ贊成可決アラシコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 別ニ御異議アリマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ商法中改正法律案、非訟事件手續法中改正法律案、共ニ兩院協議會ニ於テ成立シタル成文ノ通り贊成スルト云フコトニ決定致シマス、唯今政府ヨリ受領致シマシテ答辯書ハ件名ノミヲ朗讀シテ内容ハ速記録ニ載セテ御報告スルコトニ致シマス
(書記朗讀)

(書記朗讀)

一政府ヨリ受領シタル質問書ニ對スル答辯書ノ件名左ノ如シ

米國官憲ノ在布邦人ニ加ヘタル不法行為ニ關スル質問主意書(小村外務大臣)
行政裁判所評定官免官ニ關スル質問主意書(桂内閣總理大臣)

朝鮮總督府ノ施政ニ關スル質問主意書(桂内閣總理大臣)
東京株式取引所ノ新株式直取引ニ關スル質問主意書(大浦農商務大臣 平田内務大臣)

外交ニ關スル質問主意書(小村外務大臣)
樺太開發ニ關スル質問主意書(桂内閣總理大臣)

普通選舉法案ニ對シ貴族院ニ於ケル政府委員ノ言明ニ關スル質問主意書(桂内閣總理大臣)

教科書改定ニ關スル質問主意書(小松原文部大臣)
殉難者ヲ靖國神社ヘ合祀セムトスル請願ニ關スル質問主意書(寺內陸軍大臣 齋藤海軍大臣 平田内務大臣)

南滿洲鐵道經營ノ現狀ニ關スル質問主意書(桂内閣總理大臣)
國民ノ宗教ニ對スル政府ノ方針ニ關スル質問主意書(平田内務大臣)

馬匹改良ニ關スル再質問主意書(寺內陸軍大臣)
曆法改正調査ニ關スル質問主意書(小松原文部大臣)

淺野「セメント」合資會社粉害事件ニ關スル質問主意書(平田内務大臣 大浦農商務大臣)

一貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
市制改正法律案(政府提出)

町村制改正法律案(同上)

樺太ニ於ケル漁業免許ノ取消及漁業料ノ徵收ニ關スル法律案(同上)

朝鮮銀行法案(同上)

東京市區改正條例中改正法律案(同上)

(第四號)明治四十四年度歲入歲出總豫算追加案

國稅徵收法中改正法律案(本院提出)

廣告物取締法案(本院提出)

印紙稅法中改正法律案(本院提出)

營業稅法中改正法律案(本院提出)

貴族院及衆議院速記技手在官年月數ニ關スル法律案(本院提出)
煉乳原料砂糖戻稅法中改正法律案(本院提出)
又左ノ議案ニ對シテハ第一讀會ヲ開カサルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
地租條例中改正法律案(本院提出)
登錄稅法中改正法律案(同上)
鐵道敷設法中改正法律案(同上)

東京市及大阪市ニ關スル法律案(同上)

(左ノ答辯書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

衆議院議員千田軍之助君提出米國官憲ノ在布邦人ニ加ヘタル不法行為ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十四年三月二十一日

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議員千田軍之助君提出米國官憲ノ在布邦人ニ加ヘタル不法行為ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

爲ニ關スル質問ニ對スル答辯書
質問書第一乃至第三項ニ關シテハ被害者ニ於テ在留國ノ法規ニ從ヒ司法上ノ救濟手段ヲ書スルヲ以テ當然ノ手續トス而シテ一面ニ於テ帝國政府ハ外交上適當ノ範圍內ニ於テ善後ノ方法ヲ講シ居レト雖モ其顛末ハ未タ公表ノ時機ニ達セヌ又第四項ニ關シテハ政府ハ在外帝國官憲ノ報告ニ徵シ其實事ノ存在ヲ認メヌ右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日
外務大臣伯爵小村壽太郎

衆議院議員千田軍之助君提出行政裁判所評定官免官ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
衆議院議員千田軍之助君提出行政裁判所評定官免官ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

對スル答辯書
一 評定官ニ關スル總會ノ決議ハ無効ニ非ラスト認ム
二 政府ハ行政裁判法第六條ニ依リ總會ノ決議ニ基キ上奏シタリ
三 質問ノ第三ハ前二項ニ依リ自ラ明ナルヲ以テ説明セヌ
四 質問ノ第四及第五ノ如キ事實ナシ
右及答辯候也

衆議院議員大竹貫一君提出朝鮮總督府ノ施政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十四年三月二十一日
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
衆議院議員大竹貫一君提出朝鮮總督府ノ施政ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 著實ナル内地人ノ朝鮮移住ハ政府ノ最獎勵スル所ナリ然レトモ恆產ナク若ハ定職ナキ浮浪ノ徒ニ對シテハ政府ハ相當ノ取締ヲ爲スハ勿論ナリトス
二 朝鮮ノ秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ亂スル虞アル言論ニ對シテハ相當ノ取締ヲ爲スト雖モ三言論ヲ拘束スルカ如キコトナシ
三 朝鮮會社令ノ目的ハ朝鮮經濟界ノ穩健ナル發達ヲ期スルニ外ナラス故ニ有益著實ナル會社ノ設立ハ政府ノ最切望スル所ナリ又併合以來朝鮮經濟界ハ益順境ニ向ヒ輸出輸入貿易ノ如キ著シキ進歩ヲ示セリ質問提出者ノ言フカ如ク

官報號外 明治四十四年三月二十二日 衆議院議事速記第二十一號

六二二

之カ爲メ實業界ニ惡影響ヲ及ボシタル事實ヲ認メス

四 鑛山、森林未墾地、及漁區等ノ出願ニ對シテハ慎重ナル調査ヲ遂ケ其ノ適切ナルモノニ對シテハ速ニ之ヲ許可スルノ方針ヲ執レリ然レトモ鑛山ノ如ク鑛床ノ調査ヲ遂クルニアラサレハ妄ニ許可ヲ決定シ能ハサルモノニ關シテハ勢ヒ多少ノ時日ヲ要セサルヲ得ス

五 外國駐在官及外人トノ間ニ於テハ意思最能ク疏通シ質問提出者ノ言フカ如キ事實ヲ認メス

六 政府ハ質問提出者ノ言フカ如キ事實ヲ認メス

七 朝鮮貴族授爵ニ就テハ物議ヲ醸シタル事實ナシ

八 朝鮮ノ教育ハ統治上最緊要ナル事項ナリ政府ハ急激ナル改革ヲ避ケ漸ヲ遂テ改善スルノ適切ナルヲ認メ學制並ニ教科書ノ編纂ニ關シテ慎重ナル調査ヲ爲シ居レリ

九 政府ハ朝鮮ノ地方行政ニ重キヲ置キ之カ施設改善ニ關シテハ最力ヲ致セリ右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議員武藤金吉君提出東京株式取引所ノ新株式直取引ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員武藤金吉君提出東京株式取引所ノ新株式直取引ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

一 取引所カ社會ノ風紀上ニ及ボス影響ニ付キテハ政府ハ最モ注意ヲ怠ラス直取引ニシテ定期ニ類似スルモノ又ハ賭博ニ流レトスルモノ、如キハ充分ノ取締ヲ爲ス必要ヲ認ム

二 取引所ノ監督ニ關シテハ單ニ直取引ノミナラス其他各般ニ涉リテ調査攻究ヲ要スヘキ事項カササルヲ認メ目下慎重審議ヲ盡シ居レリ之ニ依リ適當ノ方法ヲ定メ以テ改善ノ實ヲ擧ゲントス

右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日

農商務大臣男爵大浦兼武

衆議院議員佐々木安五郎君提出外交ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員佐々木安五郎君提出外交ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

東洋ノ平和ヲ維持シ帝國ノ安固ヲ確保シ併セテ帝國ノ利權ヲ擁護スルハ帝國政府外交方針ノ大綱ニシテ外交ノ目的モ畢竟之ニ外ナラス帝國ト列國ト交誼ノ親善敦厚ナルト同時ニ各國人ノ一部ニ於テ一種ノ誤解ヲ懷ク者アルハ事實ナリト雖如此誤解ハ單ニ少數人士ノ間ニ止マリ之カ爲帝國ト列國ト好誼ニ太ナル累ヲ及ボス虞ナシト信ス清國トノ關係ニ至リテハ帝國政府ハ常ニ銳意兩國ノ交情ヲ敦フスルニ努力シ居レリ其大要ハ既ニ二月三十日衆議院ニ於テ本大臣ノ演述シタル通りナリ

外交ニ關スル國民ノ輿論ハ素ヨリ帝國政府ノ特ニ重ク置ク所ニシテ外交ニ關スル事項ハ事ノ差支ナキ限り努メテ之ヲ内外ニ周知セシメ特ニ國內ニ於テ秘密ヲ墨守スルカ如キコトナシ

日英博覽會ノ結果ニ付テハ農商務大臣ト本大臣ト何等所見ヲ異ニスル所ナキノミナラス國勢ノ發展ニ關スル內務大臣ノ觀察モ亦本大臣ト何等異ルコトナク帝國政府ハ常ニ國勢ノ發展ヲ企圖スルト同時ニ可成之ニ伴フ弊害ヲ除去セムコトヲ期待シ居レリ

本大臣ハ嘗テ議會ニ於テ大和民族集中ノ必要ヲ陳述シタルコトアリ其詳細ニ至テハ去ル二月二日衆議院豫算委員會第一分科會ニ於テ之ヲ演述シタル通りナリ日米條約第二條但書ノ件ニ至テハ本大臣ガ二月二日衆議院ニ於テ演述シタル通りノ次第ナリ將又清國游歴中慘禍ニ罹リタル帝國臣民ニ關シテハ其調査ノ既ニ結了セルモノニ付テハ清國ヲシテ相當ノ責任ヲ盡サシメ居リ其被害ノ狀況等調査中ニ係ルモノニ付テハ調査ノ結果ニ依リ相當ノ手段ヲ取ル考ナリ

外務大臣伯爵小村壽太郎

衆議院議員下部喜太郎君外一名提出樺太開發ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

外務大臣伯爵小村壽太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員下部喜太郎君外一名提出樺太開發ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員下部喜太郎君外一名提出樺太開發ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員下部喜太郎君外一名提出樺太開發ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員下部喜太郎君外一名提出樺太開發ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

第一、政府カ樺太漁業制度ニ付採所ノ方針

(一) 樺太ニ於ケル鯨、鯨、鰵ノ漁獲ハ定置漁業タル建網ニ依ルヲ最モ得策ト認ム而シテ其ノ權利者タルトキハ出稼者ト移住者タルトヲ問ハス之カ漁獲ヲ爲ス面ヲ得

(二) 建網漁業者ト一般漁民トノ間ニ待遇ヲ異ニセルコトナシ薪炭材ノ無料伐採ハ特許料金額制定ノ內ニ含メル要素ナリ

(三) 如何ナル漁獲法ト雖モ播殖ニ對シ絕對ノ無害ナルモノナシ定置漁具タル建網ハ他ノ漁法ニ比シ最モ害少ナク且濫獲ノ弊ヲ生ゼサルモノト認ム

(四) 政府ハ漁業移民ト農業移民トニ由テ其保護ヲ區別セス唯其ノ業態ニ相應シテ保護方法ヲ異ニスルノミ

(五) 一旦建網制度ヲ採リ之ヲ有料特許シタル以上ハ其權利者ノ權利行使ニ對シテハ之ヲ制限スルヲ得ス亦權利者ニ非サル者ノ違反行為ニ就テハ之ヲ取締ルノ外ナシ

(六) 共ニ拓殖民ノ本旨ニ適合スルモノト認ム

(七) 年々増進者ノ數ニ多少アリ一定セスト雖モ決定最低額ト實收額トハ約二割弱ノ増進ナリ

(八) 鯨、鯨、鰵ノ實收價額漁業料收入高及割合ハ左ノ如シ

年次	實收	價格	料金收入高	價格ニ對スル料金割合
四十一年	三、〇五八、〇四二	七四七、一五五	二割四分	
四十二年	二、七九二、六二五	七七五、二九五	二割七分	
四十三年	三、九六二、九四五	七三四、八三五	一割八分	

(九)漁業ニ附屬スヘキ海産干場ノ所有權ハ之ヲ附與セサルノ趣旨ニ非ス唯未
其限定區畫ヲ確定スルニ至ラス隨テ之カ附與ヲナス場合ニ至ラス
(十)勿論實用ノナリ而シテ其應用日數ハ其ノ年ノ漁獲高ニ依リテ異ナレリト
雖明治四十一年ニ於テハ五百石四十二年ニ於テハ千五百石ヲ製造セリ
第二官制及拓殖政策ニ關シ採ル所ノ方針
(一)樺太ノ利源ハ研究進ムニ從ヒ隨時之ヲ公ニシ而シテ未タ嘗テ公ニシタル利
源ノ取消ヲ爲シタルコトナシ
(二)樺太ニ於テ必要ト認ムル程度ノ道路ノ開鑿修理ハ之ヲ急ラス化學工藝試
驗ノ如キハ拓殖方針決定ノ上ニ至大ノ關係アリテ之ヲ不急ト認メス
(三)農民ニ貸與スル牛馬ハ各人ノ希望ト其牛馬ヲ要スル實況ニヨリ適當ト認
ムル案配ヲナシ實用ニ應ジシメ必シモ之カ貸借ヲ強エス此ノ點ハ本年以降
以前トヲ區別セス
(四)移住農民ニ對スル家屋建築費ノ補助ハ一月平均三十五圓ノ目安ニシテ
之ヲ以テ完全ナル家屋ノ建築費ノ一部ヲ補助スルニ止マルモノナリ
(五)樺太ニ於ケル農作物ノ收穫ハ年々増進シ居レリ四十二年ハ一部分ノ霜
害アリタレトモ全部ヲ觀ルトキハ畜ニ收穫皆無ナラサルノミナラス增收ノ成績
ヲ見タリ
(六)トマリ口探炭試驗所ハ一ニ吏員ト礦夫トノ刑事上嫌疑ヲ蒙リ居ルハ事
實ナリ其真相ハ未タ判明ナル場合ニ至ラス
(七)四十二年一木内務次臣樺太視察ノ際民間ノ陳情ニ對シ何等阻止シタ
ル事實ナシ
(八)大泊ニ於ケル騷擾事件ニ付テハ豫メ相當ノ注意ヲ加ヘタルニモ拘ハラズ事
態急劇未發ニ之ヲ防グ能ハサリシハ遺憾トスル所ナリ
(九)右事件ノ死傷ハ背法行爲ヲ敢テ自ラ招キタルモノナルヲ以テ特ニ之ヲ慰
藉救助スヘキモノニアラスト認メタリ
(十)暴行ヲ制止スルニ充分ナル警察官吏ヲ急ニ召集シ能ハサル場合ニ於テ法
令ノ定ムル所ニ依リ陸軍ノ力ヲ借りシハ止ムヲ得サル措置ナリト認ム
(十一)全面積約二千方里ノ間ニ四五十ノ官衙ヲ以テセハ諸般ノ願望等ニ數日
ヲ要シ人其ノ不便ニ堪ヘス又行政監督上ニ於テモ本廳ノミニテハ其ノ效力
周カラス目下ノ狀態ニ於ケル現在ノ組織ハ適當ト認ム
(十二)樺太在勤官吏ノ加俸ハ土地ノ狀況上之ヲ必要ト認ム軍政時代ノ制
度ヲ襲用スル趣旨ニアラス
(十三)樺太在勤小學教員ハ他ノ官吏ト待遇ヲ異ニセス
(十四)昨年樺太ニ於ケル鐵道工事請負金高ヨリ幾割ヲ引去リ之ヲ應ニ收得
シタル事實ナシ
(十五)乾餾工場ノ建築ニ就キ一個人ト買上豫約ヲ爲シタル事實ナシ
(十六)樺太金融ニ就テハ北海道拓殖銀行ノ營業範圍ヲ樺太ニ擴張シ之ニ應
ジシメントス
(十七)樺太ノ鐵道ノ拓殖經營ト相伴フ要アリ樺太廳ヲシテ經營管理セシムル
ヲ適當ト認ム
(十八)樺太ニ於ケル高等小學校以上ノ學校ニ就テハ目下研究中ニ屬セリ
(十九)礦物類ニ關シ内地ト其ノ扱ヒヲ同一スルノ利否研究中ナルニ由ル
(二十)法ノ執行ニ要スル機關未タ完備セサルニ由ル
(二十一)目下研究中ナリ

(二十一)沿岸部落内ノ漁業住民ノ組織セル漁業組合ニ附與シタルモノナルヲ
以テ其關係モ亦自ラ其組合員タルモノニ限ル
(二十二)樺太日々新聞ハ廳ノ公布式新聞ナリ隨テ之ニ料金ヲ下附シ居レリ
毎日新聞ハ公布式新聞ニ非ス何等關係ナシ
右及答辯候也
衆議院議員高柳覺太郎君提出普通選舉法案ニ對シ貴族院ニ於ケル政府委員
ノ言明ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也
明治四十四年三月二十一日
衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)
衆議院議員高柳覺太郎君提出普通選舉法案ニ對シ貴族院ニ於ケル政
府委員ノ言明ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一質問書ニ記スル所ハ政府委員ノ述ヘタル所ト異ナルモノアリト雖要スルニ政府
ハ普通選舉ヲ以テ我國情ニ適セサルモノト認ムルニ在リテ政府委員ハ此ノ趣旨
ヲ陳述セルモノナリ
一政府委員ハ適當ト認ムル場合ニ於テ何時ニテモ議案ニ付其意見ヲ述フルコト
ヲ妨ケス
右及答辯候也
衆議院議員村松恆一郎君提出教科書改定ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候也
明治四十四年三月二十一日
衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)
衆議院議員村松恆一郎君提出教科書改定ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一明治三十六年以來教科書編纂上所謂南北兩朝ノ皇位ニ關シテハ姑ク其ノ
正閏問題ニ接觸セサルノ方針ヲ取リ來リ明治四十一年以降教科用圖書調査
委員會ニ於テ教科書ヲ修正スルニ際シテモ亦此ノ方針ヲ踏襲シタルモノニシテ
決シテ委員會ニ於テ兩朝ヲ對等ト認ムルノ說ヲ取リタルニアラス今同修正ニ著
手セシハ御歷代ノ御順位ヲ明記シ且誤解ヲ生スル虞アル點ヲ正サンカ爲ナリ
二御歷代ノ御順位ハ歷史上ノ事實ニ基クモノナリ
三從來教科書編纂ノ主義第一項答辯ノ如シ而シテ現行教科書ハ小學校令ノ
定ムル所ニ依リ日本歷史教科ノ要旨ヲ貫徹スルニ於テ最モ意ヲ致シ明治二十
六年以來同一ノ方針ニ依リ編纂シタルモノニシテ教育上未タ曾テ忠奸正邪ノ
別ヲ紊リ國民思想ノ動搖ヲ惹起シ國體ノ基礎ヲ危クセントシタルカ如キ事實ヲ
認メス
右及答辯候也
明治四十四年三月二十一日
衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿
內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別紙)

衆議院議員島田三郎君提出殉難者ヲ靖國神社へ合祀セムトスル請願ニ
關スル質問ニ對スル答辯書

本件ハ其ノ關係スル所重大ナルモノアルヲ以テ今尙ホ調査中ニ屬ス
右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日

陸軍大臣子爵寺內 正毅
海軍大臣男爵齋藤 實
內務大臣法部平田 東助

衆議院議員鈴木力君提出南滿洲鐵道經營ノ現狀ニ關スル質問ニ對シ別紙答
辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

衆議院議長長谷場純孝殿

內閣總理大臣侯爵桂太郎

(別冊)

衆議院議員鈴木力君提出南滿洲鐵道經營ノ現狀ニ關スル質問ニ對ス
ル答辯書

第一項 南滿洲鐵道株式會社カ社債ヲ財源ノ一部トシテ其ノ事業ヲ經營スル
ハ同社營業ノ便宜ニ基クモノニシテ之レ亦設立當時ノ豫定計畫ニ外ナラス而シ
テ其社債總額ハ資本總額ヲ超過セサルノミナラス政府ノ保護アルカ故ニ毫モ會
社ノ信用ニ影響スルコトナク且既發ノ社債ヲ償還年限ニ先チ償還スルハ低利ノ
借換ヲ爲ス場合ノ外政府ハ當分其意ナシ

第二項 前項ノ理由ニヨリ未募集金ヲ急ニ募集スルノ必要ヲ認メス

第三項

會社ノ財產目錄ハ內地ノ私設鐵道株式會社ノ例ニ依ルモノニシテ不
當ト認メス

第四項

鐵道本支線及工場ノ加工設備一切ノ費用合計四千九百四十二万
餘圓其內譯左ノ如シ

本線建設費

安奉線建設費

工場建設費

合計

一哩當リハ改築中ニ屬スル線路等アルヲ以テ今直ニ正確ナル數字ヲ示シ難シ

第五項

貯藏品中主ナル品目及其價格左ノ如シ

- 線路用品 三九、八二二、二〇一、六九三
- 石 材 七、一四八、〇三五、二六九
- 車輛用品 二、四五一、五〇八、四八八
- セメント石灰類 四九、四二一、七四五、四五〇
- 木 材 二、八七五、四三八、五七七
- 電氣用品 一、〇四八、九二三、三一六
- 機械 九七六、四一二、三六五
- 雜品 六二九、四六三、〇〇〇
- 雜品 五二〇、九〇八、二一八
- 雜品 四九八、三〇五、〇八二
- 雜品 一、五六四、八〇三、〇七一

第六項 全部不用ニ歸シタル事實ヲ認メス

第七項 四十一年度後半期ニ比シ四十二年度後半期利益金ノ増加シ居ルハ
鐵道及續業等ニ於テ收益ヲ増加シタル外尙四十一年度ニ於テハ社債發行差
額填補金トシテ二百一十一万餘圓ヲ支出シ居ルニ由ル

第八項 營業收入ノ明細ハ每期營業報告書ニ詳カナリ

第九項 清國借款金額左ノ如シ

吉長線貸付金額二百十五万圓

此分ハ償還ヲ受ケタル金額ナシ

京奉線貸付金額二十二万圓

償還ヲ受ケタル金額二万六千六百六十六圓六十四錢

第十項 質問ノ如キ事實ヲ認メス

第十一項 煉瓦ノ一部ヲ三井物產會社ヲ經テ購入シタルコトアルモ質問ノ如キ
事實ヲ認メス

第十二項 撫順炭ハ三井物產會社ヲシテ其ノ一部ヲ販賣セシメ居ルモ質問ノ
如キ事實ヲ認メス

第十三項 ベスト發生ノ爲メ探炭額減少シタルニ依リ之ヲ補充トシテ本年一月
及二月中九州炭ヲ買入レタルモ其ノ以前買入レタル事實ヲ認メス

第十四項 昨年一月ヨリ十二月ニ至ル撫順探炭高等左ノ如シ

探炭高 八五四、八二二噸

探炭費 一、一三四、五二三圓

本年一月二月分ハ未タ調査終了セズ

第十五項 四十三年末ニ於ケル貯炭高左ノ如シ

第十六項 原因及責任ニ付尙取調中

第十七項 將來ニ於ケル車輛ノ増加ヲ豫想スルトキハ過大ナル設備ニアラスト認
ム

第十八項 會社ニ調査書類提出ヲ命シ置キタリ

第十九項 中央試驗所ニ於ケル學術的試驗ヲ了ヘ更ニ之ヲ實際工業的ニ試験
シタルニ止マル

第二十項 政府ハ適當ノ監督ヲ爲シ益々事業ノ發展ヲ促シ豫定ノ目的ヲ達セシ
メント期ス

第二十一項 大連ニ行ハル租稅ハ營業稅及雜種稅ニシテ會社員ニハ當然賦
課ナキモノナリ

第二十二項 鐵道用地内ニ方テ營業以外ノ事ヲ行ハシムルハ滿洲ノ現狀ニ於テ
相當ナル組織ト認ム

第二十三項 公費ノ賦課ニ關シテハ質問ノ如キ事實ヲ認メス

第二十四項 滿洲ノ如キ特殊ノ地方ニ於テ事業ニ從事スル者ニ對シテハ相當待
遇ヲ與フルヲ至當ト認ム

第二十五項 質問ノ如キ事實ヲ認メス

衆議院議員早川龍介君提出曆法改正調査ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

コトナキ見込ナリ

第二十九項 目下ノ情況準頭ニ於ケル作業ヲ敏活ニシ且之ヲ安全秩序ヲ保持

第三十一項 質率ニ關シテハ大體ニ於テ質問ノ如キ事實ヲ認メス營口對大連ニ直營實施後大體ニ於テ料金ヲ引キ上ケタル事實ヲ認メス

對スル所謂手加減ハ鐵道輸送業ノ通法トシテ適當ナル處置ト認ム
右及答辯候也

衆議院議員高柳覺太郎君提出國民ノ宗教ニ對スル政府ノ方針ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長谷場純孝殿

衆議院議員高柳覺太郎君提出國民ノ宗教ニ對スル政府ノ方針ニ關スル
質問ニ對スル答辯書

國民ノ信奉スル宗教ニ關シテハ國民ノ健全ナル思想ヲ涵養シ道德ノ振興トニ資セシカ爲政府ハ常ニ注意ヲ怠ラス
右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日

內務大臣法學博士男爵平田東助

衆議院議員澤來太郎君提出馬匹改良ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長谷場純孝殿

(別紙)

衆議院議員澤來太郎君提出馬匹改良ニ關スル再質詰ニ對スル答辯書
 一現在競走馬匹中蘆毛ノ古馬ハ其數極メテ小ナク且年齡ノ關係上長ク持續ス
 ヘキモノニアラサルヲ以テ之ヲ禁止セサルモ敢テ差支ナキノミナラス從來ノ慣行ニ
 關セス直ニ其出場ヲ禁スルハ穩當ナラスト認メタルニ依ル

一藤枝競馬俱樂部ニ於テ蘆毛ノ新馬ヲ出場セシメタルハ同俱樂部ノ誤解ニ依リ古馬番組中ニ編入シタル爲競走前發見セス後日ニ至リ注意ヲ與ヘタル次第ナリ又松戸競馬俱樂部ハ前回答辯ノ通り馬政局ノ通牒ニ基キ俱樂部自ラ該馬匹ノ競走ヲ中止シタルモノナリ
右及答辯候也

明治四十四年三月二十一日

陸軍大臣子爵寺內正毅

官報號外

明治四十四年三月二十二日

衆議院議事速記錄第二十六號

議長ノ報告

六五

明治四十四年三月二十一日

衆議院議長長谷場純孝殿

(別紙)

衆議院議員早川龍介君提出曆法改正調査ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、中正曆ニ關シテハ目下東京帝國大學ニ於テ取調中ナリ

一、東京帝國大學理學部、明治四十三年中、日本交學會ニ於テ太陽曆ニ關スル講演ヲ爲シタルモ、何人ヲモ誹謗侮辱シタルコトナシ、右及答辯候也。

明治四十四年三月二十一日

文部大臣 小松原英太郎

衆議院議員高木益太郎君提出淺野セメント合資會社粉害事件ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治四十四年三月二十一日

內閣總理大臣侯爵桂太郎

衆議院議長長谷場純孝殿

衆議院議員高木益太郎君提出ノ淺野「セメント」合資會社被害事件ニ
關スル質問ニ對スル答辯書

關スル質問ニ對スル答辯書

淺野セメント工場ノ被害ニ付テハ、府ニ於テ夙ニ注意スル所アリ、近年ニ在リテハ、其擴張ヲ許サス尙其被害除却ノ方法ニ付テハ之カ調査ヲ遂ケ、既ニ會社ニ對シテ命令スル所アリ、今其實施方督勵中ニ屬ス、右及答辯候也。

明治四十四年三月二十一日

內務大臣法學博士男爵平田東助
農商務大臣男爵大浦兼武

〔拍手起〕

○議長（長谷場純孝君）諸君、第二十七回帝國議會ノ會期ハ明日ヲ以テ盡キル
次第デアリマスガ、明日ハ春季皇靈祭デアリマスカラ、昨日ノ決議ニ基キ、本日ヲ以テ
議事ノ終了ト致シマス、本期議會ハ韓國併合ニ伴フ諸般ノ計畫ヲ議定スヘキ最初ノ
議會デアリマス、而シテ此ノ會期中本會ヲ開キタル日數ガ二十六、委員會ヲ開キタル
日數ガ五十一デアリマス、其ノ本院ニ提出セラレタル議案ノ數ハ二百三十四件デ、
請願ノ特別報告ニ係ルモノ六百四十四件、合計八百七十八件デアリマシテ、議案ノ
提出ノ多キコトハ第一期以來第三位ヲ占メ、又請願ノ特別報告ハ其ノ例ヲ見ザル多
數デアリマス、今其最も重要ナルモノヲ擧ゲマスレバ、豫算ニ於テハ明治四十四年度總
豫算ノ歲出經常部四億六百八十六万九千二百二十七圓、歲出臨時部一億四千四
百八十三万八千五百四十八圓、是レニ四十三兩年度ノ追加豫算ヲ通算シ、五億
八千二百八十五万三千六百九十九圓ノ支出ニ協贊ヲ與ヘタノデアリマス、又法律案ニ於
テハ治水費資金、朝鮮ニ於ケル特別會計ノ設置及朝鮮ニ關スル諸法案ニ協贊ヲ
與ヘ、茲ニ多年ノ問題タリシ市町村制ノ改正、工場法案、商法改正案等ノ成立ヲ

見ルニ至リマシタ、右ノ外鐵道ノ建設速成、港灣ノ修築改良、電氣銀行等ニ關スル産業ノ發達ヲ資クルモノ、教育並ニ國民ノ權利ニ關スルモノ等アリマス、又朝鮮併合ニ伴フ幾多ノ緊急勅令ニ對シテハ承諾ヲ與ヘ、若ハ法案トシテ可決シ、ソレノ善後ノ處置ヲ取リ、尙昨年ニ於ケル各地未曾有ノ水害ニ對シテハ右ニ述ベタル豫算法律案等ニ依リ、適當ナル計畫ヲ施スコト、ナツタデアリマス、以上述べタル諸案件ヲ今日マデニ幾ド議スルヲ得マシタノハ畢竟諸君ノ御勵精ノ結果デアリマス、茲ニ諸君ノ數月間ノ御勞劬ヲ謝シ、併セテ諸君ノ健康ニシテ、益々憲政ノ完美ニ務メラレンコトヲ祈リマス(拍手起ル)尙終リニ澄ミ本職ガ本會期ニ於キマシテモ、幸ニ其職責ヲ完ウスルコトヲ得マシヌハ、一ニ諸君ノ同情ニ依リマスルノデ、深ク感謝致シマス(拍手起ル)例ニ依リマシテ本會期ノ議事ノ成績ハ書記官長ヨリ御報告ヲ致シマス

〔拍手起ル〕

〔書記官長朗讀〕

本會期ニ於ケル議案數及議事ノ結果

一政府提出議案 九十三件

内

可決シタルモノ 九十件

否決シタルモノ 二件

撤回シタルモノ 一件

一本院提出法律案 五十五件

内

可決シタルモノ 三十九件

否決シタルモノ 五件

撤回シタルモノ 二件

未決ノモノ 九件

一上奏案 一件(可決)

一建議案 八十件

内

可決シタルモノ 六十五件

否決シタルモノ 四件

議決ヲ要セスト決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 六件

未決ノモノ 四件

一決議案 三件(否決)

以上ヲ合計スレハ

本院ニ提出セラレタル議案ノ總數二百三十二件

内

可決シタルモノ 百九十五件

否決シタルモノ 十四件

議決ヲ要セスト決シタルモノ 一件

撤回シタルモノ 九件

未決ノモノ 十三件

此ノ外

決算

回付案

兩院協議會成案

又

請願書ノ提出セラレタル總數千三百四十二件

内

法律案トシテ可決シタルモノ 四件

採擇スヘシト決シタルモノ 五百六十四件

政府ニ參考トシテ送付シタルモノ 四百二十八件

委員會ニ參考トシテ送付シタルモノ 四百七十七件

議決ヲ要セスト決シタルモノ 二百二十三件

委員會ニ於テ否決シ又ハ取下

ケ者ハ呈出者ニ返付シタルモノ 七十件

未了ノモノ 六件

又

委員會開會度數

内

速記ヲ付シタルモノ 四百八十二

質問總數

内

口頭ヲ以テ答辯シタルモノ 四百

書面ヲ以テ答辯シタルモノ 四十八件

撤回シタルモノ 二件

○議長(長谷川純孝君) 第二十七回帝國議會ハ是ニテ議事ヲ閉ヂマス

〔拍手起ル〕

午後九時三十三分散會

衆議院議事速記録第二十五號正誤

頁	段	行	誤	正
五九	一	下	二五	ニフレイト
五九	二	下	一六	製造所ヨリ皆
五九	二	下	一六	製造所ハ皆供
五九	二	下	一七	定ノカラ有シ
五九	二	下	一七	實ノカラ有シ